

第2編

風水害等対策編

宇和島市地域防災計画（第2編 風水害等対策編）

目 次

第1章 災害予防計画.....	- 1 -
第1節 防災気象情報の伝達.....	- 1 -
第1 主旨.....	- 1 -
第2 警報等の定義.....	- 1 -
第3 気象等特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統.....	- 2 -
第4 気象情報の種類・発表基準及び伝達系統.....	- 4 -
第5 土砂災害警戒情報の発表・伝達.....	- 5 -
第6 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表及び伝達.....	- 6 -
第7 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達.....	- 6 -
第8 伝達体制.....	- 6 -
第9 非常時の伝達体制.....	- 6 -
第2節 防災思想・知識の普及.....	- 7 -
第1 主旨.....	- 7 -
第2 市.....	- 7 -
第3 関係機関の活動.....	- 9 -
第4 普及の際の留意点.....	- 9 -
第3節 自主防災組織の活動.....	- 11 -
第1 主旨.....	- 11 -
第2 市民の果たすべき役割.....	- 11 -
第3 自主防災組織の育成強化.....	- 12 -
第4 自主防災組織の果たすべき役割.....	- 13 -
第5 市の活動.....	- 15 -
第6 自主防災組織と消防団等との連携.....	- 16 -
第7 地域における自主防災活動の推進.....	- 16 -
第4節 事業者の防災対策.....	- 17 -
第1 主旨.....	- 17 -
第2 企業防災の推進.....	- 17 -
第3 事業所等における自主防災活動.....	- 17 -
第4 災害時業務継続計画.....	- 18 -
第5節 ボランティア活動の環境整備.....	- 19 -
第1 主旨.....	- 19 -
第2 ボランティアの登録・育成.....	- 19 -
第3 ボランティアの果たすべき役割.....	- 19 -
第4 ボランティア団体等との連携.....	- 20 -
第5 ボランティア受入体制等の整備.....	- 20 -
第6 専門ボランティアの活動への支援等.....	- 20 -
第6節 防災訓練の実施.....	- 21 -
第1 主旨.....	- 21 -
第2 防災訓練の実施責務又は協力.....	- 21 -
第3 防災訓練の種別.....	- 22 -
第4 防災訓練の時期.....	- 22 -

第5	防災訓練の方法	- 22 -
第6	各種訓練への協力	- 22 -
第7	災害事象を想定した訓練の実施	- 23 -
第8	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	- 23 -
第7節	業務継続計画の策定	- 24 -
第1	主旨	- 24 -
第2	業務継続計画の概要	- 24 -
第3	業務継続計画の見直し	- 24 -
第8節	火災予防対策	- 25 -
第1	主旨	- 25 -
第2	消防団員の教育・育成	- 25 -
第3	防火思想の普及	- 25 -
第4	火災予防対策	- 25 -
第5	危険物施設等の防火対策	- 25 -
第6	消防力の充実強化	- 26 -
第7	消防水利の整備	- 26 -
第8	消火活動における自主防災組織との連携	- 27 -
第9節	林野火災予防対策	- 28 -
第1	主旨	- 28 -
第2	林野の状況	- 28 -
第3	林野火災予防思想の普及、啓発	- 28 -
第4	林野火災消防計画の確立	- 28 -
第5	林野火災防止対策	- 28 -
第6	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	- 29 -
第7	消火活動	- 30 -
第10節	風水害予防対策	- 31 -
第1	主旨	- 31 -
第2	危険箇所の把握	- 31 -
第3	水防対策	- 31 -
第4	小型船舶の事前避難	- 31 -
第5	家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策	- 31 -
第6	避難の指示	- 32 -
第7	高潮ともなう浸水被害の防止	- 32 -
第11節	地盤災害予防対策	- 33 -
第1	主旨	- 33 -
第2	土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の指定及び警戒避難体制の整備	- 33 -
第3	土砂災害対策	- 34 -
第12節	孤立地区対策	- 35 -
第1	主旨	- 35 -
第2	災害時に孤立のおそれのある地区の把握	- 35 -
第3	離島対策	- 35 -
第4	孤立化の未然防止対策	- 35 -
第13節	避難体制の整備	- 37 -
第1	主旨	- 37 -
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	- 37 -
第3	避難路の指定	- 39 -
第4	住民等への周知のための措置	- 39 -

第5	指定避難所の設備及び資材・機材の配備	- 40 -
第6	避難計画	- 40 -
第7	防災上重要な施設管理者の留意事項	- 41 -
第8	避難所運営マニュアルの策定	- 42 -
第9	福祉避難所設置・運営マニュアルの運用	- 42 -
第14節	緊急物資確保対策	- 43 -
第1	主旨	- 43 -
第2	食料及び生活必需品等の確保	- 43 -
第3	飲料水等の確保	- 44 -
第4	物資供給体制の整備	- 45 -
第15節	医療救護体制の整備	- 46 -
第1	主旨	- 46 -
第2	災害医療コーディネータの設置	- 46 -
第3	初期医療体制の整備	- 46 -
第4	後方医療体制の整備	- 47 -
第5	医療品等の確保体制の整備	- 49 -
第6	災害情報の収集、連絡体制の整備	- 49 -
第7	難病患者等の状況把握	- 49 -
第8	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	- 49 -
第9	災害救助法の適用による医療救護基準	- 49 -
第10	災害救助法の適用による助産の基準	- 49 -
第16節	防疫・衛生、保健衛生活動体制の整備	- 51 -
第1	主旨	- 51 -
第2	防疫・衛生活動	- 51 -
第3	保健衛生活動体制の整備	- 51 -
第4	し尿処理体制の確保	- 51 -
第5	ごみ処理及び災害廃棄物の処理体制の確保	- 51 -
第6	市民が実施すべき事項	- 52 -
第17節	要配慮者の支援対策	- 53 -
第1	主旨	- 53 -
第2	市の活動	- 53 -
第3	社会福祉施設等における対策	- 54 -
第4	在宅者対策	- 54 -
第5	外国人等に対する防災対策	- 55 -
第6	要配慮者支援の基礎づくり	- 55 -
第18節	帰宅困難者対策計画	- 58 -
第1	主旨	- 58 -
第2	帰宅困難者に対する防災対策	- 58 -
第19節	広域応援体制の整備	- 59 -
第1	主旨	- 59 -
第2	全県的な消防相互応援体制の整備	- 59 -
第3	消防防災ヘリコプターの活用	- 59 -
第4	広域防災拠点の整備	- 60 -
第5	受援計画の策定・運用	- 60 -
第6	県内市町との連携強化	- 60 -
第20節	情報通信システムの整備	- 61 -
第1	主旨	- 61 -

第2	情報収集・連絡体制の整備	- 61 -
第3	通信施設の整備	- 61 -
第4	災害発生時の職員参集システムの整備	- 61 -
第5	情報システムの安全対策	- 63 -
第21節	ライフライン災害予防対策	- 64 -
第1	主旨	- 64 -
第2	水道施設	- 64 -
第3	下水道施設	- 64 -
第4	電力施設	- 65 -
第5	ガス施設	- 65 -
第6	電信電話施設	- 66 -
第7	廃棄物処理施設	- 67 -
第22節	公共土木施設等災害予防対策	- 68 -
第1	主旨	- 68 -
第2	道路施設	- 68 -
第3	河川管理施設	- 70 -
第4	海岸保全施設	- 70 -
第5	港湾・漁港施設災害予防対策	- 70 -
第6	漁港施設	- 70 -
第7	砂防等施設	- 70 -
第8	農地、林業等施設	- 71 -
第9	公共建築物	- 71 -
第23節	建築物災害予防対策	- 72 -
第1	主旨	- 72 -
第2	風水害に強いまちづくり	- 72 -
第3	大火災に強いまちづくり	- 72 -
第4	都市の防災構造の強化	- 72 -
第5	建築物の安全性の確保	- 73 -
第24節	水害予防対策	- 74 -
第1	主旨	- 74 -
第2	治山	- 74 -
第3	治水	- 74 -
第4	タイムラインの作成	- 75 -
第25節	危険物施設等災害予防対策	- 76 -
第1	主旨	- 76 -
第2	予防査察等の強化	- 76 -
第3	予防教育の徹底	- 76 -
第4	防災訓練の実施	- 76 -
第26節	海上災害予防対策	- 77 -
第1	主旨	- 77 -
第2	市、県等関係機関の活動	- 77 -
第3	宇和海地区大量排出油等防除協議会の活動	- 77 -
第27節	資材・機材等の点検整備	- 78 -
第1	主旨	- 78 -
第2	点検整備を要する資材・機材	- 78 -
第3	実施機関	- 78 -
第4	実施時期	- 78 -

第5	点検整備実施内容	- 78 -
第6	資材・機材、車両の調達	- 79 -
第7	留意事項	- 79 -
第28節	鉄道施設災害予防計画	- 80 -
第1	主旨	- 80 -
第2	防災体制の確立	- 80 -
第3	施設等の整備	- 80 -
第4	異常気象時における運転の停止等	- 80 -
第29節	災害復旧・復興への備え	- 81 -
第1	平時からの備え	- 81 -
第2	複合災害への備え	- 81 -
第3	災害廃棄物の発生への対応	- 81 -
第4	各種データの整備保全	- 83 -
第5	保険・共済の活用	- 83 -
第6	罹災証明書交付体制の整備	- 83 -
第7	復興事前準備の実施	- 83 -
第8	復興対策の研究	- 83 -
第2章	災害応急対策	- 84 -
第1節	応急措置の概要	- 84 -
第1	主旨	- 84 -
第2	市のとるべき措置	- 84 -
第3	県のとるべき措置	- 84 -
第4	市民のとるべき措置	- 85 -
第5	関係機関のとるべき措置	- 85 -
第2節	活動体制	- 86 -
第1	主旨	- 86 -
第2	警戒体制	- 86 -
第3	宇和島市災害警戒本部	- 86 -
第4	宇和島市災害対策本部	- 87 -
第5	動員計画	- 112 -
第3節	通信連絡活動	- 115 -
第1	主旨	- 115 -
第2	通信伝達手段	- 115 -
第3	孤立地域との通信連絡	- 116 -
第4	通信施設の確保	- 117 -
第4節	情報活動	- 118 -
第1	主旨	- 118 -
第2	情報活動の強化	- 118 -
第3	処理すべき情報の種類	- 119 -
第4	気象情報の収集	- 119 -
第5	被害情報の収集	- 121 -
第6	情報の伝達	- 123 -
第7	県等への報告及び要請	- 124 -
第5節	災害広報活動	- 129 -
第1	主旨	- 129 -
第2	広報内容	- 129 -

第3	広報活動の方法	- 129 -
第4	広報実施方法	- 129 -
第5	県に対する広報の要請	- 130 -
第6	災害の記録	- 130 -
第7	市民が必要な情報を入手する方法	- 130 -
第8	広聴活動	- 130 -
第9	安否情報の提供	- 131 -
第6節	災害救助法の適用	- 132 -
第1	主旨	- 132 -
第2	災害救助の実施機関	- 132 -
第3	災害救助法の適用基準	- 132 -
第4	災害救助法の適用手続	- 132 -
第5	救助項目及び実施期間	- 133 -
第6	災害救助法による救助の基準	- 133 -
第7節	避難活動	- 134 -
第1	主旨	- 134 -
第2	避難情報	- 134 -
第3	警戒区域の設定	- 136 -
第4	避難の方法	- 138 -
第5	指定避難所の開設	- 140 -
第6	指定避難所の運営	- 141 -
第7	要配慮者の避難	- 143 -
第8	二次災害緊急避難計画の策定	- 144 -
第8節	緊急輸送活動	- 145 -
第1	主旨	- 145 -
第2	実施体制	- 145 -
第3	緊急輸送路の確保	- 145 -
第4	緊急輸送体制の確立	- 145 -
第5	緊急輸送の実施	- 146 -
第6	災害救助法による実施基準	- 149 -
第9節	交通応急対策	- 150 -
第1	主旨	- 150 -
第2	実施機関	- 150 -
第3	陸上交通確保の方針	- 150 -
第4	災害発生時の自動車運転手のとるべき措置	- 150 -
第5	道路の交通規制	- 151 -
第6	道路交通確保の措置	- 153 -
第7	緊急通行車両	- 153 -
第8	鉄道確保の措置	- 153 -
第9	海上交通の確保	- 153 -
第10節	地区の孤立対策	- 155 -
第1	主旨	- 155 -
第2	各機関の対策	- 155 -
第11節	消防活動	- 156 -
第1	主旨	- 156 -
第2	消防活動の基本方針	- 156 -
第3	消防機関の組織	- 157 -

第4	消防機関の活動	- 157 -
第5	警察官との相互協力	- 158 -
第6	消防活動の応援要請	- 158 -
第7	事業所の活動	- 159 -
第8	市民及び自主防災組織の活動	- 159 -
第12節	水防活動	- 160 -
第1	主旨	- 160 -
第2	水防計画の目的	- 160 -
第3	水防組織	- 160 -
第4	水防倉庫及び資材・機材の整備	- 160 -
第5	水防活動の内容	- 161 -
第6	水防活動の応援要請	- 161 -
第7	水門等の操作及び通報	- 161 -
第13節	人命救助活動	- 162 -
第1	主旨	- 162 -
第2	人命救助活動の基本方針	- 162 -
第3	救出活動	- 162 -
第4	救急活動	- 163 -
第5	関係機関への応援要請等	- 163 -
第6	自主防災組織、事業所等の活動	- 164 -
第7	災害救助法による実施基準	- 164 -
第14節	帰宅困難者対策	- 165 -
第1	主旨	- 165 -
第2	帰宅困難者対策	- 165 -
第15節	食料供給活動	- 166 -
第1	主旨	- 166 -
第2	実施体制	- 166 -
第3	食料供給の対象者	- 166 -
第4	食料供給の実施	- 166 -
第5	炊き出しの実施	- 167 -
第6	市民及び自主防災組織等の活動	- 168 -
第7	災害救助法による実施基準	- 168 -
第16節	生活必需品等物資供給活動	- 169 -
第1	主旨	- 169 -
第2	実施体制	- 169 -
第3	物資供給の対象者	- 169 -
第4	物資供給の実施	- 169 -
第5	市民及び自主防災組織等の活動	- 170 -
第6	災害救助法による実施基準	- 170 -
第17節	飲料水等の確保・供給	- 171 -
第1	主旨	- 171 -
第2	実施体制	- 171 -
第3	飲料水等の確保	- 171 -
第4	応急給水の実施	- 171 -
第5	市民及び自主防災組織等の活動	- 172 -
第6	災害救助法による実施基準	- 172 -
第18節	医療救護活動	- 173 -

第1	主旨	- 173 -
第2	実施体制	- 173 -
第3	医療救護活動の実施方針	- 173 -
第4	情報の収集・提供	- 173 -
第5	医療救護の対象者	- 173 -
第6	医療救護班等の編成	- 173 -
第7	救護所の設置	- 174 -
第8	傷病者の搬送	- 176 -
第9	日本赤十字社愛媛県支部の医療救護活動	- 176 -
第10	市民及び自主防災組織等の活動	- 176 -
第11	他市町への協力	- 177 -
第12	災害救助法による実施基準	- 177 -
第19節	行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬活動	- 178 -
第1	主旨	- 178 -
第2	実施体制	- 178 -
第3	応急対策活動	- 178 -
第4	行方不明者及び死体の搜索	- 178 -
第5	遺体の措置	- 179 -
第6	遺体の収容、安置	- 179 -
第7	遺体の火葬・埋葬	- 179 -
第8	県への応援要請	- 180 -
第9	災害救助法による実施基準	- 180 -
第10	記録等	- 180 -
第20節	防疫・衛生活動	- 181 -
第1	主旨	- 181 -
第2	実施体制	- 181 -
第3	応急対策活動	- 181 -
第4	防疫・衛生活動の実施	- 181 -
第5	市民の活動	- 183 -
第21節	保健衛生活動	- 184 -
第1	主旨	- 184 -
第2	実施体制	- 184 -
第3	被災者等への保健衛生活動	- 184 -
第4	健康相談等	- 184 -
第5	保健師等の応援・派遣受入	- 185 -
第22節	廃棄物等の処理	- 186 -
第1	主旨	- 186 -
第2	実施体制	- 186 -
第3	し尿の収集と処理	- 186 -
第4	へい死獣の処理方法	- 187 -
第5	災害廃棄物の処理	- 187 -
第23節	障害物除去活動	- 188 -
第1	主旨	- 188 -
第2	実施体制	- 188 -
第3	道路等の障害物の除去	- 188 -
第4	河川の障害物の除去	- 188 -
第5	港湾区域・漁港区域における障害物の除去	- 188 -

第6	住宅の障害物の除去	- 188 -
第7	障害物の保管等の場所	- 189 -
第8	災害救助法による実施基準	- 189 -
第24節	動物管理活動	- 190 -
第1	主旨	- 190 -
第2	活動内容	- 190 -
第3	死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理	- 190 -
第25節	労働力確保対策	- 191 -
第1	主旨	- 191 -
第2	労働力の確保	- 191 -
第3	労働者の雇用	- 191 -
第4	労働者等に対する従事命令等	- 192 -
第5	災害救助法による実施基準	- 193 -
第26節	応急住宅対策	- 194 -
第1	主旨	- 194 -
第2	実施体制	- 194 -
第3	応急的な住宅の確保	- 194 -
第4	応急仮設住宅の建設	- 194 -
第5	応急借上げ住宅（みなし応急仮設住宅）の確保	- 195 -
第6	住宅の応急修理	- 195 -
第7	市営住宅の応急修理	- 195 -
第8	建築資材・機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	- 196 -
第9	建築相談窓口の設置	- 196 -
第10	災害救助法による実施基準	- 196 -
第27節	要配慮者に対する支援活動	- 197 -
第1	主旨	- 197 -
第2	避難行動要支援者の避難誘導	- 197 -
第3	指定避難所等への移送	- 197 -
第4	応急仮設住宅への優先的入居	- 197 -
第5	在宅者への支援	- 197 -
第6	応援依頼	- 197 -
第28節	ボランティア活動対策	- 198 -
第1	主旨	- 198 -
第2	災害ボランティアセンターの設置	- 198 -
第3	ボランティア支援体制	- 198 -
第4	ボランティアの活動内容	- 199 -
第5	県のボランティア活動調整班との連携	- 199 -
第6	企業等の災害支援職員の受入	- 199 -
第29節	広域応援活動	- 200 -
第1	主旨	- 200 -
第2	県に対する応援要請	- 200 -
第3	他の市町長等に対する応援要請	- 201 -
第4	消防機関への応援要請	- 201 -
第5	応援要員の受入れ体制	- 201 -
第6	他の地方公共団体等からの応援職員の受入体制	- 201 -
第30節	自衛隊災害派遣要請	- 202 -
第1	主旨	- 202 -

第2	災害派遣要請事項	- 202 -
第3	災害派遣要請の手続	- 202 -
第4	自衛隊の救助活動の内容	- 204 -
第5	自衛隊の自主派遣	- 204 -
第6	災害派遣部隊の受入体制	- 204 -
第7	災害派遣部隊の撤収要請	- 205 -
第8	経費の負担区分	- 205 -
第31節	海上保安庁の支援	- 206 -
第1	主旨	- 206 -
第2	海上保安庁への支援依頼	- 206 -
第32節	ライフライン災害応急対策	- 207 -
第1	主旨	- 207 -
第2	水道施設	- 207 -
第3	下水道施設	- 208 -
第4	電力施設	- 208 -
第5	ガス施設（プロパンガス）	- 209 -
第6	電信電話施設	- 210 -
第7	廃棄物処理施設	- 211 -
第33節	公共土木施設等の確保対策	- 212 -
第1	主旨	- 212 -
第2	道路施設	- 212 -
第3	河川管理施設	- 212 -
第4	砂防等施設	- 212 -
第5	海岸保全施設	- 212 -
第6	港湾施設	- 212 -
第7	治山等施設	- 213 -
第8	漁港施設	- 213 -
第9	農地、農林業施設	- 213 -
第10	情報システム	- 213 -
第11	都市公園施設	- 213 -
第34節	危険物施設等の安全確保	- 214 -
第1	主旨	- 214 -
第2	火薬類の保安対策	- 214 -
第3	高圧ガスの保安対策	- 214 -
第4	石油類の保安対策	- 214 -
第5	毒物劇物の保安対策	- 214 -
第35節	海上災害応急活動	- 216 -
第1	主旨	- 216 -
第2	実施責任機関	- 216 -
第3	関係機関相互の通報連絡	- 216 -
第4	応急対策活動	- 217 -
第36節	大規模火災応急活動	- 221 -
第37節	林野火災応急活動	- 222 -
第38節	応急教育活動	- 223 -
第1	主旨	- 223 -
第2	実施体制	- 223 -

第3	応急計画の作成	- 223 -
第4	応急措置	- 223 -
第5	応急教育の実施	- 223 -
第6	学用品等の調達及び支給	- 225 -
第7	給食等の措置	- 225 -
第8	学校施設の一時使用の措置	- 225 -
第9	文化財の保護	- 225 -
第39節	社会秩序維持活動	- 226 -
第1	主旨	- 226 -
第2	市の活動	- 226 -
第3章	災害復旧・復興対策	- 227 -
第1節	公共施設等復旧対策	- 227 -
第1	主旨	- 227 -
第2	実施主体	- 227 -
第3	災害復旧事業対策の種類	- 227 -
第4	災害廃棄物の処理	- 228 -
第5	激甚災害の指定	- 228 -
第6	災害査定促進	- 228 -
第7	速やかな災害対策事業の発注に向けた体制整備	- 228 -
第8	海上災害復旧・復興対策	- 228 -
第2節	復旧・復興対策の体制	- 230 -
第1	主旨	- 230 -
第2	宇和島市災害復興本部	- 230 -
第3節	復興計画	- 232 -
第1	主旨	- 232 -
第2	復興計画	- 232 -
第3	防災まちづくりを目指した復興	- 232 -
第4	復興財源の確保	- 233 -
第4節	災害復旧資金	- 235 -
第1	主旨	- 235 -
第2	中小企業を対象とした支援	- 235 -
第3	農林漁業者を対象とした支援	- 235 -
第5節	被災者等の生活再建支援計画	- 236 -
第1	主旨	- 236 -
第2	要配慮者の支援	- 236 -
第3	被災者に対する資金の貸付等	- 236 -
第4	被災者の生活確保	- 239 -
第5	中小企業関係融資	- 240 -
第6	農林漁業関係融資	- 240 -
第7	罹災証明の発行	- 240 -
第8	義援物資、義援金の受入れ及び配分	- 240 -
第9	生活再建支援策等の広報	- 241 -
第10	地域経済の復興と発展のための支援	- 241 -

第1章 災害予防計画

災害予防対策は、災害の発生を未然に防止し、その影響を最小限に抑えるため、防災に関する施設の整備、点検及び防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等とともに、住民の防災意識の高揚が重要である。本章では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 防災気象情報の伝達

第1 主旨

本計画では、松山地方気象台からの気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達に関して定める。

第2 警報等の定義

1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表するものをいう。

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、**市町村長**の避難指示等の**発令判断**や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

8 水防警報

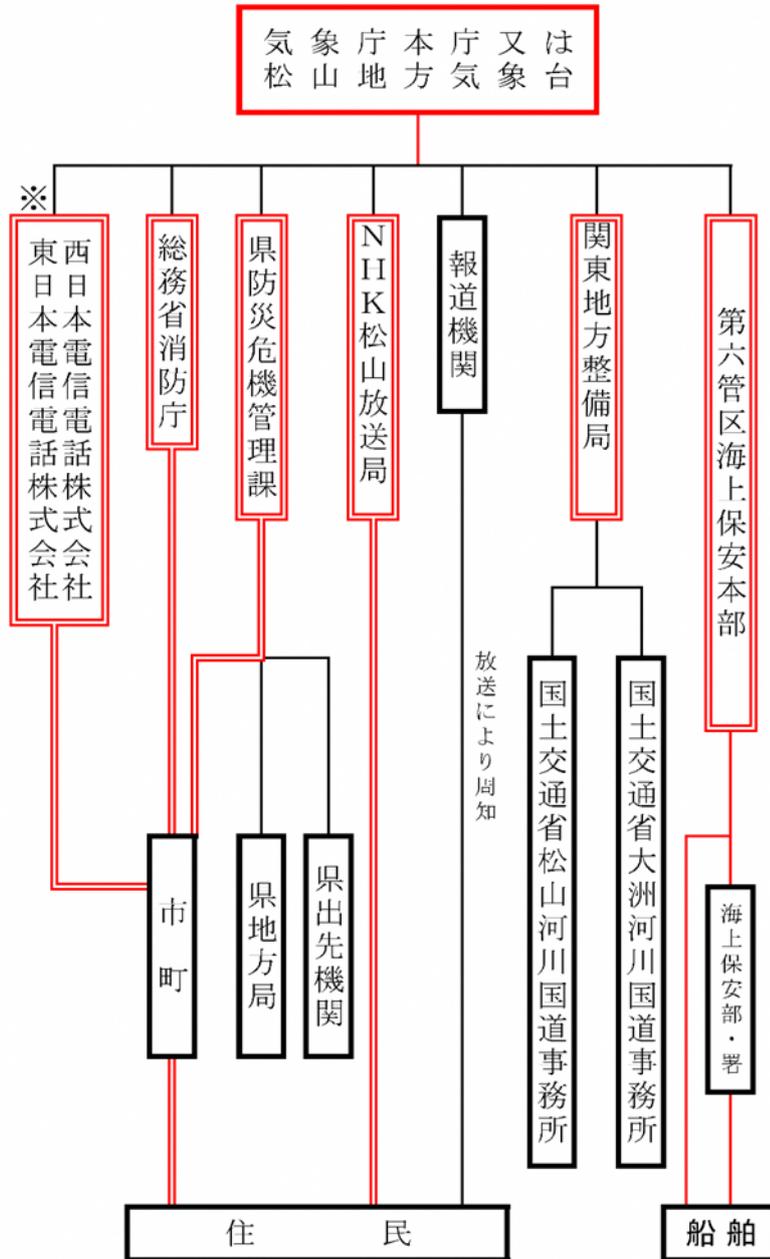
水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水

■別表 特別警報・警報・注意報の伝達系統

2023. 12. 27現在



※印は警報のみ。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 第六管区海上保安本部には広島地方気象台から伝達する。

第4 気象情報の種類・発表基準及び伝達系統

1 気象情報の種類

- (1) 気象情報は、対象とする地域によって、次の種類に分けられる。
 - ・全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
 - ・四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
 - ・愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」
- (2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。
 - ・特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
 - ・特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。
 - ・記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
 - ・少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの。
- (3) 気象情報の対象となる現象別の種類
台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報^{※1}、竜巻注意情報^{※2}などがある。
 - ※1 記録的短時間大雨情報
大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。具体的には、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析された場合に発表する。
 - ※2 竜巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。
- (4) 防災気象情報と警戒レベル
市民が「自らの命は自らが守る」意識をもち、自らの判断で避難行動をとるために、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。
多くの場合、防災気象情報は避難指示等よりも先に発表されることから、市民への周知を図ることで、自ら避難の判断を行うよう促す。
- (5) 民間の気象情報
予報業務許可を受けた民間の気象会社等が様々な情報サービスを行っている。気象台からの情報に加えて、民間の気象会社等との契約の下、提供される気象情報を活用することで、より正確で、迅速な情報を得ることにより、避難指示等の発令に寄与する。

(防災気象情報と警戒レベル)

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布(災害切迫、黒) 	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報 氾濫危険情報 危険度分布(非常に危険、うす紫) 	地元の自治体が避難指示を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 洪水警報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの) 氾濫警戒情報 危険度分布(警戒、赤) 	地元の自治体が高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 危険度分布(注意、黄) 	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの) 	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報(警報級の可能性) <p>注:大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合</p>	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準じる。

第5 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講ずる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等をとるべき行動について」のとおりである。

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)発表中において、降雨の実況と重ね概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の状況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと

予想されるとき、市町ごとに解除する。

《資料編：警戒レベルと住民等のとるべき行動について》

第6 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表及び伝達

洪水予報、水防警報並びに水位到達情報の発表及び伝達系統は、別に定める「宇和島市水防計画」による。

第7 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。

火災気象通報の伝達経路は、気象等注意報・警報の伝達系統に準じる。

2 火災警報

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、市民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

伝達は、第2編第2章第4節「情報活動」及び第5節「災害広報活動」による。

第8 伝達体制

松山地方气象台、県等から、災害に関する予警報等を受けたとき、又は市自ら知ったときは、直ちに市民及び関係機関へ周知徹底する。

特に、特別警報が発表された際には、市民及び関係機関への確実な伝達に留意する。

市は、さまざまな環境下にある市民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、伝達手段の多重化、多様化を図る。

具体的な伝達系統及び手段については、第2編第2章第4節「情報活動」及び第5節「災害広報活動」による。

第9 非常時の伝達体制

- 1 県から市への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、市の最寄りの無線局等を通じ非常無線通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。
- 2 市民等への通常の伝達機関が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段については、第2編第2章第4節「情報活動」及び第5節「災害広報活動」による。

第2節 防災思想・知識の普及

第1 主旨

本計画は、風水害等による災害から被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関が、職員に対し防災知識の周知を図り、相互の密接な連絡体制の確保に努めるとともに、市民に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発を推進することを定める。

防災の基本は、自らの身の安全は自らが守ることであり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、**平時より**、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、市民等に対し、自主防災思想・知識の普及・啓発を図る。

第2 市

1 市職員に対する教育

市長は、市職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加するために、次の事項について、研修会等を通じ教育する。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織及び任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策
- (9) その他防災対策における必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、所属職員に対し十分周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員を教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童・生徒等に対する教育

教育委員会は、市職員に準じて教職員への教育を指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童・生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童・生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を習得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）を指導する。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校等の生徒を対象に、応急手当等の実践的技能習得を指導するとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

市は、災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び関係機関、大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等が講ずる防災対策に関する知識
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、自動車へのこまめな満タン給油、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 避難生活に関する知識
- (ケ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (コ) 高潮危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動等に関する知識
- (ソ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ等の活用
- (イ) 広報うわじまの活用
- (ウ) パンフレット、ポスター等の利用
- (エ) 映画、ビデオ教材の利用
- (オ) 講演会、講習会の実施
- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 防災訓練の実施
- (ク) 各種ハザードマップ等の利用

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、公民館、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防火指導を行い、防火知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体や自主防災組織、防災士等に対し、研修会、講演会、ビデオ教材の貸し出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体構成員の防災知識の普及を促進させる。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、県や関係機関と協力し、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

第3 関係機関の活動

- 1 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- 2 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

第4 普及の際の留意点

1 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

なお、防災マップ等の作成に当たっては、市民も参加する機会を設ける等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

2 伊達なうわじまホッとナビ（スマホアプリ）の活用

伊達なうわじまホッとナビは、大規模災害が起こった場合に避難活動等を支援するための防災モードを搭載した宇和島市の公式アプリであり、市民への普及に努める。

(1) お知らせ

「伊達なうわじまホッとナビ」や「防災モード」に関するお知らせを確認することができる機能。

(2) 避難情報・マイ減災

現在地の避難情報、現在地の災害リスク、避難所開設状況及び避難人数の確認や非常持ち出し袋を管理できる機能。

(3) 防災スポット検索

宇和島市内の各種防災スポット（避難所、避難場所、病院、AED、津波緊急避難場所）を確認することができる機能。また、それぞれのスポットまでのナビゲーション機能も利用できる。

(4) マップを見る

宇和島市内の各種防災スポット（避難所、避難場所、病院、AED、津波緊急避難場所）を選択し、マップに表示することができる機能。また、指定した標高を超える場所に立地する施設を絞り込んで表示することもできる。

(5) 安否確認

災害用伝言板（Web171）に接続する機能。

(6) 宇和島市防災ポータル

台風や大雨などの災害によって被害が想定される箇所を、複数の条件を指定して災害情報に分けてマップで確認できる機能。

(7) AR ハザードマップ

地図上に以下の各種ハザードマップを表示するとともに、GPS 情報と連動し、現在地の被害想定を合成した3D画像を表示する機能。

ア 津波浸水深（宇和島市総合防災マップ）

イ 計画降雨による浸水深（須賀川、三間川、立間川水系、岩松川洪水ハザードマップ）

ウ 想定最大規模降雨による浸水深（須賀川、三間川、立間川水系、岩松川洪水ハザードマップ）

エ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（宇和島市総合防災マップ）

(8) オフラインマップ

事前にマップをダウンロードしておくことで、有事の際にネットワークが繋がらない場合でも、現在地から防災スポットまでの直線距離を確認できる機能。

(9) FM がいや

宇和島市民放送・FM がいやのインターネットラジオを24時間聴くことができる機能。有事の際には防災に関する情報を収集できる。

(10) 学ぶ

災害に備えて以下の項目を学ぶための機能。

ア 防災クイズ

イ もしもの救命措置ガイド

ウ 避難の備え

エ 災害時 手続きなど

3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。大規模な災害が発生した際には、必要に応じて被害状況や市の対応、復旧・復興の取組等を「災害記録誌」としてとりまとめる。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

4 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

5 防災と福祉の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

第1 主旨

市民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等の地縁組織を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、本計画では、市が自主防災組織の育成を積極的に促進し、その育成強化を図るとともに、機能的な活動となるよう支援を行うことを定める。

第2 市民の果たすべき役割

市民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動の下に、**平時**及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

1 平時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の修得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び家族等との連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険度の理解に努める。
- (6) 建物の補強、家具の固定、ブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を**講ずる**。
- (7) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (8) **「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。**
- (9) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (10) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (13) 消火器その他の必要な資材・機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 災害時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) がけ崩れ、地すべり、浸水、高潮等に注意する。
- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (8) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 指定避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、指定避難所が円滑に運営するよう努める。

第3 自主防災組織の育成強化

市民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、自治会等を中心とした地域防災組織の結成及び活動が極めて重要である。市は、市民が連携した自主防災組織の結成及び活動を促進するとともに、女性の参画促進に努め、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、市は、自主防災組織の役割及び活動のほか、指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資材・機材の充実を図る。

1 市民の防災組織の高揚

市民に対する防災意識の普及及び自主防災組織の結成推進や育成強化を図るため、パンフレット等資料の作成、講演会の開催等について、積極的に取り組む。

2 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成については、次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感をもてるよう適正な範囲と規模で編成する。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

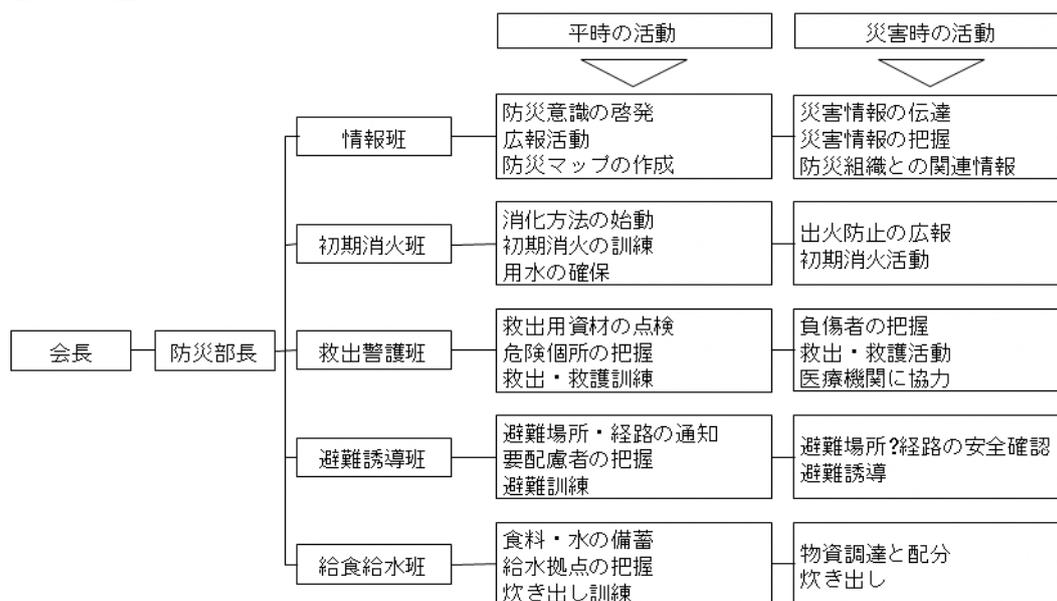
3 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりに努める。

- (1) 自治会長等を対象に、防災リーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性リーダーの育成にも努める。
- (2) 自治会等の自治組織に、防災活動を活動の一環として組み入れる等の工夫を凝らし、自主防災組織として育成する。
- (3) 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (4) 女性団体、PTA、青少年団体等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (5) 災害時の自主防災組織の効果的な活動のためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかを決め、お互いの役割分担や関係を体系づけることが望まれる。

自主防災組織の編成については、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織されるものであるが、例示すると、次のとおりである。

■地区の自主防災組織図



4 宇和島市自主防災組織連絡協議会

協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とし、次の目標を達成するための事業を行う。

- (1) 自主防災組織相互の連絡調整に関する事。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 自主防災活動の充実強化に関する事。
- (5) その他、地域防災力の向上に資する事項。

5 宇和島市防災士連絡会

連絡会は、自助、共助の原則の下、防災に関する知識及び技術の向上並びに情報交換等による相互連携を図るとともに、住民の防災に関する意識向上を支援することにより、地域住民の自主的な地域防災活動を推進し、地域防災力の向上を図ることを目的とし、次の目標を達成するための取組みを行う。

- (1) 市民への防災講習及び自主防災組織等が行う防災訓練の支援。
- (2) 市自主防災組織連絡協議会・自主防災組織等との情報交換等による相互連携及び自主防災組織等の設立支援に関する事。
- (3) 避難所の開設・運営の支援に関する事。
- (4) 避難行動要支援者の個別計画策定に関する事。
- (5) 防災士としてのスキルアップに関する事。
- (6) その他、地域防災力の向上のために必要な事業。

第4 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神の下に、平時及び災害発生時において次の活動を行う。

1 平時の活動

- (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要である。

このため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- 主な啓発事項：① 平時における防災対策
② 災害時の心得
③ 自主防災組織が活動すべき内容
④ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等を基に、身近に内在する危険や指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は市と連携して、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資材・機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者に関する情報（名簿及び個別避難計画）
- ウ 人材台帳

(5) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から地域の特性を加味した訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

この場合、他の自主防災組織、消防関係機関の職員、消防団員、防災士、学校や市等と有機的な連携を図る。

- ア 情報の収集・伝達訓練
防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。
- イ 出火防止及び初期消火訓練
火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。
- ウ 避難訓練
避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所・指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
- エ 救出・救護訓練
家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。
- オ 炊き出し訓練
備蓄の差替えを利用して、実際に炊き出しの訓練を行うなど、実際の対応に近い訓練の実施に努める。

(6) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資材・機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため、えひめ防災週間に合わせて「防災点検の日」を設ける。

(7) 防災用資機材等の整備、点検

自主防災組織は、災害時に速やかな応急措置を講ずることができるようにするために、活動に必要な資材・機材の備蓄に努める。

また、これら資機材は、日頃から点検して、非常時に直ちに使用できるよう整備する。

(8) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の円滑な支援を行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握する。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集、伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を市民へ迅速に伝達し、市民の不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ア 防災関係機関の連絡先
- イ 防災関係機関との連絡手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、指定緊急避難場所・指定避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出、救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を利用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

市長、警察官等から避難の指示が出された場合には、市民に対して避難の周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地 …………… 火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ …… がけ崩れ、地すべり
- (ウ) 河川、海岸地域 …………… 決壊、浸水、高潮

避難誘導にあたっては、危険防止のため、避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

イ 市民が避難するときは、必要最小限の荷物を携行するよう注意する。

ウ 老人、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

(5) 給食、救援物資の配布及び協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織が保持する食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 市の活動

1 自主防災組織づくりの推進

市は、自主防災組織づくりを推進する。

《資料編：宇和島市自主防災組織結成支援事業補助金交付要綱》

2 自主防災に関する意識の高揚

市は、市民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催するとともに、自主防災組織の資材・機材の整備や防災活動等の補助制度により支援を行う。

また、消防機関は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

《資料編：宇和島市自主防災組織等防災活動補助金交付要綱》

3 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員を各地区の担当として割り当て、適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

市は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災士の資格取得の促進や防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

4 防災センターの整備

市民が災害に関する様々な体験を行い、防災意識の高揚を図る場として、防災センターの整備に取り組む。

5 トイレカーの活用

市は、大規模災害の発生に備え、自走式のトイレカーを導入し、避難所等のトイレ対策として活用する。
平時において、イベント等での使用により、市民への周知を図る。

第6 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資材・機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、宇和島警察署、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に推進する。

第7 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築、地域が主体となった避難所運営体制の検討等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

《資料編：地区防災計画の一覧》

《資料編：宇和島市自主防災組織活性化支援事業補助金交付要綱》

第4節 事業者の防災対策

第1 主旨

事業者は、災害から身を守る「自助」とともに、お互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平時及び災害時において、防災措置を行う。

第2 企業防災の推進

各企業は、災害発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するなど防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価するなどにより、企業防災力の向上を図る。

このため、市は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第3 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- (2) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等につ

いて市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

- (3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止のための訓練の実施に努める。

第4 災害時業務継続計画

災害の発生時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業状況を回復するよう努めるとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクから企業を守る災害時業務継続計画について、市内の企業に策定するよう啓発することを定める。

具体的には、各企業における防災力を高めるために、事業所の耐震耐火対応、防災体制の整備、災害種に配慮した災害時業務継続計画の作成と対応マニュアル作成、計画に基づく防災訓練の実施等、企業の防災活動の推進に努める。

1 災害時業務継続計画の策定支援

市は、市内の企業を対象に、企業の業務継続に関して災害時業務継続計画策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進するとともに、災害時業務継続計画の策定企業増加に努める。

2 災害時業務継続計画の指針の提供

市は、企業が災害時業務継続計画を策定するに当たって、先行事例や関係省庁が作成している指針等の情報を提供し、策定企業の増進に努める。

第5節 ボランティア活動の環境整備

第1 主旨

大規模な災害の発生時には、消火、救助、救急等の災害応急活動から、被災者の生活の維持、再建等の復旧活動に至るまで、個人やボランティア組織による支援、協力が大きな役割を果たす。

このため、本計画では、大規模な災害の発生時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、**平時から**ボランティア、コーディネーター等の養成や、地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など、幅広いボランティアの体制整備について定める。

第2 ボランティアの登録・育成

市民のボランティア活動への関心は広く定着してきている。特に大規模な災害が発生した場合、市内外から被災者の救援活動等を希望する多くのボランティアの援助が予想される。

このため、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、市は、社会福祉協議会と連携し、同協議会が行うボランティアセンター運営のため、次のような活動を行う。

- 1 情報誌の発行等を通じ、市民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- 2 災害が発生した場合に、被災地及び指定避難所において救援活動を行うボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- 3 日本赤十字社、社会福祉協議会等関係機関と協力し、**平時**より防災ボランティアを養成・登録するとともに、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう環境の整備に努める。また、ボランティアが被災地において相互に連携し活動できるように、**平時から**研修や訓練、交流の機会を提供し、NPO・ボランティア等及び**災害**中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るとともに、活動環境の整備を図る。
- 4 災害救助ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。
- 5 ボランティア活動を組織的に実施できるよう、その中核となる災害ボランティアリーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- 6 消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が実施されるよう、日頃からボランティアの研修への協力、訓練の実施等を図る。
- 7 ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図り、加入促進に努める。

第3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアに期待される活動内容は、主として次のとおりである。

- 1 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- 2 救援物資の仕分け及び配布
- 3 指定避難所運営の支援
- 4 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- 5 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- 6 保健医療活動
- 7 消火、救助、救護活動
- 8 炊き出し、清掃、その他災害救助活動
- 9 通訳等の外国人支援活動
- 10 ボランティアのコーディネーター

第4 ボランティア団体等との連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティアの育成、ボランティアの組織化、ボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時の具体的マニュアルの策定等により、効率的なボランティア活動体制づくりに努める。

第5 ボランティア受入体制等の整備

組織化されていないボランティアや地域外からのボランティアが、自主防災組織等と連携しながら円滑に支援活動を行うためには、受入窓口の設置等、受入側の体制整備が重要となる。

このため、宇和島市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、ボランティアセンターやボランティアの活動場所の事前検討、ボランティアセンターの開設・運営訓練の実施等に努め、受入体制の整備に努める。

さらに、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針や役割分担を示した「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成を検討し、円滑な支援活動ができる体制づくりを推進する。

第6 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備を図る。

第6節 防災訓練の実施

第1 主旨

本計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の啓発を図り、総合的かつ効果的な訓練実施について定める。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関や県の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信連絡協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連帯強化に留意する。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後は事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第2 防災訓練の実施責務又は協力

- 1 災害予防責任者は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- 2 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員及び使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 市民その他関係ある団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

第3 防災訓練の種別

市及び各防災機関が実施する訓練は、次のとおりである。

訓練の種別	時期	訓練内容	参加機関
総合防災訓練	毎年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	関係防災機関（地域住民を含む）
県・市町 災害対策本部 合同運営訓練	毎年	南海トラフ地震等の大規模災害意を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職団員
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練	県、県警、市町、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	毎年	災害関係課、災害担当者の非常招集	市、消防団
水防訓練	毎年	各課水防工法の実施訓練	市、消防本部消防署、消防団
水防演習	4年 毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県警、市町、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市町
土砂災害 防災訓練	毎年	土砂災害を想定した防災訓練	市、消防団、土砂災害警戒区域等内関係者
消防訓練	毎年	重要防火対象物・重要文化財を対象とした火災訓練	市、消防本部消防署、消防団、関係者
消防団 教養訓練	随時	水防法、消防法、災害対策基本法、その他教養訓練、ポンプ操法、火災防御	消防団
避難訓練	随時	保育園児、幼稚園児、小・中学校児童・生徒及び住民等の集団避難訓練	園児、児童・生徒、住民、自主防災組織、市、消防本部消防署、消防団、事業所
救助訓練	随時	住民のほか要配慮者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員、住居者、市、消防本部消防署、消防団

第4 防災訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第5 防災訓練の方法

訓練実施機関は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。

なお、訓練の実施にあたっては、広報に努め、市民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

第6 各種訓練への協力

市は、国、県、他の市町等が実施する訓練に対し、要請により参加し、関係機関との連携強化に努める。

第7 災害事象を想定した訓練の実施

電気等のライフラインの断絶を想定した非常用電源設備を活用した通信連絡訓練を実施するなど、様々な災害事象を想定した実践的な訓練を実施する。

第8 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努める。

第7節 業務継続計画の策定

第1 主旨

本計画は、市が、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の持続的改善に努めることを定める。

第2 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、事前に準備しておく対応方針を定めたものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、次の事項（重要な6要素）を確認する。

- (1) 首長不在時の明確な代行準備及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第3 業務継続計画の見直し

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、策定した計画の持続的改善に努める。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、**平時**から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第8節 火災予防対策

第1 主旨

本計画では、火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、防火思想の普及啓発に努め、防火対象物等に対する予防措置を講ずるとともに、消防力の強化を図り、市民の生命、財産を保護し、火災による被害の軽減について定める。

第2 消防団員の教育・育成

消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、市は消防団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進する。

第3 防火思想の普及

生活様式の変化に伴い、火気の使用が激増しており、防火思想の高揚が急務となっている。このため、消防職員及び消防団員に対する防火教育を徹底するとともに、春秋2回の火災予防運動を中心に各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及啓発に努める。

第4 火災予防対策

1 防火管理体制の整備

消防本部は、大規模店舗、ホテル、病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するとともに、講習会、研修会等を通じて防火管理の徹底を図る。

2 火災予防査察

消防長は、特に必要があると認められるときは、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づき、予防査察を実施する。

第5 危険物施設等の防火対策

1 危険物製造所等の防火対策

消防本部は、消防法別表に定める危険物を貯蔵・取扱う給油取扱所等の施設に対して、消防法並びに危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則に基づき、次に掲げる事項を実施させる。

- (1) 位置、構造、設備（消火、警報）等を基準に適合させること。
- (2) 危険物保安監督者の選任及び届出
- (3) 予防規程の作成、提出
- (4) 取扱い、運搬、管理等について、基準どおり励行させること。
- (5) 自衛消防隊を組織し、予防規程に基づく消防訓練をさせること。

2 少量危険物、指定可燃物の防火体制

法令、条例等の定めに基づき、技術上の基準に適合させる。

3 圧縮アセチレンガス等の防火対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある圧縮アセチレンガス等の物質を貯蔵し、又は取扱う者に届出を指導する。

第6 消防力の充実強化

大規模火災等が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により、消防計画の整備及び消防力の強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、より具体性のある消防計画を次のとおり策定する。

(1) 警防計画

災害時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

(3) 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

2 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。また、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(1) 消防資機材等の整備

ア 消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご付自動車等日常火災に対する資材・機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

エ 消防団の装備基準に基づき、計画的に装備品等を整備する。

(2) 消防団の育成

ア 消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団の活用により、地域住民への防災指導を推進する。

(3) 機能別団員制度

より多くの消防団員の確保に向け、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動を行う機能別消防団員制度を導入し、消防団員数の安定化や災害等現場で不足する消防力の補完を図る。

機能別消防団員は、それぞれの豊富な知識や技能等を活かして、災害時等における特定の活動や役割に参加する団員として、現場で不足する消防力を補完する役割を担う。

第7 消防水利の整備

大規模火災発生時には、水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の使用が困難になり、また、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない多様で計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川やプールなどの確保をより一層推進する。

2 耐震性貯水槽の整備推進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

3 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。

《資料編：消防団別消防自動車等現有数》

《資料編：消防水利数》

第8 消火活動における自主防災組織との連携

火災に対処して、通報、初期消火の必要性、緊急自動車の優先通行等の主旨を普及啓発し、消火活動について、消防機関と自主防災組織との連携を図る。

第9節 林野火災予防対策

第1 主旨

本計画では、林野火災の発生を未然に防止するために、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野巡視の強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進し、健全な森林を保全することについて定める。

第2 林野の状況

令和6年12月31日現在

全面積	林野面積	林野率	人工林面積	人工林率	最近10年間 (H27～R6) ※宇和島地区全体	
					焼失面積	出火件数
46,819ha	33,448ha	71.44%	12,519ha	45%	152a	24件

※ 人工林率＝林野面積に対する人工林面積

第3 林野火災予防思想の普及、啓発

市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及、啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意を喚起する標識等の設置により、市民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸殻入れを整備する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

第4 林野火災消防計画の確立

市長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

- 1 特別警戒実施計画
特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。
- 2 消防計画
消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。
- 3 資材・機材整備計画
林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。
- 4 啓蒙運動の推進計画
山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。
- 5 林野火災防御訓練の実施計画
市町単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

第5 林野火災防止対策

1 林野火災に対する警戒の強化

市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

市は、乾燥や強風等の気象状況に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に

対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

2 林野巡視

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、指導啓発を併せて行う。消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

3 森林施業計画等による予防施設の整備

森林施業計画の策定にあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図る。

4 林道網の整備

林道は、合理的な林業運営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

5 消火活動関係

消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。地方公共団体は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。また、市は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

6 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

7 予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域に、予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

8 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導するものとし、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

9 空中消火体制の整備

大規模林野火災発生時において、本市のみで対応できないときは、消防相互応援協定及び愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定に基づき、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

10 広域的な応援体制

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

第6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。また、市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するもの

とする。

第7 消火活動

1 地方公共団体等による強化活動

消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

2 被災地域外の地方公共団体による応援

被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

《資料編：愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第10節 風水害予防対策

第1 主旨

台風等の風水害に対する災害予防は、危険箇所の把握に努めるとともに、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変の対応をとるものとし、その対策については、次のとおり定める。

第2 危険箇所の把握

水害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、河川、海岸等の実態を調査・把握し、災害防止対策を講ずるとともに、警戒避難体制の整備等を推進する。

なお、水防区域の指定は、「宇和島市水防計画」によるものとする。

第3 水防対策

1 河川等改修事業

河川、水路等の改修にあたっては、水系、水路ごとに総点検を実施し、抜本的改修を促進するとともに、緊急を要する箇所については、災害時を考慮して優先して実施する。

《資料編：河川危険箇所》

2 災害の未然防止

出水期前には、水防危険箇所等の重要区間を重点的に、異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

3 水防資器材の点検整備

水防活動が必要とされる場合は、あらかじめ水防倉庫の格納資器材の点検を行い、出水状況に応じて、水防作業に便利な位置に配置する。

4 避難準備措置の確立

河川の出水状況により、水が溢れるまたは堤防の決壊によって直接被害を受けるおそれのある地域の居住者に対し、立ち退きの準備を指示する。

なお、避難措置については、第2編第2章第7節「避難活動」による。

5 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理者は、当該施設の点検と所要の予防対策を行う。

第4 小型船舶の事前避難

1 船舶の所有者等に対して、台風情報等により、危険が察知されるときは、遭難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底させる。

2 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発令時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制を確立し、無線通信による警告、標識による警報等所要の対策をとる。

第5 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策

家屋その他建築物の管理者に、次の事項の徹底を図る。

1 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

2 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱（つかえ柱）を取り付け、ロープ張り、大きな筋かいの打ちつけ等を行うこと。

3 煙突、看板、塀、立木等を針金等の補強材で補強すること。

4 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに最寄の四国電力株式会社に連絡すること。

第6 避難の指示

台風などの接近に伴い、被害の防止が困難な急迫事態に際しては、当該家屋等の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示し、別に定める指定避難所に収容する。

第7 高潮にともなう浸水被害の防止

1 海岸保全施設の整備促進

台風による高潮及び波浪による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、被害が生じるおそれのある地域を重点として、海岸保全施設の整備促進に努めるとともに、高潮被害を軽減するため、高潮ハザードマップの整備を促進し、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

《資料編：海岸危険箇所》

2 被害状況の調査、報告

海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、台風時及び台風通過後において、施設の被災状況を調査し、県等関係機関に報告する。

第11節 地盤災害予防対策

第1 主旨

本計画では、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、危険個所の調査及び把握を行うとともに、災害防止のための対策推進について定める。

第2 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の指定及び警戒避難体制の整備

県による土砂災害防止法に基づく基礎調査、基礎調査結果の公表、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の指定を踏まえ、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

1 県の活動

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

また、県は、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

2 市の活動

市は、土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備に努める。また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等を記載した印刷物の配布等を通じて、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を高めるとともに、市民や地域とともに次の事項について検討し、周知徹底を図る。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を有する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる際に、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (7) 土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

また、要配慮者利用施設の避難計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

《資料編：土砂災害警戒区域》

《資料編：土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設等一覧》

《資料編：土砂災害警戒区域等内における情報収集及び伝達・避難体制》

第3 土砂災害対策

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜崩壊危険箇所は、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域を、県が選定したものである。

急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、県は市と協議のうえ、急傾斜地崩壊防止工事を施行する。このため、市は、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう、地元の協力を得たうえで、積極的に県に要請する。本市の状況は、別紙資料編のとおりである。

《資料編：急傾斜地崩壊危険箇所》

2 地すべり対策

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などの直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、県は、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止対策を重点的に推進するなど、災害防止に必要な地すべり防止等の諸施策を実施する。

大規模な地すべりによる土砂災害が急迫している状況において、市は、県の実施する緊急調査により得られた被害の想定区域等に関する情報を把握し、一般に周知する。

《資料編：地すべり防止区域指定箇所》

3 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流の危険性があり、1戸以上の人家（人家が無い場合でも、官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場合を含む）に被害を生ずるおそれのある渓流をいう。土石流危険渓流については、県による砂防堰堤工、渓流保全工などの防止対策を重点的に推進し、土石流等による災害の防止を図る。本市の状況は、別紙資料編のとおりである。

《資料編：土石流危険渓流箇所》

4 農地及び山地災害対策

一般災害等の異常な自然災害に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

また、林地の保全に係る治山施設の整備を図り、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

《資料編：崩壊土砂流出危険地区》

《資料編：山腹崩壊危険地区》

5 予防対策の指導

危険が予想される区域内の土地及び施設の所有者、管理者又は占有者に対しては、維持管理の徹底と保安対策を講ずるよう行政指導を行う。

6 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため、防災工事を施工することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により、崩壊防止工事が実施できるので、関係団体等との連携を密にし、実施の促進を図る。

第12節 孤立地区対策

第1 主旨

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある離島や山間地区の地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、本市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

第2 災害時に孤立のおそれのある地区の把握

本市は、道路状況や通信手段の確保の状況から災害時に孤立が予想される地区について、事前の把握に努めるとともに、孤立の危険性に関する住民への周知を図る。

1 道路状況

- (1) 地区につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 地区につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (3) 地区につながる道路等において一部のトンネルや橋りょう等について耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

2 通信手段

- (1) 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (2) 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

第3 離島対策

島しょ部においては、台風等の気象災害時には常に孤立化の危険性があるため、孤立対策を図る。速やかな情報連絡体制を確立するために、衛星携帯電話を配備する。

第4 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取組、対応を推進する。

また、孤立対策に必要な施策を適切に進めるため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

市及び関係機関は、以下の事項等に留意して対策を図る。

1 市

- (1) 孤立化のおそれのある地区においては、地区の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、四国電力株式会社、西日本電信電話株式会社等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (3) 市は、孤立のおそれのある集落の災害情報連絡員に、衛星携帯電話等の通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。
- (4) 孤立のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- (5) 孤立のおそれのある地区においては、愛媛県自主防災マニュアルなどを参考に、自主防災活動計画を作成し、災害時における自主防災対策を示し、地区住民及び関係機関の周知徹底を図る。

- (6) 孤立のおそれのある地区においては、地区住民や自主防災組織に対して、孤立を想定した食料、生活必需品等の備蓄を促す。
- (7) 孤立地域に対する集団避難の避難指示の方法等の検討を行う。

2 電気通信事業者

孤立のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する。

3 本市及び道路管理者

孤立のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。

第13節 避難体制の整備

第1 主旨

本計画は、市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者が、災害時において、市民が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法等を定めた避難計画を作成し、地域住民に周知徹底を図ることを定める。

また、市は、避難計画の作成にあたり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定し、市民に周知徹底を図るとともに、指定避難所に必要な設備、資材・機材の配備を図る。あわせて、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。

特に、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

なお、市は、指定避難所となる施設の管理者や自主防災組織等と、指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

加えて、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前からハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、市町の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、市民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、市地域防災計画に定める

ほか、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。市が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。また、市はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるように努める。なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、避難生活におけるプライバシーを確保し、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、家庭動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

- (1) 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さ
に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、指定緊急避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

《資料編：避難施設一覧》

2 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

指定避難所においては、バリアフリー化の推進に努める。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理者施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

さらに、感染症対策のため、平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

大規模な災害時には、避難所の収容不足が想定されることから、旅館・ホテル等の民間施設との事前協定による指定避難所としての活用に努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (2) 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。

《資料編：避難施設一覧》

3 福祉避難所

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を設置する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とし、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、福祉避難所の確保に向け、福祉避難所として利用可能な老人福祉施設や障害者支援施設等の把握を行い、民間の社会福祉施設等の場合は、施設管理者と調整し福祉避難所の指定に関する協定の締結に努める。

なお、福祉避難所の設置にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- (2) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスが受けられるよう配慮する。
- (3) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとることができるように、関係機関と連絡調整を図る。
- (4) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、安全と安心を担保した早期退所が図られるように努める。

《資料編：避難施設一覧》

第3 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定し、必要な整備を行う。

なお、河川周辺や沿岸地域等危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第4 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から市民等への周知

に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

第5 指定避難所の設備及び資材・機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子どもにも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

また、自主防災組織や地域住民等との連携の下、指定避難所における備蓄の充実等に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護施設及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水
- (18) その他粉ミルク（アレルギー対応を含む。）、または液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド（男性用・女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

第6 避難計画

1 市の避難計画

市の避難計画は、地域住民が安全に避難できるよう、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。

また、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえて実施する。

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的な基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設にともなう避難者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項

- ア 避難生活中的の秩序保持
- イ 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難者に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制整備
- (8) 不特定多数の人が利用する地下空間・地下道・地下駐車場など地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

2 避難情報の判断・伝達マニュアル

的確に避難指示等を行うため、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づく「宇和島市避難情報の判断・伝達マニュアル」の適切な運用に努めるとともに、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について、市民への周知徹底を図る。

なお、必要に応じて見直しを行うこととし、その際は、次の事項に留意する。

- (1) 対象とする災害の特定
 - 洪水、土砂災害等の災害種別毎に、過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定
- (2) 避難指示等の対象とする区域
 - 災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難情報の客観的な判断基準
 - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
 - イ 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合などを考慮して設定
 - ウ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定
 - エ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定
- (4) 避難情報の伝達方法
 - ア 災害種別毎の避難情報の伝達文は、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
 - イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
 - ウ 刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達すること
- (5) その他留意すべき災害特性
 - ア 想定される災害種別毎の特性（危険性）の周知
 - イ 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること
 - ウ 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること

第7 防災上重要な施設管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、避難の万全を図る。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる場合の受入方法をあらかじめ定める。
- 2 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童・生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、指定緊急避難場所の選定や指定避難所の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- 3 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の

確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第8 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、宇和島市避難所運営マニュアル（作成モデル）を参考に、今後、地域住民が主体となった避難所の開設・運営体制の構築に向け、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い各地域や避難所の特徴に応じた個々の避難所運営マニュアルの策定に努める。

策定に当たっては、自主防災組織や指定避難所となる施設の管理者等の参画を促すとともに、要配慮者や男女のニーズの違いへの配慮等を行う。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、**感染症対策等も踏まえた実効性の高い**避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、**良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。**

なお、**家庭動物同行避難**が可能な指定避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

さらに、策定した避難所運営マニュアルに基づき、避難所開設・運営訓練等を実施し、その結果をマニュアルに反映するとともに、**良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換や見直しに努める。**

第9 福祉避難所設置・運営マニュアルの運用

大規模災害時において、速やかに福祉避難所を開設し、円滑な運営を行うため、福祉避難所設置・運営マニュアルに基づき、市、施設管理者、地域等の協働による開設訓練等を実施するとともに、訓練等から得られた課題等を踏まえてマニュアルの適宜見直しに努める。

第14節 緊急物資確保対策

第1 主旨

本計画では、災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、平時から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進することを定める。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、県と連携を図りながら、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）と市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るための施設を明確にするとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

また、市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

さらに、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

あわせて、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 食料及び生活必需品等の確保

1 備蓄物資の整備

災害発生時の被災者に対し、食料及び生活必需品等を円滑に供給するため、次のとおり備蓄を行う。

(1) 備蓄場所

備蓄倉庫の場所は、資料編「備蓄物資一覧表」のとおりである。必要に応じて過去の災害や予想される災害リスクを踏まえて、備蓄倉庫の設置場所の見直し等を行う。

(2) 備蓄品目

備蓄物資の種類、数量は、資料編「備蓄物資一覧表」のとおりである。

備蓄中の物資については、保存期間の年数により、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検を実施して、品質管理及び機能維持に努める。

《資料編：備蓄物資一覧表》

2 流通在庫等による緊急調達体制の整備

市の備蓄と併せ、流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者との協定締結等に努め、災害時の物資確保を図る。

《資料編：災害時応援協定一覧》

3 食料、生活必需品の確保

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定締結の推進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 住民が行う家庭内備蓄等の推進
- (9) 給食計画の策定

4 市民への周知

被災後、7日間程度の最低生活を確保できるよう、自助・共助・公助の役割分担の下で緊急物資の備蓄を行うとともに、市民・自主防災組織等に対して3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備、自動車へのこまめな満タン給油をしておくよう、広報、リーフレット等を通じて周知、啓発に努める。

第3 飲料水等の確保

災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要なことから、迅速に飲料水を確保し、配給できる給水体制を整備する。

1 飲料水等の備蓄

災害発生時の被災者に対する飲料水を確保するため、備蓄を行う。また、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。

備蓄倉庫の場所は、資料編「備蓄物資一覧表」のとおりである。必要に応じて過去の災害や予想される災害リスクを踏まえて、備蓄倉庫の設置場所の見直し等を行う。

また、飲料水の備蓄数量は、資料編「備蓄物資一覧表」のとおりである。

備蓄中の飲料水については、保存期間の年数により、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施して、品質管理及び機能維持に努める。

《資料編：備蓄物資一覧表》

《資料編：災害時応援協定一覧》

2 生活用水の確保

大規模な災害発生時において上水道の断水が発生した場合に、応急の生活用水を確保するため、「災害応急用井戸」の登録を促す。

3 応急給水計画の作成

災害発生時の迅速な調達及び配給を行うため、他の事業者等からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。

4 給水体制の整備

(1) 給水目標

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日30程度とし、4日目以降は水道施設の復旧状況に応じて必要水量を確保していく。

(2) 給水用資機材の整備

給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク、トラック等給水用資機材の整備・充実を図るとともに、貯水槽を設置する。

(3) 民間との協力体制の整備

宇和島市指定給水装置工事事業者等と災害時の協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

大規模災害時には、企業等の災害支援職員（災害サポーター）の募集により、応急給水の実施体制を構築する。

また、市内の水産事業者等が所有する活魚運搬車や魚運搬船等の活用が効果的であることから、あらかじめ協定等の締結に努める。

5 各家庭での飲料水の確保

各家庭においては、災害に備え、次のように飲料水、生活水の確保に努める。

- (1) 家族数にあわせて、1人1日3ℓを基準とし、7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
- (2) 浴槽を臨時の保水槽にする等、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。
- (3) 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
- (4) 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れ、破損しないものを準備する。

6 自主防災組織等の活動

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、市民がお互いに協力し合い、地域全体で日頃から備えておくよう市民及び自主防災組織等に対して貯水及び給水に関する指導・啓発を行う。

- (1) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
- (2) 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (3) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資材・機材を整備する。

第4 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に、各指定避難所に確実にかつ迅速に救援物資等を届けるため、愛媛県救援物資供給マニュアルとの整合を図りながら災害時物資供給マニュアルの作成を行うとともに、**平時から**緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の候補地の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保（配送業者等との協定の締結）
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるため、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定を締結した民間事業者等の車両に対する、**災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用の促進**
- (6) **輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。**

《資料編：災害時応援協定一覧》

第15節 医療救護体制の整備

第1 主旨

本計画では、大規模災害発生時における医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により、必要な医療救護体制を整備することを定める。

第2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを設置する。
- (2) 市立宇和島病院は、災害拠点病院として、二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータである災害拠点病院コーディネータを置く。
- (3) 市及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、**平時から**、市単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や**保健医療活動チーム**の受入れ・派遣方針等について**あらかじめ**検討を行う。
- (4) 災害医療コーディネータは、災害時に以下の業務を行う。
 - ア 医療救護班の受入れ・派遣調整
 - イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整
 - ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
 - エ 医薬品等の調達・供給調整 等

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

区分	二次医療圏等	病院区分	設置病院名
統括コーディネータ	全県	災害基幹拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ	宇摩	災害（基幹）拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今治		県立今治病院
	松山		県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部付属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇和島		市立宇和島病院
公立病院コーディネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、西予市宇和病院
	宇和島		鬼北町立北宇和病院、県立南宇和病院

第3 初期医療体制の整備

災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や医療救護班の受入れ・派遣方針等について、**あらかじめ**検討を行い、初期医療体制を確立する。本市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

1 医療救護班の編成

災害発生時には、医療機関の協力により、医療救護班を迅速に編成できるよう、救護体制を整備する。医療救護班の編成は、おおむね医師1～2名、保健師・看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による医療救護班にあつては、概ね歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、医療救護班の編成主体は別に定めることができる。

また、それぞれの医療救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

2 薬剤師班の編成

災害発生時には、県薬剤師会宇和島支部の協力により、薬剤師班を迅速に編成できるよう、体制を整備する。

3 救護所の指定、整備

救護所の設置箇所をあらかじめ定め、市民に周知徹底を図るとともに、医療救護用の資材・機材を備蓄する。

4 家庭看護の普及

防災訓練等の機会に、パンフレットなどの配布と実地訓練を実施する等、応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

第4 後方医療体制の整備

救護所等に配置された医療救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者については、医師会の協力を得て、市立宇和島病院及び市内の病院に収容する。

また、重篤者及び中等症者の搬送方法についても必要な整備を図る。

1 災害拠点病院

- (1) 災害時における広域的な地域医療の拠点として災害に耐えられる機能や構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、**救護班や災害医療派遣チーム (DMAT)** の派遣や地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有する。
- (2) 災害拠点病院は、災害医療コーディネーターが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。
- (3) 災害拠点病院は、災害発生時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。
- (4) 災害拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び医療救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）タグ等の整備に努め、災害時における医療救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。
- (5) 災害拠点病院は、**平時**の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、**平時**より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。
- (6) 災害拠点病院は、**浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水版等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策に努める。**
- (7) 災害拠点病院は、少なくとも3日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (8) 災害拠点病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。
- (9) 災害拠点病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

区分	二次医療圏等	病院名
災害基幹拠点病院	全 県	県立中央病院
災害拠点病院	宇 摩	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条	県立新居浜病院
	今 治	県立今治病院
	松 山	松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院
	宇 和 島	市立宇和島病院

2 三次救急医療施設

- (1) 三次救急医療施設である南予救命救急センター（市立宇和島病院）は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設のライフライン維持機能の強化を図り、医薬品等医療資機材の備蓄に努める。
- (2) 災害時に多発する外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実を図る。

区分	病院名
三次救急医療施設	東予救命救急センター（県立新居浜病院）
	県立中央病院救命救急センター
	南予救命救急センター（市立宇和島病院）
	愛媛大学医学部附属病院

3 災害拠点精神科病院

- (1) 県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、災害拠点精神科病院を県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、必要な数を（少なくとも1箇所以上）指定する。災害拠点精神科病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して被災した精神科病院等から患者搬送し、精神疾患を有する患者を受け入れるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能を有するものとする。
- (2) 災害拠点精神科病院は、災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、災害時における精神医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。
- (3) 災害拠点精神科病院は、DPAT統括者が行うDPATの派遣調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能を有すること。
- (5) 災害拠点精神科病院は、必要な医薬品、衛生材料及びDPATが携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タグ等の整備に努め、災害時におけるDPATの編成及び精神疾患を有する患者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。
- (6) 災害拠点精神科病院は、自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、**平時より**病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。
- (7) 災害拠点精神科病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (8) 災害拠点精神科病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。
- (9) 災害拠点精神科病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
- (10) 県は、災害拠点精神科病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、等の施設や設備の整備を推進する。

区分	二次医療圏等	病院名
災害拠点精神科病院	全 県	松山記念病院

第5 医療品等の確保体制の整備

初期医療活動や避難生活に必要な医療品及び医療資機材について、医療機関等関係機関と連携、協力し、災害時の医療品等の確保に努める。

第6 災害情報の収集、連絡体制の整備

医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報手段の充実・強化に努める。

第7 難病患者等の状況把握

市は、**平時**の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第8 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

- (1) 市は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。
- (2) 災害拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

第9 災害救助法の適用による医療救護基準

1 医療救護基準

災害救助法を適用した場合の医療は、災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失ったときに応急的な医療を施すものであって、原則として医療救護班によって実施する。

ただし、急迫した事情や、やむを得ない場合においては、病院又は診療所等において医療を行う。

2 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 医療費

医療のため支出する費用は、医療救護班による場合は、使用した薬剤又は治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

4 医療期間

医療を実施しうる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

第10 災害救助法の適用による助産の基準

1 助産の基準及び期間

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害発生のため助産の途を失った者に対して行うもので、実施しうる期間は、分べんした日から7日以内とする。

2 助産の範囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

3 助産の費用

助産のため支出する費用は、医療救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

《資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間について》

第16節 防疫・衛生、保健衛生活動体制の整備

第1 主旨

本計画では、災害の発生に伴う防疫・衛生、保健衛生活動等を迅速・的確に行うための体制確保について定める。

第2 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫・衛生活動等を迅速・的確に行うための体制を確保する。

- 1 災害発生時において、迅速に防疫活動ができるよう防疫担当班を組織する。
- 2 防疫実施計画を作成する。
- 3 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- 4 消毒薬等の必要物資を備蓄する。
- 5 市民が行う防疫及び保健活動について普及啓発を図る。

第3 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制の整備について定める。

1 情報収集体制の整備

市は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。

災害時における人的資源の確保として、在宅の保健師や助産師、看護師、栄養士、介護福祉士等の協力を速やかに得られる体制の確立に向け、「災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿」への登録を促し、保健衛生活動の体制整備に努める。

また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

《資料編：災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿登録票》

第4 し尿処理体制の確保

災害の発生に伴う仮設トイレの設置やし尿処理について円滑な対応に向けた計画を作成する。

- 1 仮設トイレの資材・機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。
- 2 し尿の応急処理計画を定めるとともに、し尿の搬送、処理体制を確保する。
- 3 災害時の応急対策や早期復旧等への備えとして、許可業者との協定締結等に努める。

第5 ごみ処理及び災害廃棄物の処理体制の確保

市は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

- 1 災害時に大量の発生が予想されるごみ等の一時集積場所について、候補地等を検討し、必要な準備を行う。
- 2 災害廃棄物の仮置場の候補地を定めるとともに、円滑な搬入・分別等を行うためのレイアウト等の検討を行う。
- 3 廃棄物の応急処理計画を定めるとともに、清掃のための資材について準備する。

- 4 災害時に発生するがれき等の処理体制を整備する（民間事業者等との協定の締結等）。
- 5 市民への仮置場等の案内、分別の徹底に向けた啓発方法等の検討を行う。
- 6 市民に対し、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。

第6 市民が実施すべき事項

市は、市民に対して、災害の発生に伴うトイレやごみの処理について、対応方法を周知する。

- 1 ごみ・し尿の自家処理に必要な器具の検討及び準備を行う。
- 2 ごみの分別や排出抑制について、常に心がける。

第17節 要配慮者の支援対策

第1 主旨

本計画は、市及び社会福祉施設管理者が、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、**平時から**要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。**特に、市は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。**

また、市は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

第2 市の活動

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

- (1) 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、**平時より**避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、**NPO**等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、**地域特有の課題に留意した上で**個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (4) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、**避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。**

2 避難体制の確立

- (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を**講ずる**とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (2) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、**個別避難計画の実効性を確保する観点等から**、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を**講ずる**。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、**平時から**、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協

議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講ずるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

3 戸別訪問等の実施体制の確立

災害発生後に、支援を必要とする要配慮者等の把握と丁寧なケアを行うため、保健師等による戸別訪問等を行うための実施体制の確立に努める。

また、災害時における人的資源の確保として、在宅の保健師や助産師、看護師、栄養士、介護福祉士等の協力を速やかに得られる体制の確立に向け、「災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿」への登録を促し、実施体制の強化に努める。

《資料編：災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿登録票》

4 防災教育・訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

第3 社会福祉施設等における対策

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備、強化に努める。

3 防災教育、訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

4 社会福祉施設の防災機能整備

社会福祉施設等の利用者等の大半については、寝たきり高齢者、障がい者及び傷病者等のいわゆる「避難行動要支援者」であることから、スプリンクラー、非常通報装置等の整備に努めるとともに、施設のバリアフリー化を図る。

5 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、予想される災害の種類に応じた防災用資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

6 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第4 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

在宅の要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

在宅の要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平時より自主防災組織や民生委員・児童委員等福祉関係者との連携強化による要配慮者の実態把握に努め、地域住民、自主防災組織、消防団員等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、市は、避難行動要支援者等のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の避難行動要支援者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

3 的確な情報伝達活動

在宅の要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を実施するため、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努める。

また、要配慮者が指定避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

第5 外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。

1 防災知識の普及啓発

- (1) 外国人向けの外国語による防災に関するパンフレット等を作成し配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。
- (2) 在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

指定避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第6 要配慮者支援の基礎づくり

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 支援組織の形成

災害時の要配慮者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団員、福祉ボランティア団体等を中心に構成される支援組織の整備と活動推進を図る。

(2) 平時の活動

支援組織は、平時に次のような活動を実施する。

- ア 要配慮者に関する情報の収集と管理
- イ 災害時の安否確認や情報伝達・避難誘導ができる仕組みづくり
- ウ 要配慮者用防災マップに関する情報の収集と管理
- エ 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援

(3) 災害発生時の活動

支援組織は、災害発生後に要配慮者を支援する者（以下「構成員」という。）と連携し、各要配慮者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施する。

なお、安否確認等が円滑に行われるためには、**平時から**構成員同士が連絡を密にし、災害発生時の対応について打合せ等を行うことが不可欠である。

ア 支援組織は、地区の要配慮者の安否確認等集約を行うとともに、本市からの問い合わせ等に対応する。

イ 支援組織は、必要に応じて要援護者の指定避難所等への誘導、搬送の対応を行う。

(4) 地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難となることが予想される。避難・誘導を円滑に行うには、支援組織が中心になり、指定避難所の周辺及び経路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善を図る。

併せて、調査した内容を記載した避難行動要支援者防災マップの作成を検討する。

2 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者個人としての避難能力の有無については、主に、「警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力」、「避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力」、「避難行動をとる上で必要な身体能力」に着目し、範囲要件を設定し、具体的には次のとおりとする。

在宅で次の条件に該当する方

ア 要介護状態3～5の要介護認定者

イ 高齢者一人または高齢者のみの世帯の方で、日常的に援護が必要な方

ウ 身体障害者手帳所持者（1、2級）

エ 療育手帳所持者（A）

オ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

カ 重度心身障害者医療費受給対象者

キ その他、自力での避難が難しいために避難の支援を必要とする要配慮者

(2) 避難行動要支援者情報の収集

福祉部局は、情報の収集に当たり、市の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を把握し集約するとともに、市で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求めらる。

また、広報等での制度の周知により、本人又は介護者・保護者からの申し出を呼びかける。

(3) 避難行動要支援者情報の整備手順

避難行動要支援者を把握後、本人又は介護者・保護者等に避難行動要支援者名簿への**記載**を働きかける。**記載**に際しては、避難支援等関係者に個人情報を開示することについて避難行動要支援者から同意を得る。

その後、避難行動要支援者名簿（個別計画）の整備を進める。

c

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 年齢

エ 性別

オ 住所または居所

カ 電話番号

キ 携帯電話番号

ク FAX 番号

ケ 避難支援等を必要とする事由

コ 本人の状態を示す事項

サ その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の配備先

作成された避難行動要支援者名簿は、福祉担当部局で原本を保管し、居住する地域の民生委員・児童委員、消防本部、宇和島警察署、消防団員に、地域内の「同意を得られた全ての避難行動要支援者名簿（写し）」を配備するほか、避難行動要支援者本人と支援者には当該名簿（写し）を配付する。

なお、消防団へ提供する情報については、氏名・生年月日・年齢・住所または居所等とする。

(6) 避難行動要支援者情報の更新等

当初の避難行動要支援者名簿配備後、記載された情報について定期的に確認を行い、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

また、申し出があれば避難行動要支援者名簿への記載を随時受け付ける。

(7) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

- ア 自治会（自主防災組織）
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 宇和島地区広域事務組合消防本部
- エ 宇和島警察署
- オ 消防団
- カ その他市長が必要と認める者

3 個人情報の厳格な管理

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者についての個人情報が記載されており、管理、作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図る等、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、避難行動要支援者のプライバシー保護に十分留意する。

4 支援体制（各部局、関係機関の役割分担）

平時には、関係団体と市が連携し、避難行動要支援者に対する必要な情報伝達・避難支援等の体制整備を図る。

災害時には、災害対策本部との連携の下、避難行動要支援者に対する支援体制を整備するとともに消防団、自主防災組織等への情報伝達網を整備する。

また、避難行動要支援者の名簿に記載された情報によっては、被災時に医療や福祉施設等関係機関との連携を図ることが必要になることから、それらの機関・団体と情報伝達のシステム整備を進める。

5 避難支援者等関係者等の安全確保

避難支援者等関係者等の安全確保の措置については、避難行動要支援者や避難支援者等関係者等を含めた地域や関係者間で話し合いルールを定める。

第18節 帰宅困難者対策計画

第1 主旨

本計画では、災害の発生時にさまざまな理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握し、どのような支援を実施するべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保等について定める。

第2 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進
- (7) 一時滞在施設等の確保
- (8) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

第19節 広域応援体制の整備

第1 主旨

本計画では、市及び防災関係機関が、大規模災害が発生した場合に円滑な広域応援活動が行えるよう各関係機関とあらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実行性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制を確立することを定める。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを**平時から**構築することに努める。

≪資料編：災害時応援協定一覧≫

第2 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」を締結している。

また、協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援実施計画」の定めるところによる。消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

「愛媛県消防広域相互応援協定」及びその他協定は、別紙資料編のとおりである。

≪資料編：愛媛県消防広域相互応援協定書≫

≪資料編：愛媛県消防団広域相互応援協定書≫

第3 消防防災ヘリコプターの活用

市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターを用いた支援を要請する。

1 支援の範囲

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

2 支援の要請

支援を必要とする市長又は市長の委任を受けた消防長は、愛媛県防災空港事務所に対し、電話等により次の事項を明らかにして要請を行う。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高責任者の職氏名及び連絡手段

- (6) 支援に要する資材・機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

《資料編：愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第4 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として指定するとともに、その整備に努める。

広域防災拠点は、次の事項に留意のうえ、東予、中予、南予それぞれの地域に分散して指定する。

- 1 交通アクセスに優れていること
- 2 被災が想定されない安全区域内にあること
- 3 活動に必要な敷地や建物を有すること
- 4 建物については、耐震性等安全な構造を有すること
- 5 地方本部や市町、関係機関等との連携に優れていること
- 6 一定期間の継続使用が可能であること
- 7 他の防災関係の指定とできるだけ重複していないこと

また、市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付けるとともに、道の駅の各施設管理者は、その機能強化に努める。

《資料編：愛媛県広域防災拠点施設》

第5 受援計画の策定・運用

災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や他の地方公共団体からの職員の支援を受け入れ、効果的な応急・復旧対策の推進を図るため、愛媛県広域防災活動要領等との連携を確保しながら、支援受入れの基本的な体制や手順等を定める受援計画の策定に努める。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第6 県内市町との連携強化

愛媛県及び愛媛県内の市町は、災害が発生し、被害を受けた市町が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するため、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」を締結している。なお、具体的な応援措置等は「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル」に基づき行う。

災害時に備え、カウンターパート関係となる県内市町との平時からの関係性を構築することで、災害時における実効性の確保に努める。

《資料編：災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書》

第20節 情報通信システムの整備

第1 主旨

本計画では、市及び防災関係機関が、災害時における情報通信の重要性に配慮し、**平時から**災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報通信システムの高度化及び多重化を図ることを定める。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第2 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が実施できるように、**平時から**情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるよう体制の整備を実施する。**また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。**

- 1 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- 2 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- 3 アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- 4 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- 5 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。
- 6 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- 7 西日本電信電話株式会社の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- 8 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第3 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災ラジオ等の普及を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図る。

- 1 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を**講ずる**。
- 2 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- 3 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要な措置を**講ずる**。

第4 災害発生時の職員参集システムの整備

勤務時間外における職員の参集時において、より迅速、確実な初動体制を確立するため、気象庁が発表する気象注意報、警報、土砂災害警戒情報等を受信して、関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「安心安全情報メール」等の運用に努める。

第5 情報システムの安全対策

- 1 市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、データバックアップの実施の徹底や重要データの複製の遠隔地での保管等、適切な運用に努める。今後も、更なる情報システムの安全性を高める取組に努める。
- 2 市は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

第21節 ライフライン災害予防対策

第1 主旨

本計画では、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、水道、下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、ライフラインの事業者等の関係者が必要な災害予防措置を実施することを定める。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資材・機材の備蓄等を実施する。

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努める。

第2 水道施設

市は、災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう、水道施設の耐災害性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な体制の整備を図る。

- 1 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- 2 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- 3 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化及び多様化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- 4 他の市町や民間企業等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- 5 応急給水及び応急復旧に必要な資材・機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- 6 応急給水の実施箇所の候補地を事前に抽出する。

第3 下水道施設

下水道管理者は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

1 代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

2 雨水貯留・浸透

下水道管理者は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

3 応急復旧体制の確立

早急な復旧が可能な体制の整備を図る。

- (1) 必要な資材・機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(2) 災害時の応急復旧等に関する業者との協定の締結等に努める。

第4 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視・点検並びに調査を行い、保安の確保に努める。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、市民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧用資機材の確保

(1) 災害に備え、**平時から**復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材は、常にその数を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第5 ガス施設

ガス事業者及び販売者は、災害予防のため、ガス施設・器具等について、災害に配慮した整備を行うとともに、日常から定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により、災害予防対策を推進する。

1 応急資機材の整備

緊急時に必要な資材・機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資材・機材は、速やかに確保できる体制とする。

また、復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

2 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員、事業所に出動する。

3 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設・設備又はガス供給上の事故による二次被害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

4 ガス利用家庭設備整備

(1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。

(2) 利用者に対し、災害時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

5 ガス施設の災害予防措置

- (1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。
- (2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。
- (3) ガス導管の地区分割を図るため、災害対策バルブを設置する。

第6 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 防災体制の確立

(1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、市、国及び県並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力を努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において、防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、市及び県等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

3 電気通信設備等に関する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

- ア 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ 暴風雨又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- イ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロール（通信制限）を行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

- (1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。
- (2) 早期の通信手段の確保のため、災害時に避難者や帰宅困難者が無料で使用できる特設公衆電話の指定避難所等への事前設置について、西日本電信電話株式会社に対して要請し、引き続き計画的に配備する。

- (3) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として、非常用交換装置を広域配備する。
- (4) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。
- (5) 所外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

第7 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第22節 公共土木施設等災害予防対策

第1 主旨

道路、港湾施設、農林業施設等の公共土木施設等は、市民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧活動の根幹となる施設である。

本計画では、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資材・機材の確保と運用に係る体制の整備について定める。

第2 道路施設

道路施設は、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路管理者は、道路・橋りょう等道路施設の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、市は、発災後に道路啓開等を行い、応急復旧等に必要の人員、資材・機材等の確保に関する(社)愛媛県建設業協会宇和島地方支部との協定に基づき、道路啓開体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。

2 施設の改修・整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所(区間)及び未改良区間について、緊急度の高い路線及び箇所(区間)から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(1) 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の形状・破壊等の被害が予想される危険箇所について、補強対策を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等について、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の維持管理等に努める。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策に努める。

4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

5 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第3 河川管理施設

河川管理者は、災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から防災対策を実施する。

《資料編：河川危険箇所》

第4 海岸保全施設

海岸管理者は、老朽化した施設や堤防の嵩上げ等、暴風、高潮による被害が生じるおそれのある地域において、海岸保全施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から防災対策を実施する。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

《資料編：海岸危険箇所》

第5 港湾・漁港施設災害予防対策

市には、県が管理する重要港湾の宇和島港及び地方港湾の玉津港と岩松港、市が管理する地方港湾の吉田港が立地しており、災害時における避難、救助、緊急物資及び復旧資材の運送に利用されるなどの役割を果たす重要な施設となっている。

また、暴風、高潮等による災害を防止するうえで大きな役割を果たしている。

このため、暴風、高潮等による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、計画的に港湾施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

また、近年の高波被害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。

第6 漁港施設

市には、第1種漁港が44か所、第2種漁港が7か所立地している。これらの施設を暴風、高潮等による災害から防御し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、計画的に漁港施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

第7 砂防等施設

砂防等施設における被害は、山腹斜面等の崩壊が中心となるため、砂防等施設の管理者は、施設の防災機能を高め、土砂災害危険箇所の解消を図るべく防災施設の整備促進を図るとともに、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。また、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

第8 農地、林業等施設

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

1 農地、農業用施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により、基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

2 林地、林業用施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、森林保全事業、中山間総合整備事業等により、基盤整備を行う。農林道については、危険箇所の改良、整備事業等を実施する。

3 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく緊急に整備を要するため池から、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた整備を行う。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

《資料編：ため池危険箇所》

第9 公共建築物

庁舎、病院、学校、公民館、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の防災機能の向上を図り、被災防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

第23節 建築物災害予防対策

第1 主旨

本計画は、風水害や大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。

また、市は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2 風水害に強いまちづくり

市は、災害を予防するため、次の措置を構ずる。

- 1 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。
- 2 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知・啓発を図り、移転を促進する。

- 3 土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所等の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- 4 土砂災害警戒区域等の情報の周知を図るとともに避難方法、指定緊急避難場所、指定避難所などの警戒避難体制の整備について県に対し助言を求める。
- 5 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- 6 市は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。
- 7 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- 8 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象で違反がある不法盛土等については、速やかに監督処分を行うとともに、規制区域指定前に着手している危険盛土等については、改善命令等の行政処分による災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第3 大火災に強いまちづくり

市は、県と連携しながら、都市防災不燃化を促進するため、次の措置を構ずる。

- 1 建築基準法第12条による特殊建築物の定期報告の周知徹底を図るとともに、不特定多数の者が使用する旅館、ホテル、マーケット、映画館等の特殊建築物について防災査察を実施し、必要に応じ改修等の指導を行う。
- 2 中高層耐火建築物の融資制度の周知を図る。
- 3 商業地などの人口集中地区の防火地域・準防火地域の指定を促進する。

第4 都市の防災構造の強化

- 1 市街地の整備

当市の市街地の中には、低層かつ木造の家屋が密集し、道路の狭隘な地域も多い。そこで、面的な都市基盤の整備と併せ、防災上安全な市街地の形成に努める。

2 防災空間の整備

幹線道路、都市公園、緑地等は、災害時の避難場所や応急仮設住宅の建設用地など防災活動拠点として重要なオープンスペースであり、また、火災の延焼防止等の重要な役割を果たすものである。

このため、災害に強いまちづくりの一環として防災空間の整備に努める。

第5 建築物の安全性の確保

1 建築物の耐震化及び不燃化

市は、県と連携しながら、建築物の安全性を高めるため、建築基準法による防災構造上の検査、指導を強化するとともに、大規模建築物、特殊建築物の安全化の措置を図り、耐震不燃化の促進に努める。

2 土砂災害特別警戒区域における住宅の移転等

土砂災害防止法の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域においては、県知事が住宅宅地分譲等の特定の開発行為を制限しており、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を実施できることになっている。市は、特別警戒区域から住宅を移転する場合は、住宅金融支援機構の融資を受けることができる制度や、構造基準に適合していない住宅を特別警戒区域から移転する場合、がけ地近接等危険住宅移転事業により、移転先住宅の取得費用等の一部が補助される制度を周知する。

土砂災害特別警戒区域を指定するときは、県知事はあらかじめ、関係市町長の意見を聴取することになっており、市は県と協議して土砂災害特別警戒区域における住宅の移転等を図る。

第24節 水害予防対策

第1 主旨

梅雨期の豪雨や、近年、多発する風水害を防ぐため、国や県による治山・治水対策等の計画的な推進、市による情報伝達体制の整備等について定める。

第2 治山

国や県による治山事業の計画的な推進により、災害の未然防止に努める。

第3 治水

1 治水事業等

国や県による、河川改修等の計画的な推進、須賀川や山財ダムの洪水調節機能の強化等により、災害の未然防止に努める。

2 浸水想定区域の指定

県は、水防法に基づき指定した水位周知河川である須賀川、三間川、立間川、岩松川において、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表するとともに、市長に通知する。

市は、浸水想定区域の指定を受け、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定避難所、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水防警報等の伝達方法を定める。

- (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）
- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (3) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって、地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

さらに、水位周知河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び県〔知事〕が組織する「大規模氾濫減災対策協議会」、「大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制構築するとともに、**河川の流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む流域治水の推進に努める。**

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡および調整の円滑を図るとともに激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

※河川の具体的な伝達方法については、「宇和島市避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

第4 タイムラインの作成

風水害等の進行型災害に対し、県、市、防災関係機関が速やかに連携を図ることができるよう、発生前の気象状況等に応じて各機関が取るべき行動を時系列で整理した「タイムライン」を共同で作成し、互いに共有することによって連携を深め、より迅速な警戒態勢の強化を図る。

第25節 危険物施設等災害予防対策

第1 主旨

本計画は、火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能を強化することを定める。

第2 予防査察等の強化

消防本部、商工観光部及び県等の監督機関は、所管する火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、取扱所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律並びに消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

第3 予防教育の徹底

- 1 消防本部は、危険物の製造所、取扱所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- 2 消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

第4 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市や県、関係機関、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

第26節 海上災害予防対策

第1 主旨

本計画では、海上における災害を予防するため、市、国の機関、県等関係機関が、災害予防活動について、次の予防措置を実施することを定める。

第2 市、県等関係機関の活動

市、県、警察、消防機関及び海上保安部等関係機関は、互いに連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や市民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資材・機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努める。

5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定期的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

第3 宇和海地区大量排出油等防除協議会の活動

宇和海地区大量排出油等防除協議会は、各海上保安部の指導の下、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

《資料編：宇和海地区大量排出油等防除協議会会則》

2 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災行政無線の整備促進に努める。

3 訓練の実施

大規模な海上流出災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

第27節 資材・機材等の点検整備

第1 主旨

本計画では、市及び防災関係機関の災害予防責任者が、自己が保有する災害応急措置に必要な資機材及び施設等について、災害時にその機能を有効使用できるよう、常時点検整備を行うことを定める。

また、災害発生時には、様々な資材・機材、車両等の調達が必要となることから、適正な管理方法の確立を図る。

第2 点検整備を要する資材・機材

- 1 水防用備蓄資材・機材
- 2 食料及び飲料水
- 3 救助用生活必需品
- 4 救助用医薬品及び医療器具
- 5 防疫用薬剤及び用具
- 6 警備用装備資材・機材
- 7 通信資材・機材
- 8 災害対策用資材・機材
- 9 油災害対策用資材・機材
- 10 給水用資材・機材
- 11 消防用資材・機材
- 12 電気、ガス、水道、下水道施設の復旧に必要な資材・機材
- 13 交通施設等の復旧に必要な資材・機材

第3 実施機関

資材・機材を保有する各機関とする。

第4 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、点検整備を実施する。

第5 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (2) 薬剤については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

第6 資材・機材、車両の調達

災害発生時において必要となる資材・機材、車両の調達に備え、市が保有する資材・機材の把握とあわせて、以下の活動を行う。

- (1) 関係機関が保有する資材・機材の把握
- (2) 民間事業者との協定の締結
- (3) 災害発生時に調達する資材・機材の適正な管理方法の構築
- (4) その他必要な事項

なお、大規模災害が発生した直後には、公用車による車両の調達が困難になることが想定されることから、自家用車の利用のルールについて、職員への周知に努める。

第7 留意事項

- 1 実施効果は、記録しておく。
- 2 資材・機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- 3 数量に不足が生じている場合は、補充などの措置を講ずる。

第28節 鉄道施設災害予防計画

第1 主旨

鉄道事業者は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

第2 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

第3 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第4 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

第29節 災害復旧・復興への備え

第1 平時からの備え

市は、**平時から**県、国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資材・機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

市は、**所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。**

第2 複合災害への備え

防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資材・機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員、資材・機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び仮置き場・処分場の確保に努める。

また、市は、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、

環境モニタリング等の体制の整備に努める。

第4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- 1 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- 2 各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、データバックアップの実施の徹底や重要データの複製の遠隔地での保管等、適切な運用に努める。今後も、更なる情報システムの安全性を高めるための取組について検討する。
- 3 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

第6 罹災証明書交付体制の整備

1 交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

市は、効率的な罹災証明の交付のため、県と連携を図りながら当該業務を支援するシステムの充実を図り、その活用に向けた体制の構築に努める。

2 交付状況の把握及び課題共有等に関する体制の整備

対応する職員によって調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、県が開催する研修会への参加や対応マニュアルの作成等に努める。また、発災時には、県と連携を図りながら、被災市町間での課題の共有や、対応の検討について調整を図るための体制を想定しておく。

第7 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第8 復興対策の研究

市は、県や大学、関係機関等と連携を図りながら、市民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における市民の精神保健衛生、復興資金の負担の在り方等災害復興対策についての研究を行う。

第2章 災害応急対策

台風等による大規模な一般災害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制の下、災害応急対策に万全を期する。

第1節 応急措置の概要

第1 主旨

本計画では、市、県、市民及び関係機関が行うべき応急対策について定める。

第2 市のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- 2 気象に関する予警報の周知徹底
- 3 災害調査、被害状況その他の情報の収集及び県に対する報告並びに必要な事項の市民への通報、周知
- 4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災市民の受入れ
- 5 消防団、水防団に対する出動命令又は警察署、海上保安部に対する出動要請
- 6 警戒区域の設定と避難措置
- 7 指定避難所の設置・運営
- 8 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- 9 救援物資の配布
- 10 被災者収容施設の供与
- 11 応急文教対策の実施
- 12 被災箇所の応急復旧
- 13 水難救護法による遭難船舶の救護
- 14 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- 15 その他応急措置

第3 県のとるべき措置

- 1 市及び関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- 2 市及び関係機関からの災害発生等の報告受理
- 3 被害状況の把握及び情報の収集
- 4 関係機関への被害状況の通報
- 5 関係機関との応急対策の協議・調整
- 6 放送機関への緊急放送要請
- 7 自衛隊の災害派遣要請
- 8 医師会、日赤への医療救護班の派遣要請
- 9 緊急援護備蓄物資の供給
- 10 救援物資の調達、輸送
- 11 応急仮設住宅の建設
- 12 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- 13 応急文教対策の実施
- 14 被災地の警備、交通の確保及び規制

- 15 人心安定のための広報
- 16 被災地の応急復旧
- 17 その他応急対策の実施

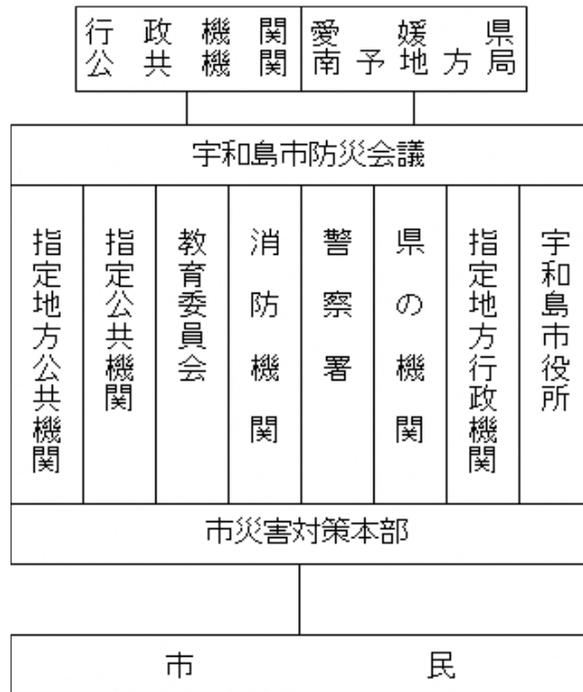
第4 市民のとりべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市、消防署、警察署又は海上保安部に対する通報
- 2 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- 3 救援隊の救助作業に対する協力
- 4 安全地域への避難（要配慮者への配慮）

第5 関係機関のとりべき措置

- 1 災害情報の県、市等に対する通報
- 2 救援隊の派遣、救助、資材・機材配布等の県に対する要請
- 3 県、市の要請に基づく救援の実施
- 4 応急復旧作業の実施

■応急対策組織図



第2節 活動体制

第1 主旨

市域に災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合に、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係各機関と緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備することを定める。

第2 警戒体制

災害警戒本部設置前又は災害警戒本部が設置されていない場合において、災害が発生するおそれがある場合に、状況に応じて、宇和島市災害対応初動体制マニュアル及び次により、災害警戒体制を整える。

1 設置基準

大雨又は洪水注意報が発表されたとき。

2 参集・配備基準

危機管理課職員

3 所掌事務

主として情報収集活動にあたる。

第3 宇和島市災害警戒本部

1 災害警戒本部の組織及び編成

災害対策本部設置前又は災害対策本部が設置されていない場合においても、常に気象状況等に注意し、災害が発生すると予測される場合は、宇和島市災害対応初動体制マニュアル及び次により、災害警戒本部の体制を整える。

(1) 設置基準

警戒本部は、次の各号に該当する場合で、市長が必要と判断するとき。

ア 大雨又は洪水注意報が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。

イ 気象業務法に基づく波浪、高潮又は大雪警報が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。

ウ 長雨又は大雨注意報が発表され、土砂災害が発生することが予想される時。

(2) 参集・配備基準

危機管理課職員及び支所の要員

(3) 所掌事務

ア 動員の実施に関する事。

イ 事前対策の検討に関する事。

ウ 気象情報・災害情報の収集及び伝達に関する事。

エ 防災関係機関等との連絡・調整に関する事。

オ 災害応急対策の実施に関する事。

カ 防災資機材の準備に関する事。

(4) 廃止基準

ア 市災害対策本部が設置されたとき。

イ 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。

ウ 災害の発生するおそれがなくなったとき。

第4 宇和島市災害対策本部

市域に災害が発生したとき又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため必要と認めるときは、災害対策基本法、宇和島市災害対策本部条例及び次により、直ちに市災害対策本部を設置する。なお、具体的な初動体制は、宇和島市災害対応初動体制マニュアルによる。

また、災害予防及び災害応急対策の実施に当たっては、災害対策本部は必要に応じ、関係機関相互との連携の確保に努める。

1 市災害対策本部が所掌する主な事務

- (1) 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (3) 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (5) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 避難情報
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (11) 県災害対策本部等への報告、要請
- (12) 県災害対策本部等との災害応急対策の連携
- (13) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (14) 自主防災組織との連携及び指導
- (15) ボランティア等への支援

なお、災害対策本部の置かれる庁舎において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

2 消防、水防機関の重点実施項目

- (1) 消防本部及び消防署
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 地域住民等への避難情報
 - エ 火災予防の広報
- (2) 消防団、水防団
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - エ 地域住民等の避難場所への誘導
 - オ 危険区域からの避難の確認
 - カ 自主防災組織との連携、指導、支援

3 災害対策本部の設置及び廃止

本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めるとき設置する（別表第1の体制）。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

- (1) 設置基準
 - ア 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき。
 - イ その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。
- (2) 廃止基準
 - ア 災害の危険が解消したと認められるとき。

イ 災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

(3) 設置の通知等

ア 設置の通知等

本部を設置したときは、直ちにその旨を別表第2の区分により、通知及び公表するとともに、本部の標識を本部前に掲示する。

イ 廃止の通知等

本部を廃止したときは、設置したときに準じて行う。

(4) 設置の場所

本部は、災害の程度により、本部室を本庁舎市長室又は本部長の指定する場所に置く。なお、市庁舎に災害のおそれがある際には、指定してある代替施設での速やかな設置を行う。

本部室には、「宇和島市災害対策本部」の表示をする。

4 災害対策本部の組織及び運営

(1) 本部の組織及び事務分掌

ア 本部は、本部長の総括の下に、副本部長に副市長、教育長及び総務企画部長をあて、部及び班を置き、それぞれの関係課長をその長にあてる。

イ 本部の組織及び事務分掌は、別表第1及び別表第3のとおりとする。

ウ 関係する部・班との緊密な連携体制の確立を図るため、業務カテゴリーに応じたチーム体制（別表第4及び別表第5）による災害対応業務に取り組む。各チームの責任者及び指揮命令系統、具体的な対応等は、防災対応マニュアルによる。

エ 災害の規模や状況、災害発生後の時間経過に応じて担当する業務量が変化することが想定されることから、各チーム内の部・班で調整を行うとともに、チームを超えた調整が必要となった場合は庶務班を中心に調整を行うなど、柔軟な組織運営を行う。

なお、各チームの情報共有や連携体制等の強化を促すため、災害対策本部室の整備に努める。

(2) 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

なお、本部会議の開催及び災害対策本部の運営に当たっては、各対策部及び班の連携・調整を図るため、一堂に会することのできる災害対策本部室の整備に努める。

ア 本部会議の構成

本部長、副本部長、各部長、消防団長

イ 協議事項

- (ア) 災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員体制配備に関すること。
- (ウ) 各部間等の調整事項に関すること。
- (エ) 避難指示等の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- (オ) 防災関係機関への応援要請に関すること。
- (カ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 災害救助法の適用に関すること。
- (ク) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (ケ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(3) 本部連絡員

ア 本部室には、原則として本部連絡員をおく。

イ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部会議及び本部長等からの連絡指示を各部の長に伝達する。

ウ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する。

(4) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 災害対策本部の非常配備体制

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて、次の非常配備体制を取る。

(1) 第1配備

ア 設置基準

(イ) 気象業務法に基づく警報が発令されたとき。ただし、波浪・高潮・大雪単独警報の場合は、災害が発生するおそれがある場合のみ。

(ロ) その他の状況により、本部長が必要と判断するとき。

イ 参集基準

初期の情報収集活動を実施するために必要な人員。

ウ 配備基準

初期の情報収集活動を実施するために必要な人員。

※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大。

(2) 第2配備

ア 設置基準

(イ) 相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(ロ) その他の状況により、本部長が必要と判断するとき。

イ 参集基準

相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあり、複数の対策部が連携して対応する必要があると本部長が判断するとき。

ウ 配備基準

相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあり、複数の対策部が連携して対応するために必要な人員。

※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大。

(3) 第3配備

ア 設置基準

(イ) 大規模な災害が発生し、市の組織をあげて応急対応する必要があると本部長が判断するとき。

(ロ) その他の状況により、本部長が必要と判断するとき。

イ 参集基準

全職員

ウ 配備基準

市の組織をあげて大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員。

《資料編：宇和島市災害対策本部条例》

災害種別	災害警戒本部体制	災害対策本部体制			
		第一配備基準	第二配備基準	第三配備基準	
気象災害	大雨洪水暴風高潮	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨又は洪水注意報が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。 ・気象業務法に基づく波浪、高潮又は大雪警報が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。 ・その他の状況により、市長が必要と判断するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく警報が発令されたとき。ただし、波浪・高潮・大雪単独警報の場合は、災害が発生するおそれがある場合のみ。 ・その他の状況により、本部長が必要と判断するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他の状況により、本部長が必要と判断するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他の状況により、本部長が必要と判断するとき。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・長雨又は大雨注意報が発表され、土砂災害が発生することが予想される時。 ・その他の状況により、市長が必要と判断するとき。 			
その他災害	大規模火災		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に火災が発生し延焼のおそれがあり、本部長が必要と判断するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な災害に発展し、市全体で対処が必要と本部長が判断するとき。
	林野火災災害		<ul style="list-style-type: none"> ・山林に火災が発生し延焼のおそれがあり、本部長が必要と判断するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山林の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想されるとき。 	
	危険物災害等		<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等による災害が発生し、被害の拡大が予想され、本部長が必要と判断するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害が拡大するおそれがあるとき。 	

■別表第1 宇和島市職員体制表

動員体制		配備体制		災害対策本部			
		第一配備体制		第二配備体制		第三配備体制	
		部署	参集 範囲	部署	参集 範囲	部署	参集 範囲
総務企画部・他部局	本部事務局 (危機管理課長)	危機管理課	初動の情報収集活動を実施するために必要な連絡員等 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大	危機管理課	複数の対策部が連携して対応するために必要な人数 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大	危機管理課	全職員が参集
	庶務班 (総務課長、市長公室長)	総務課		総務課		総務課	
		市長公室		市長公室		市長公室	
		企画課		企画課		企画課	
		デジタル推進課		デジタル推進課		デジタル推進課	
		議会事務局		議会事務局		議会事務局	
		出納室		出納室		出納室	
		農業委員会		農業委員会		農業委員会	
		監査事務局		監査事務局		監査事務局	
	選挙管理委員会	選挙管理委員会		選挙管理委員会			
財政班 (財政課長)	財政課 契約検査室	財政課 契約検査室	財政課 契約検査室				
市民環境部	調査班 (税務課長)	税務課	税務課	税務課			
	市民班 (市民課長)	市民課	市民課	市民課			
	生活環境班 (生活環境課長)	生活環境課	生活環境課	生活環境課			
保健福祉部	福祉班 (福祉課長)	福祉課 子ども家庭課 高齢者福祉課 保護課	福祉課 子ども家庭課 高齢者福祉課 保護課	福祉課 子ども家庭課 高齢者福祉課 保護課			
	保健班 (保険健康課長)	保険健康課	保険健康課	保険健康課			
産業経済部	農林・調査班 (農林課長)	農林課 国土調査課	農林課 国土調査課	農林課 国土調査課			
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課	商工観光課	商工観光課			
	水産班 (水産課長)	水産課	水産課	水産課			
建設部	建設班 (建設課長)	建設課	建設課	建設課			
	都市整備班 (都市整備課長)	都市整備課	都市整備課	都市整備課			
	建築住宅班 (建築住宅課長)	建築住宅課	建築住宅課	建築住宅課			

動員体制		配備体制		災害対策本部			
		第一配備体制		第二配備体制		第三配備体制	
		部署	参集 範囲	部署	参集 範囲	部署	参集 範囲
教育委員会	学校班 (教育総務課長)	教育総務課	初動の情報収集活動を実施するために必要な連絡員等 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大	教育総務課	複数の対策部が連携して対応するために必要な人数 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大	教育総務課	全職員が参集
		学校教育課		学校教育課		学校教育課	
	学校給食班 (学校給食センター長)	学校給食センター		学校給食センター		学校給食センター	
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課	
		文化・スポーツ課		文化・スポーツ課		文化・スポーツ課	
		人権啓発課		人権啓発課		人権啓発課	
		伊達博物館		伊達博物館		伊達博物館	
支所部	吉田支所部 (支所長)	吉田支所	吉田支所	吉田支所			
	三間支所部 (支所長)	三間支所	三間支所	三間支所			
	津島支所部 (支所長)	津島支所	津島支所	津島支所			
	宇和海支所部 (支所長)	宇和海支所	宇和海支所	宇和海支所			
水道局 上下	水道給水班 (給水課長)	別途定める					
	水道総務班 (水道総務課長)						
	下水道班 (下水道課長)						
消防部	消防本部 消防署 消防団	別途定める					
	病院局	別途定める					

■別表第2 災害対策本部の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部班	庁内放送、電話、口頭	危機管理課長
一般住民	FM告知放送システム(屋外拡声器、防災ラジオ)、安心安全情報ネットワーク(登録制メール、電話、FAX)、防災アプリ、テレビ・プッシュシステム、広報車、Lアラート(災害情報共有システム)、インターネット(ホームページ、SNS等)、緊急速報メール(エリアメール)、テレビ(ケーブルテレビを含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、報道機関、口頭、その他迅速な方法	〃
南予地方局	県防災通信システム、電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	〃

宇和島警察署	電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	〃
その他防災関係機関		
隣接市町	県防災通信システム、電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	〃
報道機関	電話、ファクシミリ、口頭又は文書	〃

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

■別表第3 宇和島市災害対策本部事務分掌表

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名	分掌事務
	本部事務局 (危機管理課長)	危機管理課	1 災害対策本部の設置に関する事 2 災害対策本部の連絡調整に関する事 3 本部長の指示・指令の伝達に関する事 4 災害対策本部の指示伝達に関する事 5 災害対策の総括に関する事 6 災害対策本部会議に関する事 7 災害情報の報告に関する事 8 県及び関係機関との連絡調整及び災害報告に関する事 9 広域応援部隊（警察、消防）との調整・受入に関する事 10 避難指示等の発令・伝達・避難支援に関する事 11 災害予防及び災害応急対策の実施のための方針の作成に関する事 12 災害対策本部の解散に関する事 13 警戒区域の設定に関する事
(総務部長、企画政策部長、議事事務局長) 総務部・企画政策部・他部局	庶務班 (総務課長、市長公室長)	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会	総合調整 【本部事務局支援】 1 職員の招集及び勤務に関する事 2 職員の動員及び非常招集に関する事 3 災害情報の収集・取りまとめに関する事 4 公共交通機関、ライフライン、通信機関の被害情報等の収集及び取りまとめに関する事 5 通信途絶下の連絡（防災行政無線、電信電話、通信ネットワーク等）等の伝達に関する事 6 本部長の秘書に関する事 7 各部の総合調整、協力班の配置に関する事 8 支所部との連絡・調整に関する事 9 知事及び他市町への応援要請に関する事 10 自衛隊、他自治体等の応援要請・受入に関する事 11 視察等の要人対応に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 【庶務班主体】 13 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関する事 14 情報システム関係の被害調査及び応急対策に関する事 15 住民に対する災害広報・広聴に関する事 16 報道機関に対する情報の提供及び連絡調整に関する事 17 臨時災害放送局の開設に関する事 18 災害発生当初における市民からの問い合わせ等の電話対応に関する事 19 市民からの問い合わせ等の電話対応（各チームへの取り次ぎ）に関する事 20 食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の調達に関する事 21 公共交通の確保に関する事 22 帰宅困難者への対応に関する事 23 災害復興に係るふるさと納税の募集に関する事 24 災害の記録、撮影に関する事 25 災害復興方針、計画の立案に関する事 26 市の復興計画に関する事 【出納室】 27 災害における出納に関する事 28 義援金の受入に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名	分掌事務
	財政班 (財政課長)	財政課 契約検査室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用資材・機材の調達に関する事 2 災害対策用資材・機材の状況把握に関する事 3 食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の受入・仕分 4 物資拠点の設置及び災害協定先等への委託に関する事 5 災害時の応急財政措置に関する事 6 災害補償費に関する事 7 車両の調達及び輸送に関する事 8 災害救助救援物資の支払に関する事 9 災害関係予算に関する事 10 応急公用負担に関する事 11 市有財産(普通財産)の被害調査及び応急対策に関する事 12 公共インフラの応急・復旧対応における保険対応処理
市民環境部 (市民環境部長)	調査班 (税務課長)	税務課	調査・衛生対策
	市民班 (市民課長)	市民課	
	生活環境班 (生活環境課長)	生活環境課	
			<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋被害状況の調査に関する事 2 罹災証明の発行に関する事 3 被災者の経済的再建支援(租税の減免等)に関する事 1 行方不明者等の受付に関する事 2 被災者の経済的再建支援(交付手数料の減免等)に関する事 3 所轄施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 自治会、市民団体との連絡調整に関する事 5 他班の支援に関する事 1 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 衛生・防疫資材・機材の調達に関する事 3 防疫活動に関する事 4 へい死獣(生活環境保全上支障のあるもの)の処理に関する事 5 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関する事 6 遺体収容所の開設及び収容(検案所等から)に関する事 7 遺体の処理(火葬等)に関する事 8 愛媛県警・葬祭業者等との調整に関する事 9 ごみ、災害廃棄物、土砂の処理に関する事 10 仮設トイレの設置及びし尿処理に関する事 11 災害救助法の公費解体に関する事 12 身元不明遺体の取扱いに関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名		分掌事務
保健福祉部 (保健福祉部長)	福祉班 (福祉課長)	福祉課・ 子ども家庭課・ 高齢者福祉課・ 保護課	避難・ 救護対策	1 所轄施設の避難所開設及び運営に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること 3 要配慮者の支援及び避難に関すること 4 避難住民の福祉避難所への収容に関すること 5 福祉避難所における食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の調整及び配給に関すること 6 ボランティアの要請及び受入れに関すること 7 被災者のボランティアニーズの把握等に関すること 8 被災者の生活相談に関すること 9 被災者の生活再建支援に関すること 10 所轄施設の被害調査及び応急対策に関すること 11 義援金の配分に関すること 12 災害弔慰金、災害見舞金に関すること 13 災害養護支援資金貸付、被災者生活支援制度に関すること 14 災害救助法の適用に関すること
	保健班 (保険健康課長)	保険健康課		1 保健活動に関すること 2 救護所の開設・運営に関すること 3 医療救護班の編成に関すること 4 医療資材・機材及び薬品の調達、配分に関すること 5 要配慮者の支援及び避難に関すること 6 傷病者の医療機関への収容に関すること 7 医療ボランティアの受入れに関すること 8 医師会、協力医療機関の状況把握及び連絡調整に関すること 9 遺体の検案、収容（救護所等から）に関すること 10 避難者の健康・栄養管理（炊き出し献立等）に関すること
産業経済部 (産業経済部長)	農林・調査班 (農林課長)	農林課・ 国土調査課	物資対策	1 農林、畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 農業被害拡大防止に関すること 3 畜産伝染病予防対策に関すること 4 へい死獣（農地や山林等）の処理に関すること 5 農薬、肥料その他資材等の確保、配分に関すること 6 林産物及び木材のあっせんに関すること 7 農林、畜産関係の補助、融資に関すること 8 漂流物（海岸等）の処理に関すること 9 食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の搬送に関すること
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課		1 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 商工業関係の補助、融資に関すること 3 災害時の雇用対策に関すること 4 企業等の災害支援職員等の募集・受入に関すること 5 ホテル等の避難所活用に関すること 6 入浴支援に関すること 7 他班の支援に関すること
	水産班 (水産課長)	水産課		1 水産関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 漂流物（漁港施設等）の処理に関すること 3 水産関係の補助、融資に関すること 4 漁港施設の被害調査に関すること 5 漁港施設の復旧に関すること 6 漁港施設関係の補助、融資に関すること

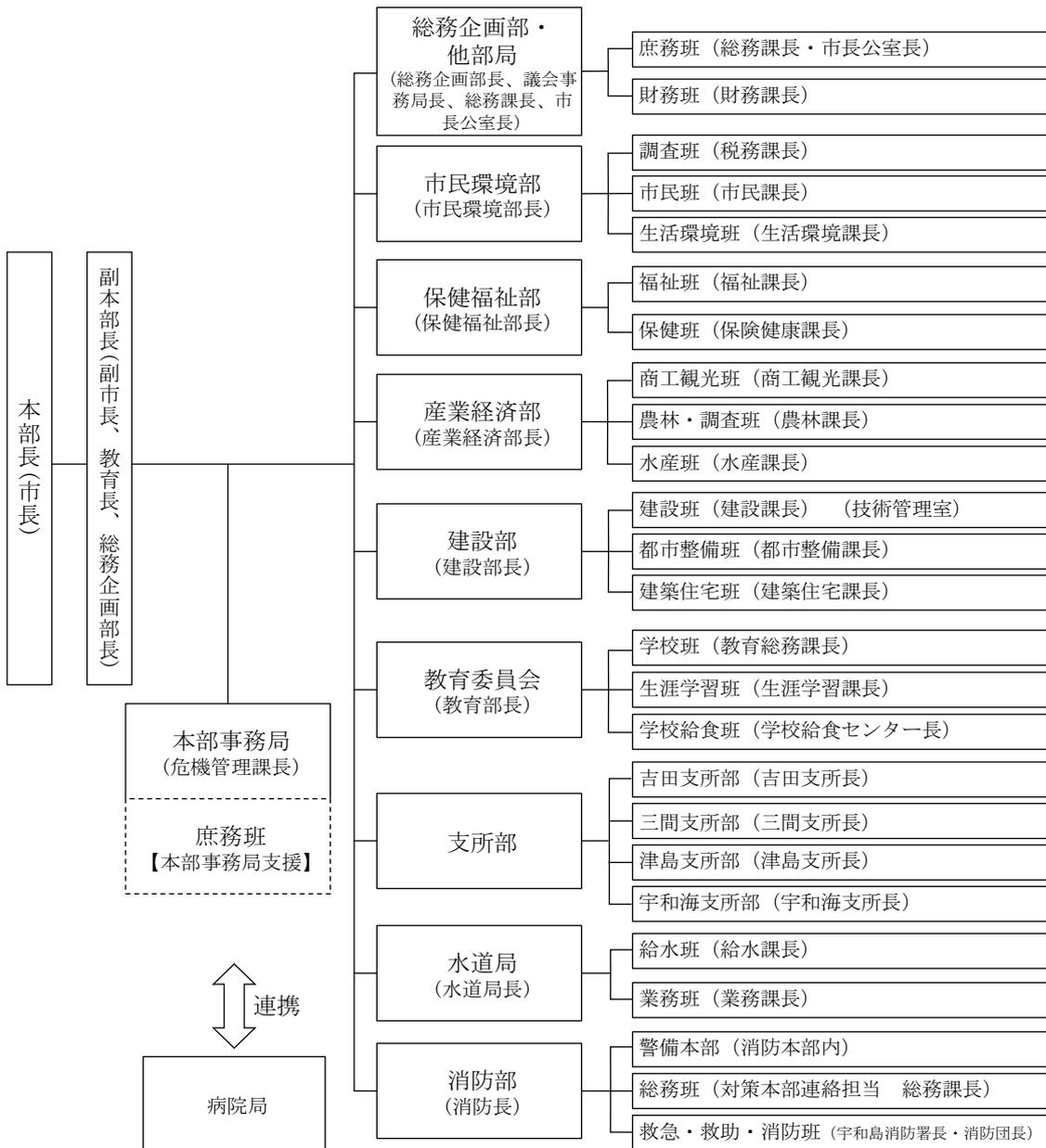
部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名	分掌事務
建設部 (建設部長)	建設班 (建設課長)	建設課	応急対策
	都市整備班 (都市整備課長)	都市整備課	
	建築住宅班 (建築住宅課長)	建築住宅課	
			<p>分掌事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送道路、道路、橋梁、河川等の被害状況の把握及び応急復旧に関する事 2 土木災害の調査、拡大防止に関する事 3 緊急輸送道路及び主要道路等の障害物除去及び通行の確保に関する事 4 交通規制に関する事 (情報収集) 5 土木応急復旧用資材の調達及び運搬に関する事 6 建設業者の動員に関する事 7 港湾施設の被害調査及び復旧に関する事 8 漂流物 (港湾施設等) の処理に関する事 9 港湾施設関係の補助、融資に関する事 10 応急対策等における港湾施設の利用に関する事 <ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策等における公園の利用に関する事 2 被災宅地の危険度判定に関する事 (震災時) <ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2 応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理に関する事 3 市営住宅等の一時使用に関する事 4 被災建物の危険度判定に関する事 (震災時) 5 公共建築物の復旧支援に関する事 6 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名		分掌事務
教育委員会 (教育部長)	学校班 (教育総務課長)	教育総務課 ・学校教育課	地区 対策 (避難所)	1 所轄施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 児童・生徒の救護及び安全確保・避難誘導等に関すること 3 教育・文化施設等の災害情報の収集及び伝達に関すること 4 休校等の措置に関すること 5 応急教育に関すること 6 教科書及び学用品の調達及び支給に関すること 7 児童・生徒の保健衛生の保全措置に関すること 8 所轄施設の避難所開設及び運営に関すること 9 学校教育施設関係との連絡調整に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課 ・文化・スポーツ課 ・人権啓発課 伊達博物館		1 所轄施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 避難所情報の収集及び情報の提供に関すること 3 避難所における食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の調整及び配給に関すること 4 炊き出しその他による食品の供与に関すること 5 所轄施設の避難所開設及び運営に関すること 6 避難住民の避難所への誘導に関すること 7 避難住民の避難所への収容に関すること 8 避難所運営における自主防災組織、自治会との連携に関すること 9 文化財の被害調査及び応急修復に関すること
	学校給食班 (学校給食センター長)	学校給食センター		1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 保健衛生並びに学校給食の保全措置に関すること 3 給食に関すること
支所部 (吉田・三間・津島支所長)	吉田支所班 (吉田支所長)	吉田支所	総合調整	1 本部各チームとの連携に関すること 2 支所部の運営に関すること 3 本部との連絡及び本部の指示伝達に関すること 4 職員の招集及び勤務に関すること 5 気象、災害情報の収集及び伝達に関すること 6 災害広報に関すること 7 罹災証明の発行に関すること
	三間支所班 (三間支所長)	三間支所		1 本部各チームとの連携に関すること 2 被害状況の集約及び記録・報告に関すること 3 行方不明者等の受付に関すること 4 避難所の情報収集に関すること
	津島支所班 (津島支所長)	津島支所	応急対策	1 本部各チームとの連携に関すること 2 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関すること 3 衛生・防疫に関すること 4 保健活動に関すること 5 ごみ収集に関すること 6 道路橋梁・農林水産施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
支所部 (宇和海支所長)	消防・救助班		消防団 対策	1 本部各チームとの連携に関すること 2 消防方面隊の連携に関すること
	宇和海支所班		総合調整	1 本部各チームとの連携に関すること 2 支所部の運営に関すること 3 本部との連絡に関すること 4 職員の招集及び勤務に関すること 5 気象、災害情報の収集及び伝達に関すること 6 被害状況の集約及び記録・報告に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名		分掌事務
上下水道局 (上下水道局長)	水道給水班 (給水課長)	給水課	上下水道 応急対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況調査に関する事 2 水道の応急復旧に関する事 3 水道の応急給水（生活用水含む）に関する事 4 応急給水体制（人的支援・災害協定による）に関する事
	水道総務班 (水道業務課長)	水道総務課		<ol style="list-style-type: none"> 1 水道に係る情報整理および関係機関への連絡に関する事 2 水道の被災状況及び応急給水に係る市民等への広報に関する事 3 水道の応急復旧及び応急給水に係る他機関等への要請及び応援者受入れ対応に関する事
	下水道班 (下水道課長)	下水道課		<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査、復旧及び排水処理に関する事 2 浄化センター、ポンプ場の被害調査（運転管理）に関する事
消防部 (消防長)	警備本部 (消防本部内)		救助・救急・ 消火対策 総合調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報に関する事 2 人的被害の状況に関する事 3 消防職員の動員に関する事 4 部隊運用及び調整に関する事
	総務班（対策本部連絡担当） (総務課長)			<ol style="list-style-type: none"> 1 資材・機材等の調達に関する事 2 消防応援要請及び受入れに関する事 3 関係機関との連携及び調整に関する事
	救助・救急・消火班 (消防署長・消防団長)			<ol style="list-style-type: none"> 1 救助活動に関する事 2 救急活動に関する事 3 消火活動に関する事 4 消防団の動員に関する事

		分掌事務
病院局	医療対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産に関する事 2 医師会、協力医療機関の状況把握及び連絡調整に関する事 3 医療班の編成に関する事 4 医療資材に関する事 5 医療ボランティアに関する事 6 被災者のメンタルヘルスに関する事 7 巡回医療班編成に関する事

■災害対策本部体制図



■別表第4 宇和島市災害対策本部活動体制（業務カテゴリーごと）

業務カテゴリー	チーム名	構成部	構成班	課名	
総合調整	本部運営チーム	総務企画部	災害対策本部事務局	危機管理課	
		総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会	
		保健福祉部	福祉班	福祉課・子ども家庭課・高齢者福祉課・保護課	
	受援・配置調整チーム	総務企画部	災害対策本部事務局	危機管理課	
		総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会	
		産業経済部 水道局	商工観光班	商工観光課	
	広報・報道チーム	総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会	
	救出・救助チーム	消防部	警備本部	消防本部	消防本部
			総務班	消防本部	消防本部
			救急・救助・消火班	消防本部	消防本部
		総務企画部	災害対策本部事務局	危機管理課	
		総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会	
	市民環境部	市民班	市民課		
	総務・財政チーム	総務企画部	財政班	財政課	
	総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会		
被災者支援	避難所・物資チーム	教育委員会	生涯学習班	生涯学習課・文化・スポーツ課・人権啓発課	
			学校班	教育総務課・学校教育課	
			学校給食班	学校給食センター	
		保健福祉部	福祉班	福祉課・子ども家庭課・高齢者福祉課・保護課	
			保健班	保険健康課	
		産業経済部	農林・調査班	農林課・国土調査課	
		総務企画部	財政班	財政課	
	総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会		
	生活再建支援チーム	保健福祉部	福祉班	福祉課・子ども家庭課・高齢者福祉課・保護課	
		総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会	
		市民環境部	調査班	税務課	
			市民班	市民課	
		建設部	建築住宅班	建築住宅課	
			都市整備班	都市整備課	
	産業経済部	商工観光班	商工観光課		
	保健・医療・衛生・要配慮者対応チーム	保健福祉部	保健班	保険健康課	
			福祉班	福祉課・子ども家庭課・高齢者福祉課・保護課	
		市民環境部 病院局	生活環境班	生活環境課	
遺体取扱チーム	市民環境部	生活環境班 市民班	生活環境課 市民課		
	保健福祉部	保健班	保険健康課		

業務 カテゴリー	チーム名	構成部	構成班	課名
応急対策	公共インフラ等対策チーム	建設部	建設班	建設課・技術管理室
			都市整備班	都市整備課
			建築住宅班	建築住宅課
		産業経済部	農林・調査班	農林課・国土調査課
			水産班	水産課
		水道局		
	総務企画部・他部局	庶務班	総務課・市長公室・企画課・デジタル推進課・議会事務局・出納室・農業委員会・監査事務局・選挙管理委員会	
	経済再建支援チーム	産業経済部	商工観光班	商工観光課
			農林・調査班	農林課・国土調査課
			水産班	水産課
	廃棄物対策チーム	市民環境部	生活環境班	生活環境課
		産業経済部	農林・調査班	農林課・国土調査課
			水産班	水産課
		建設部	建設班	建設課・技術管理室
支所部	支所チーム		都市整備班	都市整備課
		総務班		
		情報班		
		応急対策班		
		消防・救助班		
		宇和海支所班		

■別表第5 宇和島市災害対策本部活動体制に基づく分掌事務

1. 総合調整

(1) 本部運営チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
災害対策本部事務局 庶務班 福祉班	1. 災害対策本部の設置に関すること 2. 災害対策本部の連絡調整に関すること 3. 本部長の指示・指令の伝達に関する こと 4. 災害対策本部の指示伝達に関すること 5. 災害対策の総括に関すること 6. 災害対策本部会議に関すること 7. 災害情報の報告に関すること 8. 県及び関係機関との連絡調整及び災害 報告に関すること 9. 避難指示等の発令・伝達・避難支援に関 すること 10. 災害予防及び災害応急対策の実施のた めの方針の作成に関すること 11. 警戒区域の設定に関すること 12. 災害情報の収集・取りまとめに関する こと 13. 公共交通機関、ライフライン、通信機 関の被害情報等の収集及び取りまとめに 関すること 14. 通信途絶下の連絡（防災行政無線、電 信電話、通信ネットワーク等）等の伝達 に関すること 15. 本部長の秘書に関すること 16. 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に 関すること 17. 情報システム関係の被害調査に関する こと 18. 災害救助法の適用に関すること	1～18. 同左	1～18. 同左 19. 災害対策本部の解 散に関すること 20. 情報システム関係 の応急対策に関する こと 21. 災害復興本部の設 置に関すること

(2) 受援・配置調整チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
災害対策本部事務局 庶務班 商工観光班 水道局	1. 職員の招集及び勤務に関すること 2. 職員の動員及び非常招集に関すること 3. 各部の総合調整、協力班の配置に関す ること 4. 支所部との連絡・調整に関すること 5. 知事及び他市町への応援要請に関する こと 6. 広域応援部隊（警察、消防）との調整・ 受入に関すること 7. 自衛隊、他自治体等の応援要請・受入に 関すること 8. 水道の応急復旧及び応急給水に係る他 機関等への要請及び応援者受入れ対応に 関すること	1～8. 同左 9. 企業等の災害支援 職員等の募集・受入 に関すること	1～9. 同左 10. 視察等の要人対応 に関すること

(3) 広報・報道チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	1. 災害発生当初における市民からの問い合わせ等の電話対応に関する事 2. 住民に対する災害広報・広聴に関する事 3. 報道機関に対する情報の提供及び連絡調整に関する事 4. 臨時災害放送局の開設に関する事 5. 災害の記録、撮影に関する事 6. 応急給水に係る市民等への広報に関する事	2～6. 同左 7. 市民からの問い合わせ等の電話対応(各チームへの取り次ぎ)に関する事	2～7. 同左

(4) 救出・救助チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
消防部 災害対策本部事務局 庶務班 市民班	1. 災害情報に関する事 2. 人的被害の状況に関する事 3. 消防職員の動員に関する事 4. 部隊運用及び調整に関する事 5. 資材・機材等の調達に関する事 6. 消防応援要請及び受入れに関する事 7. 関係機関との連携及び調整に関する事 8. 救助活動に関する事 9. 救急活動に関する事 10. 消火活動に関する事 11. 消防団の動員に関する事 12. 行方不明者等の受付に関する事	1～12. 同左	1～12. 同左

(5) 総務・財政チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
財政班 庶務班	1. 市有財産(普通財産)の被害調査に関する事	1. 同左 2. 災害時の応急財政措置に関する事 3. 災害補償費に関する事 4. 災害関係予算に関する事 5. 応急公用負担に関する事 6. 災害における出納に関する事	1～6. 同左 7. 市有財産(普通財産)の応急対策に関する事 8. 公共インフラの応急・復旧対応における保険対応処理 9. 災害救助救援物資の支払に関する事

2. 被災者支援

(6) 避難所・物資チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
生涯学習班 学校班 学校給食班 福祉班 保健班 農林・調査班 財政班 庶務班	<p>【避難所(福祉避難所)・被災者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄施設の被害調査に関する事 2. 避難所情報の収集及び情報の提供に関する事 3. 所轄施設の避難所・福祉避難所開設及び運営に関する事 【災害救助法】 4. 避難住民の避難所・福祉避難所への誘導に関する事 5. 避難住民の避難所・福祉避難所への収容に関する事 6. 文化財の被害調査に関する事 7. 児童・生徒の救護及び安全確保・避難誘導等に関する事 8. 教育・文化施設等の災害情報の収集及び伝達に関する事 9. 児童・生徒の保健衛生の保全措置に関する事 10. 学校教育施設関係との連絡調整に関する事 11. 休校等の措置に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～11. 同左 12. 避難所・福祉避難所における食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の調整及び配給に関する事 【災害救助法】 13. 炊き出しその他による食品の供与に関する事 【災害救助法】 14. 避難所運営における自主防災組織、自治会との連携に関する事 15. 保健衛生並びに学校給食の保全措置に関する事 16. 給食に関する事 17. 避難者の健康・栄養管理に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～17. 同左 18. 所轄施設の応急対策に関する事 19. 文化財の応急修復に関する事 20. 応急教育に関する事 21. 教科書及び学用品の調達及び支給に関する事 【災害救助法】
	<p>【物資】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用資材・機材の調達に関する事 2. 災害対策用資材・機材の状況把握に関する事 3. 食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の国、県への要請に関する事 【災害救助法】 4. 食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の調達、受入・仕分に関する事 【災害救助法】 5. 食料、生活必需品、飲料水、その他緊急物資の搬送に関する事 【災害救助法】 6. 車両の調達及び輸送に関する事 7. 帰宅困難者への対応に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～7. 同左 8. 物資拠点の設置及び災害協定先等への委託に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～8. 同左

(7) 生活再建支援チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
福祉班 庶務班 調査班 市民班 建築住宅班 都市整備班 商工観光班	1. 被災宅地の危険度判定に関する事(震災時) 2. 被災建物の危険度判定に関する事(震災時) 3. 被災者台帳の作成に関する事	1～3. 同左 4. ボランティアの要請及び受入れに関する事 5. 被災者のボランティアニーズの把握等に関する事 6. 被災者の生活相談に関する事 7. 被災者の生活再建支援に関する事 8. 義援金の受入に関する事 9. 災害復興に係るふるさと納税の募集に関する事 10. 家屋被害状況の調査に関する事 11. 罹災証明の発行に関する事 12. 障害物の除去に関する事【災害救助法】 13. 入浴支援に関する事 14. 公共交通の確保に関する事 15. 応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理に関する事【災害救助法】 16. 市営住宅等の一時使用に関する事	1～16. 同左 17. 災害弔慰金、災害見舞金に関する事。 18. 災害援護支援資金貸付、被災者生活支援制度に関する事。 19. 義援金の配分に関する事 20. 被災者の経済的再建支援(租税の減免等)に関する事 21. 被災者の経済的再建支援(交付手数料の減免等)に関する事

(8) 保健・医療・衛生・要配慮者対応チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保健班 福祉班 生活環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健活動に関する事 2. 救護所の開設・運営に関する事 3. 医療救護班の編成に関する事【災害救助法】 4. 医療資機材及び薬品の調達、配分に関する事【災害救助法】 5. 要配慮者の支援及び避難に関する事 6. 傷病者の医療機関への収容に関する事 7. 医師会、協力医療機関の状況把握及び連絡調整に関する事 8. 衛生関係施設の被害調査に関する事 9. 衛生・防疫資機材の調達に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～9. 同左 10. 医療ボランティアの受入れに関する事 11. 避難者の健康・栄養管理（炊き出し献立等）に関する事 12. 防疫活動に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～12. 同左 13. 衛生関係施設の応急対策に関する事
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産に関する事【災害救助法】 2. 医師会、協力医療機関の状況把握及び連絡調整に関する事 3. 医療班の編成に関する事 4. 医療資材に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～4. 同左 5. 医療ボランティアに関する事 6. 被災者のメンタルヘルスに関する事 7. 巡回医療班編成に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～7. 同左

(9) 遺体取扱チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
生活環境班 市民班 保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 清掃、火葬場等施設の被害調査に関する事 2. 遺体の検案、収容（救護所等から）に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～2. 同左 3. 遺体収容所の開設及び収容（検案所等から）に関する事 4. 遺体の処理（火葬等）に関する事【災害救助法】 5. 愛媛県警・葬祭業者等との調整に関する事 6. 身元不明遺体の取扱いに関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～6. 同左 7. 清掃、火葬場等施設の応急対策に関する事

3. 応急対策

(10) 公共インフラ等対策チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
建設班 都市整備班 建築住宅班 農林・調査班 水産班 水道局 庶務班	1. 緊急輸送道路等、道路、橋梁、河川等の被害状況の把握に関する事 2. 交通規制に関する事(情報収集) 3. 緊急輸送道路及び主要道路等の障害物除去及び通行の確保に関する事 4. 土木災害の調査、拡大防止に関する事 5. 港湾施設の被害調査に関する事 6. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 7. 浄化センター、ポンプ場の被害調査(運転管理)に関する事 8. 市営住宅の被害調査に関する事 9. 水道施設の被害状況調査に関する事 10. 応急給水(生活用水含む)に関する事 11. 水道に係る情報整理および関係機関への連絡に関する事	1～11. 同左 12. 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関する事 13. 応急対策等における港湾施設の利用に関する事 14. 土木応急復旧用資材の調達及び運搬に関する事 15. 建設業者の動員に関する事 16. 応急対策等における公園の利用に関する事 17. 水道の応急復旧に関する事 18. 応急給水体制(人的支援・災害協定による)に関する事 19. 市営住宅の応急対策に関する事 20. 公共建築物の復旧支援に関する事	1～20. 同左 21. 港湾施設の復旧に関する事 22. 港湾施設関係の補助、融資に関する事 23. 下水道施設の復旧及び排水処理に関する事

(11) 経済再建支援チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
商工観光班 農林・調査班 水産班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係の被害調査に関する事 2. 農林、畜産関係の被害調査に関する事 3. 水産関係の被害調査に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～3. 同左 4. 農業被害拡大防止に関する事 5. 畜産伝染病予防対策に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～5. 同左 6. 商工業関係の応急対策に関する事 7. 商工業関係の補助、融資に関する事 8. 災害時の雇用対策に関する事 9. 農林、畜産関係の応急対策に関する事 10. 農薬、肥料その他資材等の確保、配分に関する事 11. 林産物及び木材のあっせんに関する事 12. 農林、畜産関係の補助、融資に関する事 13. 水産関係の応急対策に関する事 14. 水産関係の補助、融資に関する事

(12) 廃棄物対策チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
生活環境班 農林・調査班 水産班 建設班 都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ、災害廃棄物、土砂の処理に関する事 2. 仮設トイレの設置及びし尿処理に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～2. 同左 3. へい死獣（生活環境保全上支障のあるもの）の処理に関する事 4. へい死獣（農地や山林等）の処理に関する事 5. 漂流物（海岸等）の処理に関する事 6. 漂流物（漁港施設等）の処理に関する事 7. 漂流物（港湾施設等）の処理に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1～7. 同左 8. 公費解体に関する事

4. 支所部

(13) 支所チーム

構成班	救急・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「本部運営」「受援・配置調整」「広報・報道」「総務・財政」チームとの連携に関すること 2. 支所部の運営に関すること 3. 本部の指示伝達に関すること 4. 職員の招集及び勤務に関すること 5. 気象、災害情報の収集及び伝達に関すること 6. 災害広報に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1～6. 同左 7. 罹災証明の発行に関すること 	1～7. 同左
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「本部運営」「救出・救助」「避難所・物資」チームとの連携に関すること 2. 被害状況の集約及び記録・報告に関すること 3. 行方不明者等の受付に関すること 4. 避難所の情報収集に関すること 	1～4. 同左	1～4. 同左
応急対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「避難所・物資」「生活再建支援」「保健・医療・衛生・要配慮者」「遺体取扱」「公共インフラ」「経済再建支援」「廃棄物対策」チームとの連携に関すること 2. 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関すること 3. 衛生・防疫に関すること 4. 保健活動に関すること 5. ごみ収集に関すること 6. 道路橋梁・農林水産施設の被害状況の把握に関すること 	1～6. 同左	<ol style="list-style-type: none"> 1～6. 同左 7. 道路橋梁・農林水産施設の応急復旧に関すること
消防・救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救出・救助チームとの連携に関すること 2. 消防方面隊の連携に関すること 	1～2. 同左	1～2. 同左
宇和海支所班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部各チームとの連携に関すること 2. 支所部の運営に関すること 3. 本部との連絡に関すること 4. 職員の招集及び勤務に関すること 5. 気象、災害情報の収集及び伝達に関すること 6. 被害状況の集約及び記録・報告に関すること 	1～5. 同左	1～5. 同左

■災害対策本部体制図（活動体制に基づく体制図）



第5 動員計画

災害の発生と拡大を防止するため、職員の動員体制については次のとおりとする。

1 動員及び参集

(1) 職員の動員

- ア 危機管理課長は、市域に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合は、直ちに市長に連絡する。
- イ 市長は、気象予警報の発表状況及び被害状況等により、配備体制の指示を行う。
- ウ 危機管理課から、各部長を通じて各班長にその旨を通知し、同班長は各班の災害対策要員に連絡し動員する。
- エ 各班長は、配備状況について、各部長、危機管理課を通じて本部長に報告する。

(2) 平時における職員の参集

- ア 平常勤務時間内における動員については、庁内放送、電話等により、次の事項を明確に伝える。
 - (イ) 配備の種類
 - (ロ) 本部開設又は招集の時間
 - (ハ) 本部の位置

(3) 休日及び時間外における職員の参集

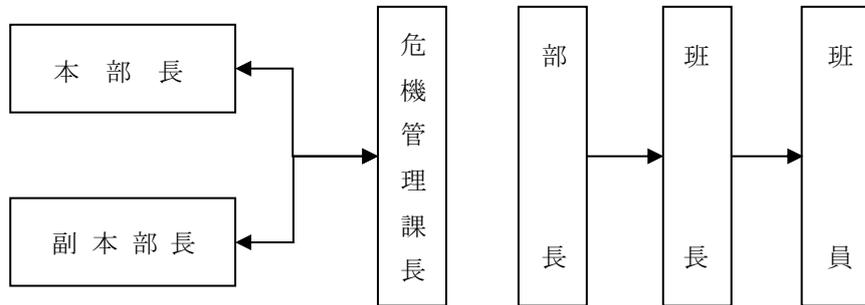
- ア 休日及び時間外における通報は、別表第6「休日又は時間外における通報連絡系統」によるものとする。
- イ 職員は、勤務時間外等において、テレビ、ラジオ等により、気象予警報の発表又は災害の発生を覚知した場合は、動員指示を待つことなく、直ちに自主的に参集し、上司の指示を受ける。
- ウ 参集途中においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、速やかに登庁して、班長若しくは部長に報告する。
- エ 災害の状況により参集が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- オ 参集途中で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡する。
- カ 休日又は勤務時間外における動員については、各班の配備を円滑に行うため、各班に非常連絡員を置き、勤務時間外の指令の伝達にあたらせるとともに、職員の非常連絡の方法をあらかじめ定めおき、所属職員に周知徹底する。
- キ 災害の状況により生命の危険が認められるときは、安全確保を優先し、自宅待機等の措置を行う。その際、速やかに所属部・班に連絡をとる。

(4) 職員の伝達系統

- ア 職員
職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達して行う。
- イ 消防団員
消防団員の動員は、次の系統で伝達して行う。なお、消防団活動と災害対策本部への参集については、基本的には消防団活動を優先するが、所属班の班長から連絡があった際には、消防団活動の状況を伝え、判断を仰ぐ。
- ウ 関係団体
関係団体の動員は、次の系統で伝達して行う。

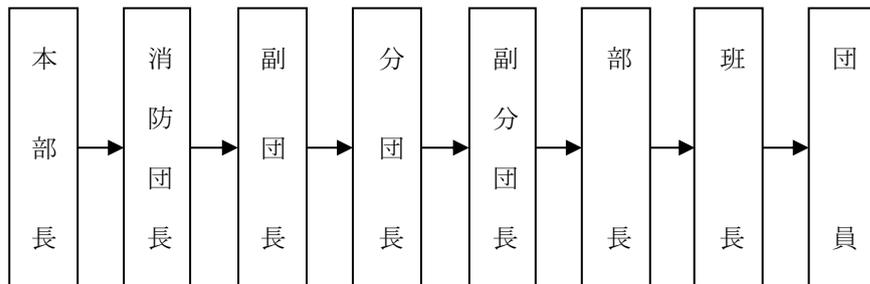
(ア) 職員

職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達して行う。



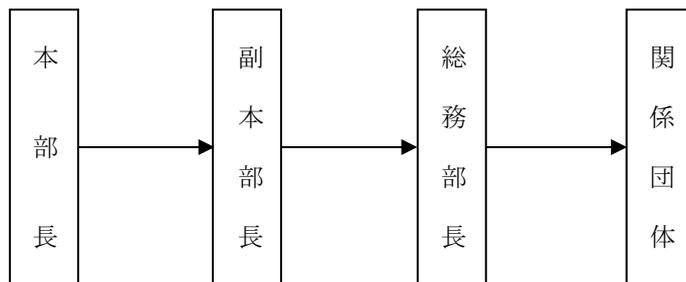
(イ) 消防団員

消防団員の動員は、次の系統で伝達して行う。

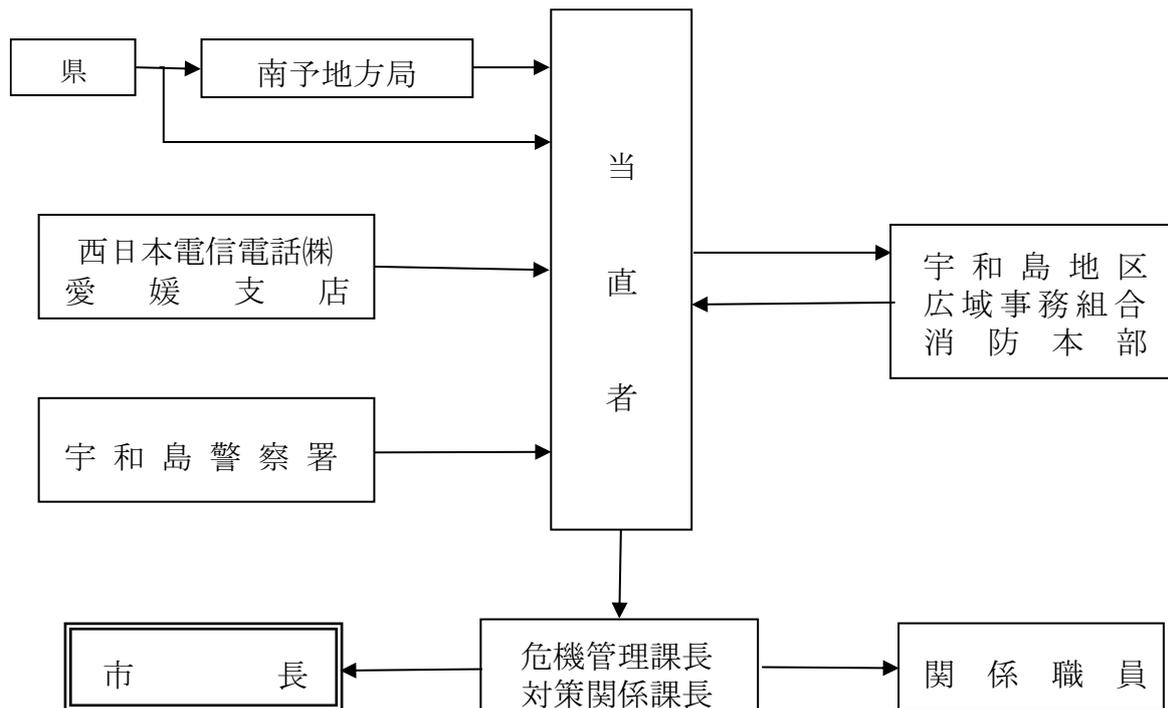


(ウ) 関係団体

関係団体の動員は、次の系統で伝達して行う。



■別表第6 休日又は勤務時間外における通報連絡系統



2 職員の動員における留意事項

大規模災害の発生時には、職員自身が被災を受けるとともに、業務に追われて自身の健康を見失いがちになることやストレスを抱えることが想定される。

そのため、動員された職員の活動期間や交代時期、責任、業務内容等をできるだけ早期に明確にし、定期的な休養の取得を促すとともに、職員の心身のチェック体制や健康相談の体制構築に努める。

また、災害発生直後は、職員の参集状況が不明確な中で、市民からの問い合わせ等への対応や被災状況の調査等に人員を要することなどから、庶務班を中心に各部の人員調整を行う。なお、円滑な人員調整の実現に向け、調整が必要な部・班から依頼を行うための様式作成等を事前に行う。

第3節 通信連絡活動

第1 主旨

本計画では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用した通信連絡体制の整備について定める。

第2 通信伝達手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、次の手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき、民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

1 防災行政無線等

(1) FM告知放送システム

本庁・支所及び消防本部に設置した送信施設から屋外放送設備及び防災ラジオを通して防災情報の通信伝達を行う。

(2) 移動系防災行政無線

本庁・支所に設置した無線通信施設から車載可搬型及び携帯型無線局を通して防災情報の通信伝達を行う。

2 コミュニティFM

本庁・消防本部及び宇和島ケーブルテレビに設置した送信施設から屋外放送設備及び防災ラジオを通して防災情報の通信伝達を行う。

また、災害の状況等に応じて、FMがいやとの協定に基づき、臨時災害放送局に移行し、災害情報や救援情報等の情報発信に努める。

3 消防防災無線

消防本部に設置した消防防災無線より、防災情報の通信伝達を行う。

4 県防災通信システム

衛星系及び地上系防災通信システムを併用することにより、県、他市町、消防機関及び防災関係機関との防災情報伝達を行う。

≪資料編：愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図≫

5 災害時優先電話

災害時優先電話とは、災害の発生等により電話回線が輻輳し、一般電話がかかりにくい場合においても、西日本電信電話株式会社が行う発信規制の対象とされない電話である。

災害時優先電話の利用については、あらかじめ西日本電信電話愛媛支店に申し出て指定を受ける。

なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

6 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、同61条の3、第79条、災害救助法第11条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省無線設備
- (3) 鉄道通信設備
- (4) 電力通信設備
- (5) 自衛隊通信設備

7 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法第52条、第74条の規定により、無線局を開設しているものに対し、非常通信を依頼することができる。

8 有線放送施設の利用

市長は、災害時における有線放送施設の有効な利用について、あらかじめ設置者と協議し、対応を要請する。

9 衛星携帯電話の利用

市長は、衛星携帯電話等を利用して、島しょ部に防災情報の通信伝達を行う。

10 放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は、直接市長が要請する。

(1) 放送要請

- ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請の内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

(4) 放送局における連絡責任者

各放送局においては、要請者に対応するため、あらかじめ連絡責任者を定めておく。

11 インターネット等の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営事業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

第3 孤立地域との通信連絡

災害により通信サービスや交通が途絶し、連絡が困難な孤立地域が発生した場合、非常通信、バイク、自転車及び徒歩等による連絡に努めるとともに、市長は、地方局を通じて県消防防災安全課に、愛媛県消防防災ヘリコプター等による上空調査を要請し、孤立地域との連絡を図る。

また、必要に応じて、陸上自衛隊、県警察本部、第六管区海上保安本部の航空機による上空調査を要請する。

第4 通信施設の確保

災害の発生により、通信施設及び通信関連施設が損壊し、市防災行政無線等による通信連絡の障害が発生した場合、部品交換による応急復旧が行えるよう保守部品の確保を含む保守体制の確立を図る。

第4節 情報活動

第1 主旨

本計画は、市及びその他防災関係機関が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに市民、県、関係機関に伝達し、情報を共有することを定める。

第2 情報活動の強化

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、緊急通報（119番通報）の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ即報する。

ただし、通信途絶等により、県へ連絡できない場合、あるいは、「直接即報基準」に該当する火災等が発生した場合の第一報（覚知後30分以内）の報告は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

■愛媛県防災危機管理課

区分		番号
NTT回線	TEL	089-912-2335、089-912-2318
	FAX	089-941-2160
県防災通信システム（地上系）	TEL	TN-500-0-2318 TN-500-1-2318
衛星携帯電話	TEL	870776397660

■南予地方局総務県民課防災対策室

区分		番号
NTT回線	TEL	0895-28-6103
	FAX	0895-22-3065、0895-22-0576
県防災通信システム（地上系）	TEL	TN-504-0-207
衛星携帯電話	TEL	870776397743

※TN：発信特番82（市の内線電話機から防災通信システムに発信する際に必要な番号）

■総務省消防庁

区分		平日（9:30～18:15） 総務省消防庁広域応援室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7569	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

2 情報活動の連携強化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方支部（南予地方局）、地方支部（南予地方局）と市災害対策本部の相互間のルートを基本として、各防災関係機関と密接な連携の下に実施する。

情報活動における連携強化のため警察署は、必要に応じて市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県地方本部も必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣する。

3 報道機関等との情報活動の連携

市は、各報道機関に対し、迅速かつ正確な情報を提供し、他地域の情報の収集も行う。なお、報道機関の活動が救出活動の妨げとならぬよう、緊密な連絡体制をとる。

第3 処理すべき情報の種類

1 市の活動

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）、安心安全情報ネットワーク（登録制メール、電話、FAX）、防災アプリ、テレビ・プッシュシステム、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、緊急速報メール（エリアメール）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

- ア 被害状況
- イ 避難情報又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 実施する応急対策の実施状況

第4 気象情報の収集

1 予警報の収集

(1) 気象予警報等の収集の系統及び方法

ア 伝達系統

伝達系統は、本編本章第2節「活動体制」により、気象注意報、警報等の定義は、本編第1章第1節「気象予警報等の伝達」による。

イ 伝達方法

(イ) 内部への伝達

- a 気象の予警報は、危機管理課において受信する。受信者は、直ちに危機管理課長に報告する。
- b 危機管理課長は、受信した予警報が災害対策を必要とすると認められる場合には、本部長に報告する。
- c 休日又は勤務時間外における通報は、本章第2節「活動体制」によるものとする。

(イ) 外部への伝達

外部への伝達は、本編第1章第1節「気象予警報等の伝達」によるものとする。

(2) 水防警報の伝達系統及び方法

宇和島市水防計画による。

2 雨量に関する情報収集

(1) 雨量情報の収集先

- ア 松山地方気象台（防災情報提供システム）
- イ 国土交通省（川の防災情報）
- ウ 県（愛媛県河川・砂防情報システム、えひめ河川（かわ）メール）
- エ 民間の気象情報サービス

(2) 市独自の雨量観測

集中豪雨等の場合、その予測が困難な場合もあるため、市が独自に設置する計測機器などによる雨量観測体制を確立する。

3 河川水位に関する情報収集

(1) 河川水位に関する情報先

- ア 国土交通省（川の防災情報）
- イ 県

(2) 市独自での河川水位観測

市は、独自に防災カメラや水位計の設置と河川監視員の警戒巡視による情報収集を実施し、河川水位の把握に努める。

4 災害危険箇所等に関する情報

(1) 災害危険箇所の警戒

市は、災害危険箇所等の状況等を迅速に把握するため、関係機関からの通報や区域内の警戒活動による情報収集方法を定めておく。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所等

「急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について（依頼）」（平成11年11月30日建設省河傾発第112号 建設省河川局砂防部傾斜地保全課長）に基づく国土交通省の総点検箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）及び「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第3条の規定に基づき法律指定された区域（急傾斜地崩壊危険区域）

《資料編：急傾斜地崩壊危険箇所》

イ 地すべり危険箇所等

「地すべり危険箇所の再点検について」（平成8年10月4日建設省河傾発第40号建設省河川局砂防部傾斜地保全課長）に基づく国土交通省の総点検箇所（地すべり危険箇所）及び「地すべり等防止法」第3条の規定に基づく法律指定された区域（地すべり防止区域）

《資料編：地すべり防止区域指定箇所》

ウ 土石流危険溪流等

「土石流危険溪流及びの土石流危険区域調査の実施について」（平成11年4月16日建設省河砂発第6号砂防課長、急傾斜地保全課長）に基づく国土交通省の総点検箇所及び「砂防法」第2条の規定に基づき法律指定された区域（砂防指定地）

《資料編：土石流危険溪流箇所》

《資料編：土石流危険溪流に準ずる溪流》

エ 山地に起因する災害危険箇所

林野庁による災害危険箇所（山地崩壊危険地区、崩壊土石流危険地区、地すべり危険地区）のうち、森林法第25条及び第41条に基づき「保安林」「保安施設地区」として法指定された区域

《資料編：崩壊土石流出危険地区》

《資料編：山腹崩壊危険地区》

オ 河川

洪水（浸水）危険区域、重要な水防区域等

- カ 海岸
「海岸法」第3条に基づき法律指定された保全区域内の危険箇所
- キ ため池
- ク 宅地造成工事規制区域
「宅地造成規制法」第3条により指定された規制区域
- ケ 建築基準法による災害危険区域
「建築基準法」第39条に基づき法律指定された危険区域
- コ その他

(2) 災害危険箇所等に関する情報の内容

市は、災害危険箇所等に関して、災害種別とその態様に応じ、次のような情報を収集する。

- ア 洪水災害における状況
現在水位と警戒水位（氾濫注意水位）までに達するのに要する時間、河川の上流の水位、堤防の決壊、浸水（冠水）区域の拡大状況
- イ 土砂災害における状況
 - (ア) 斜面上の亀裂の発生と短時間の拡大
 - (イ) 斜面上の湧水の濁り、枯渇
 - (ウ) 樹木の根がさける音や地鳴り
 - (エ) 溜池、水田等の急激な減水
 - (オ) 斜面の局所的崩壊
 - (カ) その他

第5 被害情報の収集

1 被害状況等に関する情報の収集

被害状況等の情報の収集は、防災行政無線や衛星携帯電話、IP無線、防災用タブレット等、多様な通信手段で行う。

- (1) 把握すべき事項
 - ア 災害の状況
 - (ア) 災害種別、概況
 - (イ) 災害が発生した場所
 - (ウ) 災害が発生した日時
 - イ 被害の概況
 - ウ 応急対策の状況
 - エ その他必要と考えられる事項
- (2) 発見者の通報義務
 - ア 災害発生に結びつく異常な現象（著しい降雨、異常水（潮）位、地すべり、火災等）を発見した者は、すみやかに次の機関に連絡する。
 - (ア) 宇和島市役所（TEL 24-1111）
 - (イ) 宇和島警察署（TEL 22-0110）
 - (ウ) 宇和島地区広域事務組合消防本部（TEL 22-7500）
 - (エ) 宇和島海上保安部（警備救難課）（TEL 22-1256）
 - イ 発見者により通報を受けた機関は、調査できるものから直ちに調査するとともに、県、松山地方気象台、警察、その他の防災関係機関に通報する。
- (3) 災害発生状況、危険性

災害の発生状況、危険性を早期に把握し、適切な応急対策を行うために、これらの情報が集まる消防機関、警察、水道、電気、ガス事業者、西日本電信電話株式会社等との情報連絡方法について定めておく。
- (4) 被害状況調査方法
 - ア 被害情報の収集は、所轄課が関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。特に初期の情報は、住民組織の長や消防団等を通じて、直ちに市に通報される体制を整備しておく。
 - イ 災害が発生した場合は、直ちに災害調査班を編成するなど、必要に応じて職員を地域に派遣し、情報収集に当たる。なお、職員の現地調査に当たっては、荒天時等での対応が求められる可能性も

あることから、職員一人ひとりが自らの安全を第一に行動するよう努める。また、調査に当たっては、各部・班が連携を図り、効率的に実施する。

ウ 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合、又は調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を要請する。

エ 情報収集、調査は、警察、県機関及び関係機関と緊密な連絡のもとに実施する。

オ 情報収集及び調査する被害項目

(ア) 人的被害

調査班を中心に、必要に応じて各課から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施するうえで最も重要な情報であるため、最優先に収集することとし、関係機関や民間の協力も求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

(イ) 住家等被害

住家等被害は、災害救助法の適用や各種援護措置を実施するうえで基礎になるものであり、人的被害の次に優先して収集する。

住家等被害調査の結果は、罹災証明等の基礎となる情報となることから、災害の状況を踏まえた適切な調査計画を立案するとともに、調査員に対して調査方法等の周知を図る。

(ウ) 産業関係被害

以下に掲げる産業関係の被害情報は、激甚災害の基礎等となるものであり、(ア)、(イ)に引き続き把握する。

a 農業関係被害

農林班が土地改良区や農業協同組合の協力を得て調査実施する。

b 水産業関係被害

水産班が漁業共同組合等の協力を得て調査実施する。

c 林業関係被害

農林班が森林組合等の協力を得て調査実施する。

d 商工業関係被害

商工観光班が宇和島商工会議所等の協力を得て調査実施する。

e 土木関係被害

建設班が被害地域におもむき調査実施する。

f 教育関係施設被害

学校教育班が学校長などの施設管理者の協力を得て調査実施する。

g その他の被害

電気通信、鉄道被害、市有財産の被害については、各担当部局が各施設の管理者の協力を得て調査実施する。

カ 被害状況の調査から整理、分析までを見据え、あらかじめ調査様式等の作成を進めておく。

(5) 消防防災ヘリコプター等による情報収集

甚大な被害が予想される場合、市長は県に対して情報収集を目的とした偵察活動を要請する。

偵察事項は、次のとおりとする。

ア 被害発生場所、延焼の状況

イ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）

ウ 建築物の被害状況（概括）

エ 公共機関及びその施設の被害状況

オ 住民の動静、その他

(6) ドローンによる情報収集

消防団ドローン航空隊により、上空から被害概況について情報収集を行う。

2 情報の分析

(1) 庶務班は、応急対策全般に係る情報の分析を行う。

(2) 各情報毎に関係各課や防災関係機関との調整、連携を行い分析する

第6 情報の伝達

1 関係機関への情報の伝達

(1) 実施責任者

関係機関への情報伝達は、庶務班が行うものとし、報告責任者は庶務班長とする。

(2) 伝達方法

災害時に防災関係機関の対応が遅れることのないよう、防災関係機関が地域内の異常現象等災害の発生状況や危険性を把握した場合は、これらの情報を消防機関、警察署等他の応急対策実施機関に直ちに伝達する。

■主な伝達先

非常通報受付場所			備考
名称	所在地	電話番号	
宇和島地区広域事務組合消防本部	宇和島市丸之内5丁目1-18	22-7500	
南予地方局	// 天神町7-1	22-5211	
宇和島警察署	// 並松2丁目1-30	22-0110	
宇和島海上保安部	宇和島市住吉町3-1-3	22-1256	(警備救難課)

2 報道機関への情報伝達

(1) 実務担当者

報道機関への情報伝達は、庶務班が行う。

(2) 報道機関に対する発表並びに依頼事項

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要のある事項については、即報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
- イ 災害対策本部の設置又は解散
- ウ 気象情報
- エ 河川、港湾、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）
- オ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- カ 浸水状況（発生箇所、被害状況等）
- キ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- ク 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- ケ 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
- コ 医療救護所の開設状況
- サ 指定避難所等（避難所の位置、経路等）
- シ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- ス 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- セ 防疫状況と注意事項
- ソ 住民の心得等人心の安全及び社会秩序保持のための必要な事項

3 職員への各種情報の伝達

(1) 実施責任者

職員への情報伝達は、本部事務局及び各部長、本部連絡員が行う。

(2) 伝達事項

災害対応を実施している職員は、市民からの各種問い合わせ等への対応が求められることから、以下の状況等について、周知を図る。

- ア 災害対策本部会議での協議結果
- イ 河川、港湾、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）
- ウ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- エ 浸水状況（発生箇所、被害状況等）

- オ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- カ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- キ 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
- ク 医療救護所の開設状況
- ケ 指定避難所等（避難所の位置、経路等）
- コ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- サ 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- シ 防疫状況と注意事項

(3) 伝達方法

全職員が情報等を把握することが可能となるよう、庁内システム等を活用するとともに、所属部署での情報伝達機会を設ける。

4 市民への情報の伝達

本章第5節「災害広報活動」により行う。

第7 県等への報告及び要請

1 県等への報告及び要請

市災害対策本部は、被害状況のほか要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 市の災害応急対策実施状況

2 報告手段

報告は、別表「報告通報系統図」により、次の方法で行う。

ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 電話
- (3) 県災害情報システム
- (4) インターネット
- (5) 衛星携帯電話
- (6) 伝令による伝達（自転車、バイク等の利用）

3 報告の内容と時期

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市長及び防災関係機関が発生を覚知したとき直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、概況を報告様式1に示す事項について、迅速に報告する。特に人的被害及び家屋被害を優先して報告する。

《資料編：報告様式1》

(2) 中間報告

被害状況が半明次第、逐次詳細を報告するもので、報告様式2で定める事項について、判明した事項から順次報告する。即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。

なお、報告にあたっては、警察署等と密接な連絡をとりながら行う。

《資料編：報告様式2》

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後 10 日以内に報告様式2により行う。

(4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

- ア 市災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- イ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- ウ 高齢者等避難、避難指示等、緊急安全確保の発令を行ったとき。

4 報告系統

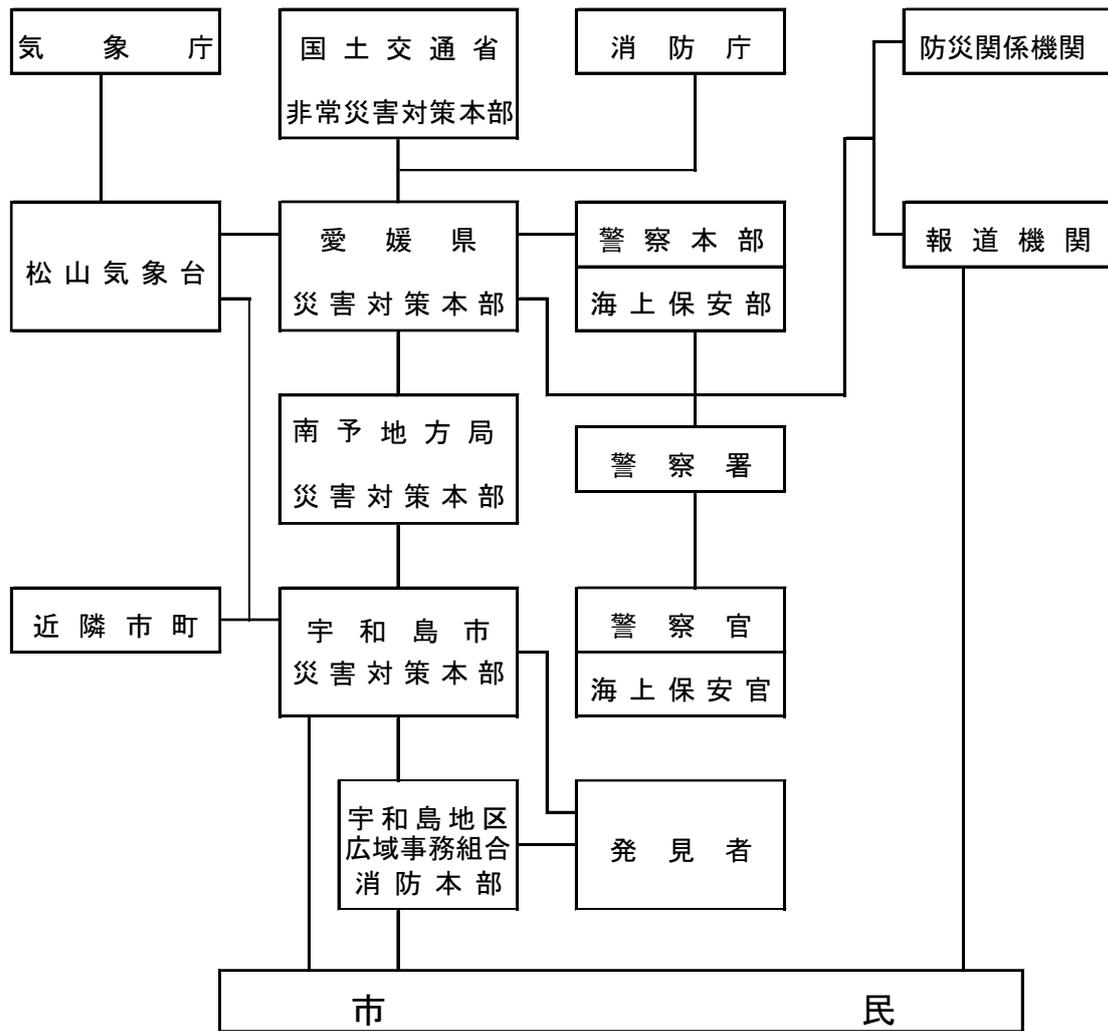
「発生報告」、「中間報告」、「最終報告」は、南予地方局を経由して、県防災危機管理課に報告する。

■災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。	
	負傷者	重症	当該災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのものとする。
		軽傷	当該災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を超えた程度のもをいう。または全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする	
	公共建物	例えば、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの。	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水のつかったもの。	

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう 流失	市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵庫その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	湾岸被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立ち木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

■報告通報系統図



第5節 災害広報活動

第1 主旨

本計画では、市は、県及び防災関係機関と連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行うことを定める。

なお、広報活動は、原則として本部長が承認した内容を広報責任者が行う。

第2 広報内容

市は、管内の各防災関係機関と連携し、それぞれが実施する広報を調整し、市民生活に密接に関係ある情報を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、地域住民における第一義的な広報機関として積極的な広報を行う。災害発生後の時間の経過とともに、適宜適切な内容に変えて実施する。

- 1 災害対策本部の設置
- 2 災害の概況（火災状況等）
- 3 避難情報の発令
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の指示
- 5 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 6 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 7 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 8 防疫に関する事項
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 被災者等の安否情報
- 11 災害廃棄物の処理に関する事項
- 12 不安解消のための市民に対する呼びかけ
- 13 自主防災組織に対する活動実施要請
- 14 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 15 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 16 災害復旧の見込み
- 17 被災者生活支援に関する情報

第3 広報活動の方法

1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、広報活動を行う。

2 災害発生後の広報

災害発生による被害の推移、避難情報の発令状況、応急措置の状況等が市民に対して確実に行き渡るように広報活動を行う。

第4 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる情報媒体を利用して、有効かつ適切と認められる方法による広報を行う。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- 1 FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）

- 2 安心安全情報ネットワーク（登録制メール、電話、FAX）、防災アプリ
- 3 テレビ・プッシュシステム
- 4 広報車による広報
- 5 職員等の口頭による広報
- 6 広報紙（かわら版）やチラシの掲示、配布
- 7 指定避難所への職員の派遣
- 8 報道機関を通じた広報（Lアラート（災害情報共有システム））
- 9 インターネット（ホームページ、SNS等）、緊急速報メール（エリアメール）等を活用した広報
- 10 ケーブルテレビ（データ放送含む）
- 11 総合案内所、相談所の開設
- 12 避難施設における掲示
- 13 サイレン（水防計画で示される、サイレンによる情報伝達）

第5 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

第6 災害の記録

災害に関する被害状況や復旧状況を報告、記録用資料（写真）として記録しておく。

ただし、交通途絶等により、庶務班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ自主防災組織等現地民間人に撮影を依頼するとともに、報道機関が撮影したものについて、提供を依頼する。

第7 市民が必要な情報を入手する方法

市民は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。
情報源と主な情報内容は、以下のとおりである。

- 1 ラジオ、テレビ、CATV、インターネット（ホームページ、SNS等）
市長、知事の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- 2 FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）、安心安全情報ネットワーク（登録制メール、電話、FAX）、防災アプリ、テレビ・プッシュシステム、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、緊急速報メール（エリアメール）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）
主として市内の情報、指示、指導等
- 3 自主防災組織を通じた連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- 4 サイレン等
ダムのはら流、河川の増水、火災発生のはら報
- 5 市や県のはらホームページ
各種警報、避難指示等のはら令状況、被害情報、道路情報等

第8 広聴活動

市、県及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

なお、窓口対応において、市民等からの問い合わせに対し、適切な回答・対応等を行うため、職員一人ひとりに各種情報の周知を図るとともに、窓口対応マニュアルの作成・更新、各種様式の統一等の検討を進める。

第9 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6節 災害救助法の適用

第1 主旨

本計画は、本市域において大規模災害が発生するおそれがあり、又は一定規模以上の災害が発生した場合に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用により、応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序を保全することを定める。

第2 災害救助の実施機関

1 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることが定められている。したがって、災害救助法に基づく救助は、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行う。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長が自ら救助に着手する。

2 市長の行う救助

上記1により、知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外の事項に対応する。また、災害救助法が適用されない小災害時の災害救助は、市長の責任において実施する。

第3 災害救助法の適用基準

1 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に実施する。

2 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施する。本市における災害救助法施行令の適用基準は、次のとおりである。

適用基準	住家減失世帯数
① 市内の住家が減失した世帯数が、右の基準世帯数以上に達したとき。	80世帯
② 県内の住家が減失した世帯数が1,500世帯以上で市内の住家が減失した世帯数が、右の基準世帯数以上に達したとき。	40世帯
③ 被害世帯が①又は②の基準に達しないが、県内の住家が減失した世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市の被害世帯数が多数であるとき。	
④ 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であり、かつ、多数の世帯の住家が減失したとき。	
⑤ 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

3 減失世帯数の算定方法

世帯被害の状況	世帯数の算定
住家が全壊、全焼、流失した世帯	1世帯
住家が半壊、半焼した世帯	1/2世帯
住家が床上浸水した世帯	1/3世帯

第4 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

市域における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、南予地方局を通じて、次に掲げる事項について、口頭又は電話によって要請する。後日、文書により、改めて処理する。

- (1) 発生報告
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因及び被害の概況
 - ウ 被害の状況
 - エ 既にとった措置及び対応予定の措置
 - オ その他必要な事項
- (2) 中間報告
 - ア 救助の種類別実施報告
 - イ 災害救助費概算額調
 - ウ 救助費の予算措置の概況
- (3) 確定報告（応急救助の完了後）

災害救助法による救助が完了した時に行う。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施の決定を待つとまのない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して、県知事の指示を受ける。

第5 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救助項目	実施期間	計画記載箇所
避難所の設置	7日以内	本章第7節
福祉避難所の設置	7日以内	本章第7節
応急仮設住宅の供与（建設型仮設住宅）	20日以内着工	本章第26節
応急仮設住宅の供与（借上型仮設住宅）		本章第26節
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	本章第15節
飲料水の供給	7日以内	本章第15節
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	本章第16節
医療	14日以内	本章第18節
助産	7日以内	本章第18節
被災者の救出	3日以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	本章第13節 (本章第19節)
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成	本章第26節
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具等 15日以内	本章第38節
埋葬	10日以内	本章第19節
死体の処理	10日以内	本章第19節
障害物の除去	10日以内	本章第23節
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	本章第8節
応急救助のための人夫雇い上げ	救助項目ごとの救助期間中	本章第25節

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料編のとおりである。

《資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間について》

第7節 避難活動

第1 主旨

本計画では、大規模災害発生時に、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予想されるため、迅速、的確な避難活動を行う必要があり、市民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全を確保することを定める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、市民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

第2 避難情報

避難に関する情報の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおり定める。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にした「宇和島市避難情報の判断・伝達マニュアル」の適宜見直しに努めるとともに、安全な指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

なお、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難情報の発令基準

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害対策本部を設置した段階で必要な指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、避難者の速やかな受入に努める。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

暴風の来襲、断続的な大雨により災害が発生し、又は発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。

土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。

水位周知河川等の水位が氾濫危険水位に達し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。

高潮による浸水害の危険が強まってきたとき。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

既に災害が発生又は切迫している状況において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、可能な範囲で緊急安全確保を発令する。

実施責任者	内容	根拠法令等
市長	・避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法 第56条
	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要と認める地域の、必要と認める住民等に対し避難を指示する。 ・また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法 第60条
	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条
知事	・災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための指示、緊急安全確保の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第60条第6項
	・災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第73条
警察官又は海上保安官	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保の指示が必要と認められる事態の場合、市長が指示できないと認められる場合、又は市長から要請があった場合、当該地域の住民等に対し避難を指示、緊急安全確保の指示をする。	災害対策基本法 第61条
	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条第2項
警察官	・災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合は、その危険を避けるための避難を措置する。	警察官職務執行法 第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	・洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められる場合、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ・水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ・この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいない場合は、危険を避けるため、その場にいる者に避難を指示することができる。	自衛隊法94条

2 避難情報の発令を行う具体的基準

宇和島市避難情報の判断・伝達マニュアルに定める内容に従い実施する。

3 避難指示等の実施

(1) 判断を必要とする状況

- ア 松山地方気象台や防災関係機関により、災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- イ 河川等が警戒水位（氾濫注意水位）を突破し、洪水が生じるおそれがあるとき。
- ウ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。

エ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。

オ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(2) 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに対象地域の住民に対して、FM告知放送システム（屋外拡声器、防災ラジオ）、安心安全情報ネットワーク（登録制メール、電話、FAX）、防災アプリ等による呼びかけを実施するほか、消防本部、消防団員、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て、組織的な伝達を行う。

具体的な伝達系統及び手段については、第2編第2章第4節「情報活動」及び第5節「災害広報活動」による。

必要に応じて、各家庭への個別訪問等により、高齢者等避難、避難指示の徹底を図る。

また、必要に応じて、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営事業者等に協力を求める。

(3) 避難情報の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合は、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

4 自主避難

避難の準備情報の提供、指示の基準は、事前に住民等に周知し、通信の途絶等で発令ができない場合は、住民が自主的に避難する。

5 避難指示等の発令状況の報告

(1) 市長が避難指示等の発令を行った場合

市長は、避難指示等を発令したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を南予地方局を通じて県へ報告するとともに、警察署等関係機関に連絡する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、南予地方局を通じて県へ報告する。

(2) 市長以外が避難指示等を行った場合

市長以外が避難指示等を行った場合は、市長は（1）に準じて県等へ連絡する。

第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
知事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第73条
警察官又は 海上保安官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合において、市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条第2項
警察官	火災、洪水、 高潮	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があったとき。水防上緊急の必要がある場合において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。	消防法第36条において 準用する同法第28条水 防法第21条第2項
消防長又は 消防署長	危険物等の漏 洩等	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、火災発生に伴い人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき	消防法第23条の2
消防職員又 は消防団員	水害を除く災 害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において 準用する同法第28条
消防団長、 消防団員又 は 消防機関に 属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条
災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛隊	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長若しくは市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り。	災害対策基本法 第63条第3項

1 指定行政機関等による助言

市は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

2 警戒区域設定の注意事項

- (1) 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて、市の吏員に委任することができる。
- (2) 警戒区域内への立入り禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議して定めておく。
- (3) 実際に警戒区域を設定した場合は、なわ張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。

3 警戒区域の設定の実施及び報告

本節第2「避難情報」に準じる。

第4 避難の方法

1 避難の区分及び基準

(1) 事前避難

暴風、洪水、高潮又は地すべり等の被害のおそれがある場合は、あらかじめ居住者、滞在者を安全な場所へ避難させる。自主防災組織及び自治会（事業所等の自衛防災組織を含む）は、指定避難所を中心に、避難者の救出、救護などの支援を実施するとともに、消火活動や情報収集等の支援活動に努める。

(2) 緊急避難

事前避難の時間がなく、地震、火災、洪水又は高潮等の被害により、著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

(3) 収容避難

必要に応じ、指定緊急避難場所への避難者又は救出者を指定避難所に収容避難させる。

2 避難の順位

避難誘導は、負傷した被災者の救助を実施し、乳幼児のいる世帯、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難を優先的に行う。

3 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次のことがらを周知徹底する。

- (1) 自動車による避難は、原則として禁止すること。ただし、自主防災組織等にて、避難行動要支援者における車避難のルール等を定めた場合は使用可能とする。
- (2) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (3) 大雨、台風期には、災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させる等の対応をとること。
- (4) 携行品は、現金、貴重品、食料3日分程度、飲料水、懐中電灯、タオル等の日用品、救急薬品等とし、必要最小限にすること。
- (5) 避難者は、できるだけ名札票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とし、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行すること。
- (7) 各号のうち、平時から用意しておける物品等は、「非常持出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにすること。
- (8) 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- (9) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、老人、乳幼児等を収容している施設にあつては、あらかじめ避難計画を立て、市、消防機関、警察署等との連絡体制を確保すること。

4 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行う。

- (1) 避難誘導は、警察官、消防職員、消防団員、市職員、その他指示権者の命を受けた職員が対応し、できるだけ地域ごとの責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては、極力、安全と統制を図る。なお、自主防災組織やボランティア等とも連携し、協力を求める。
- (2) 避難誘導にあたっては、個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難を優先的に実施する。
- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認した上で、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には必要に応じ、船艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。
- (4) 避難誘導を行う者や避難支援者は、自らの安全を確保した上で行う。

5 移送の方法

避難者の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により行う。

なお、市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

6 避難道路の確保

市は、避難道路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避ける。また、道路管理者は、職員の派遣及び警察官や自主防災組織等の協力により、避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

7 避難の後の警備等

避難後における地域住民の財産等の保護は、避難者の民生安定に直接関わるため、その対策は、警察署等と協議のうえ、警察官若しくは本部長の指定した者がこれにあたる。

また、指定避難所における秩序保持も同様に実施する。

8 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、病院、社会教育施設、社会福祉施設等においては、各施設の管理者は、児童及び生徒、病人、施設利用者等の安全な避難方法を定めておく。

(1) 学校等における避難対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- ア 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- イ 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- ウ 保護者、地域、関係機関との連携
- エ 防災上必要な設備等の整備及び点検
- オ 災害時の連絡体制の確立と周知
- カ 適切な応急手当のための準備
- キ 指定緊急避難場所・指定避難所の確認
- ク 登校・下校対策
- ケ 学校待機の基準と引き渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

(2) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等における避難方法については、対象者の活動能力等について配慮して定めておく。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬出等）
- オ 指定緊急避難場所・指定避難所の設定及び収容の方法
- カ 避難者の確認方法

- キ 家族等への引渡し方法
- ク 避難誘導者名簿

第5 指定避難所の開設

1 基本方針

市は受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。

受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

また、指定避難所等の運営に当たっては、事前に個々の指定避難所における避難所運営マニュアルの策定を促し、地域住民が主体となった体制の構築を図るとともに、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

また、市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

2 指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行えるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。

開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、市営住宅等や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

3 設置場所

避難所の設置場所はあらかじめ指定する指定避難所一覧に基づき、市長が被害及び避難の状況に応じて決定する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所には、次のような場所を考慮する。

- (1) 高潮や山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。
- (2) 指定避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物
 - イ あらかじめ協定した民間の建築物
 - ウ 指定避難所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

- (3) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受入れするための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。
- (5) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

4 受入れ対象者

指定避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

5 設置期間

災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は県と協議の上、設置期間を決める。

6 避難状況の報告

災害対策本部は、次の事項について、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して市民に周知するとともに、南予地方局を経由して県災害対策本部又は災害警戒本部をはじめ、宇和島警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

- (1) 指定避難所開設の日時及び場所
- (2) 指定避難所の開設数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中泊避難者を含めて、指定避難所以外の避難者等に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

〈資料編：避難施設一覧〉

第6 指定避難所の運営

1 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、関係機関、自主防災組織及びボランティア団体等の協力により、市が適切に実施する。

- (1) 市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (2) 指定避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営に当っては、要配慮者等に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応接受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

- (6) 市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、**避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努め、必要な対策を講ずる。**また、**指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずる**よう努める。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、**栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずる**よう努める。
- (8) 市は、必要に応じ、**被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。**
- (9) 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。なお、男女のニーズの違いに配慮し、女性の相談員による相談も実施する。
- (10) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置や生理用品の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (11) 市は、指定避難所等における女性や**子ども**等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、**女性や子ども等の安全に配慮する**よう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (12) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、市営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所の早期解消に努める。
- (13) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- (14) 指定避難所の運営に当たっては、指定避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を**講ずる**よう努める。
- (15) 被災後、心的外傷後ストレス性障害（PTSD）等、被災者の心理的な障害について専門的なカウンセリングなどによる負担軽減策に努める。

2 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため地域の市職員（消防職員、消防団員を含む）を可能な限り配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

3 指定避難所における市職員等の役割

(1) 市職員

指定避難所に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給

- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所への受入れ

(2) 運営方法

指定避難所に派遣された市職員は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難所（学校では体育館）を開設するなど、受入準備を行い、おおむね次の手順により、避難所の運営を行う。

- ア 避難者名簿の作成
- イ 避難時の情報収集及び報告
- ウ 避難者の居住区域の割り振り及び世話人代表の選出
- エ 不足物資等の把握、請求、受取、配布
- オ 避難生活が困難な要援護者の把握及び対処
- カ 避難所日誌の作成及び運営状況の報告
- キ 各種情報の収集及び提供

(3) 指定避難所の所有者又は管理者の役割

市が設定した指定避難所を所有し又は管理する者は、指定避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

4 避難所情報の収集体制の構築

各地区の公民館単位で、地域の指定避難所や指定避難所以外の避難者情報等の収集体制を構築する。これにより、災害時に避難所の避難者数や必要物資等の情報を集約し、物資の供給等の調整を行う。

第7 要配慮者の避難

避難活動にあたっては、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、指定避難所における健康状態等について聴き取り調査を行い、その実態把握に努める。

また、避難者の障がいや身体の状態に応じて、必要な場合は、指定避難所から適切な措置を受けられる施設や福祉避難所への移送、被災地外への避難等が行えるよう配慮する。

1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等[※]は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高いり災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は、飲料水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、本市及び県等に支援を要請する。
- (4) 市は、県と連携し、社会福祉施設に対するライフラインの優先的な復旧や、飲料水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

※ 社会福祉施設等とは、社会福祉施設、老人保健施設、病院及び保育所をいう。

2 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 市は、県と連携し、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 市は、県と連携し、掲示板、広報誌、ホームページ、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 市は、県と連携し、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 市は、県と連携し、指定避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

3 福祉避難所への避難

(1) 要配慮者の把握

避難所の責任者は、避難所を開設した際、要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

また、避難生活が長期化する場合、避難者名簿等に基づき、要配慮者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認する。

(2) 福祉避難所への避難

要配慮者の把握の結果をもとに、指定避難所での避難生活が困難な要配慮者は、福祉避難所への避難を行う。

(3) 福祉避難所の開設

市は、事前に指定した福祉避難所の管理者に対して、福祉避難所の開設を依頼する。また、福祉避難所の収容数が不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により福祉避難所を確保する。

市は、社会福祉施設等の福祉避難所の管理者や関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保や設備・器具等の調達・確保に努める。

4 児童に係る対策

(1) 市は、県と連携し、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を実施する。

(2) 市は、県と連携し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等の情報提供を実施する。

5 外国人等に対する対策

(1) 市は、県と連携し、被災した外国人等の迅速な把握に努める。

(2) 市は、県と連携し、外国人等に対して外国語による必要な情報の提供に努める。

(3) 市は、県と連携し、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援を実施する。

第8 二次災害緊急避難計画の策定

大規模な災害が発生した後、今後の降雨等により二次災害の発生のおそれがある際には、国や県等からの助言に基づき、必要に応じて二次災害緊急避難計画の策定を行う。

二次災害緊急避難計画では、以下の項目を明確にする。

(1) 対象地区

(2) 避難指示等の発令の基準（暫定値）

(3) 緊急指定避難場所、指定避難所

(4) 避難の方法

(5) その他必要な事項

第8節 緊急輸送活動

第1 主旨

本計画では、緊急輸送の実施について定める。

緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を復旧の各段階に応じた的確に行う。

第2 実施体制

被災者、災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資材・機材の輸送は、それぞれの機関において行う。

ただし、実施機関が地域内で処理できないときは、本部長は、南予地方局を通じて県に応援等を要請する。

第3 緊急輸送路の確保

市は、県が選定した緊急輸送路につながる市道の啓開を最優先で実施し、緊急輸送路の確保に努める。

第4 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 陸上輸送道路の確保

ア 道路管理者、警察及び自衛隊は、連携して、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、県災害対策本部に連絡する。

イ 県災害対策本部長（災害警戒本部長）は、道路施設被害等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

ウ 道路管理者、警察及び自衛隊は、連携して選定された緊急輸送ルートの確保に努める。

エ あらかじめ指定している緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施する。

(2) 海上輸送路の確保

ア 港湾及び漁港の管理者、市、自衛隊並びに海上保安部は、連携して利用可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、県災害対策本部に連絡する。

イ 県災害対策本部長（災害警戒本部長）は、港湾施設の被害等の情報に基づき海上輸送ルートを定める。

ウ 港湾及び漁港の管理者、自衛隊並びに海上保安部は、連携して定められた海上輸送ルートの確保に努める。

(3) 物資集積場所及び要員の確保

ア 大規模災害時には、広域物資輸送拠点（物資拠点）に県外からの物資集積を図り、市の物資集積場所へ中継し、各指定避難所等に配送されることから、地域内輸送拠点（物資集積場所）を速やかに開設するとともに、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

イ 物資集積場所における物資の集積配分業務を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している事業者等へ派遣を要請する。

ウ 速やかな緊急輸送体制の確立に向け、愛媛県救援物資供給マニュアル等を踏まえながら、市の災害時物資供給マニュアル等の作成に努める。

2 緊急輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 災害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

3 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資材・機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資材・機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資材・機材
- (7) その他市長が必要と認めるもの

4 緊急輸送の段階別対応

(1) 被災直後（第1段階）

被害の拡大防止のための人員及び資材・機材、災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品、無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資材・機材等を中心に輸送する。

(2) 被災後6日程度の間（第2段階）

第1段階の輸送を続行し、緊急処置を必要とする負傷者、食料等生命の維持に必要な緊急物資、輸送道路確保のための必要な人員及び資材・機材、旅行者等を輸送する。

(3) 被災後7日目程度以降（第3段階）

陸上及び海上からの輸送を中心に、災害復旧に必要な人員、資材・機材及び生活必需品等の大量輸送を実施する。

第5 緊急輸送の実施

1 輸送車両等の調達

(1) 市保有車両の把握

市は、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況について把握するとともに、本部長の指示に基づき、市保有車両を総合的に調整し、配分する。

(2) 輸送車両の借上げ

市保有車両で必要な車両を確保することが困難な場合や特殊車両は、あらかじめ緊急輸送に関する運送業者等との協定を締結するなど、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にして、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

(3) 市は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町に対し、調達、あつせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時

(4) 生活用水の輸送

市内の水産事業者等が所有する活魚運搬車や魚運搬船等の活用が効果的であることから、あらかじめ協定等の締結に努め、事業者等に応援を要請する。

2 緊急通行車両の確認等

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会が発行する標章及び証明書の交付を受け提示又は携行させる。

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

市は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

(2) 緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく確認事務は、知事に対し実施するものは県防災危機管理課、公安委員会に対し実施するものは警察本部交通規制課及び宇和島警察署交通課において行う。

また、確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、車両の需要を把握するため、緊急通行車両については、**災害発生前に確認の手続きをすることができる。**

3 緊急輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲により、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 車両による輸送

災害の種別、程度により、道路交通が不能となる場合以外は、車両により、迅速確実に輸送を行う。

緊急輸送にあつては、知事又は公安委員会の発行する標識及び証明書の交付を受けて、指示又は携行させる。

(2) ヘリコプターによる輸送

地上輸送が不可能な場合は、南予地方局を通じて県に要請し、ヘリコプター輸送を行う。ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めた場外ヘリポートで行うことを原則とする。

(3) 海上輸送

災害応急対策責任者は、陸上輸送により難しい場合で、船舶等による輸送が効果的な場合に、船舶等を借り上げて緊急輸送を実施する。特に緊急を要する場合は、四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所長の協力により一般船舶を、また、宇和島海上保安部長の協力により巡視船艇の応援を求める。

(4) 人力による輸送

災害により、機動力による輸送が不可能な場合は、人力の輸送を行う。労務の確保は、本章第25節「労働力確保対策」による。

4 ヘリコプターの利用

(1) ヘリコプター利用の基本方針

ヘリコプターは、時期に応じて、次の用途に利用する。

ア 発生直後の利用

(イ) 被害情報の収集

(ロ) 重症者の搬送

イ 応急活動時の利用

(イ) 重症者の搬送

(ロ) 緊急物資の輸送

(ハ) 災害対策要員及び医療従事者の搬送

(2) ヘリコプターの離着陸場

事前に届出を行っているヘリポート適地の被害状況等に応じて、臨時ヘリポートの開設が可能なところを選定する。

また、孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

(3) ヘリコプターの支援要請

要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づいて行う。

《資料編：愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

《資料編：飛行場外臨時離着陸場一覧表》

(4) 燃料確保対策

ア 自動車の燃料

- (ア) 市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定等に基づき確保に努める。
- (イ) 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」によるものとする。

第9節 交通応急対策

第1 主旨

本計画では、陸上及び海上の交通確保について定める。

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資材・機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

第2 実施機関

1 道路管理者

- (1) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

2 公安委員会、各警察署

- (1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認める場合
- (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合
- (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

3 港湾及び漁港管理者

- (1) 水域施設（泊地及び船だまり）、係留施設及び臨港道路の使用に関し必要な規制

第3 陸上交通確保の方針

- 1 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- 2 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- 3 道路管理者は、その管理する道路について、自転車等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。
また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- 4 公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- 5 道路管理者は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

第4 災害発生時の自動車運転手のとるべき措置

- 1 走行中の車両の運転手は、できる限り安全な方法により、車両を道路の左側端に停止する。
- 2 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- 3 やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- 4 避難のための車両利用の禁止。
- 5 交通規制が行われたときは、速やかに車両を道路外に移動するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- 6 通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第5 道路の交通規制

公安委員会、警察署等は、災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。また、交通規制を実施したときは、交通情報提供装置の活用や、道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、交通規制の内容等の周知に努める。

1 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

2 公安委員会の交通規制

- (1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制をすることができる。
- (2) 公安委員会は、県内又は隣接する県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の車両の交通規制をすることができる。

3 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定に基づき、適用期間の短い交通規制を行うことができる。

4 警察官の交通規制等

- (1) 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特に必要があると認めるときは、道路交通法第6条又は第75条の3の規定に基づき、必要な限度で交通規制を行うことができる。
- (2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあるとき、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命ずることができる。
この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛官及び消防職員の措置命令、措置等

自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命ずることができる。この場合、自衛官等の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、自衛官等が自らその措置をとり、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

6 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、早急に道路の被害状況を把握するとともに、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合は、道路法第46条の規定に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて交通規制を行うことができる。

7 路上放置車両等に対する措置

(1) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(2) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にい
ない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を
とる。

(3) 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にい
ない場合に限り、消防用緊急通
行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(4) 道路管理者等

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車
両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

第6 道路交通確保の措置

1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

2 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開等に必
要な人員、資材・機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた、効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行う。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるた
め、必要に応じて、道路啓開の代行を国土交通省に要請する。

3 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して、交通安全施設の応急復旧を
行う。

第7 緊急通行車両

1 市の保有する災害対策用車両については、「緊急通行車両の事前届出制度」による届出済証を宇和島警
察署等に持参し、災害対策基本法第6条に規定する標章及び証明書¹の交付を受ける。

2 市の行う応急復旧等に係る資材・機材等の輸送のための民間車両については、市が車検証等必要書類を
宇和島警察署に持参し、正規の手続きをとる。

第8 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関
係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ、崩土除去、路盤の復旧並びに仮路線、仮橋の架設等応急工
事を行う。

第9 海上交通の確保

1 情報の収集

市は、港湾・漁港施設の被害状況に関する情報の収集を行う。

2 海上交通規制

(1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木
材等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を規制し、又は禁止する。

(2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの
所有者に除去を命じ、又は勧告を行う。

(3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。

3 海上交通確保の措置

- (1) 県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連携し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。
- (2) 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾・漁港について、障害物の除去、応急修理等、輸送確保のための応急処理を講ずる。
- (3) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱の規制、火災・海難等への適切な措置を講ずる。
- (4) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置するなど、船舶交通の安全を確保する。
- (5) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。
- (6) 市長は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、南予地方局を通じて県知事に、海上自衛隊、海上保安部に応援を要請する。

第10節 地区の孤立対策

第1 主旨

本計画では、災害の影響により孤立した地区における対策について定める。

大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した集落に対して、本市、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図る。

第2 各機関の対策

1 市

市は、孤立地区が発生した場合、まずその地区と衛星携帯電話等の連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

市は、孤立地区に対し、次の措置を行う。

- (1) 孤立地域の把握
- (2) 孤立した地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県に孤立化や被災に関する速やかな情報提供
- (3) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (4) アマチュア無線クラブ等に対する緊急情報の収集・伝達要請や衛星携帯電話の利用
- (5) 緊急救出手段（ヘリコプター・バイク・船舶）の確保
- (6) 集団避難の指示の検討
- (7) 住民不在地域における防犯パトロールの強化
- (8) 緊急支援物資の確保・搬送
- (9) 指定避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資の確保
- (10) その他必要な対策について、関係機関と連携による迅速な実施

2 県

県は、孤立地区に対し、市ほか関係機関と連携し次の措置を行う。

- (1) 県消防防災ヘリコプター等による情報収集、救出、物資輸送
- (2) 自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請
- (3) 緊急支援物資の確保・あっせん

3 電気通信事業者

- (1) 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、指定避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- (2) 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

道路管理者は、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路施設の応急復旧を実施するとともに、関係機関等に交通規制情報を提供する。

5 警察署

安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第11節 消防活動

第1 主旨

本計画では、災害発生による被害の最小化のため、具体的な消防活動について定める。

火災の迅速な鎮火のために、市はもとより、市民、自主防災組織、事業所等においても出火防止と初期消火に努めるとともに、県、消防機関は、他の機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

第2 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により、消防活動を行う。また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を次の方針に基づき行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び安全を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して、可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難道路確保の消防活動を行う。

3 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消防活動を優先して行う。

5 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

6 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

7 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者は、できる限り自主的又は市民による応急措置を施す。

8 火災現場付近要救助者優先

火災が多発し、延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

9 多発の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

第3 消防機関の組織

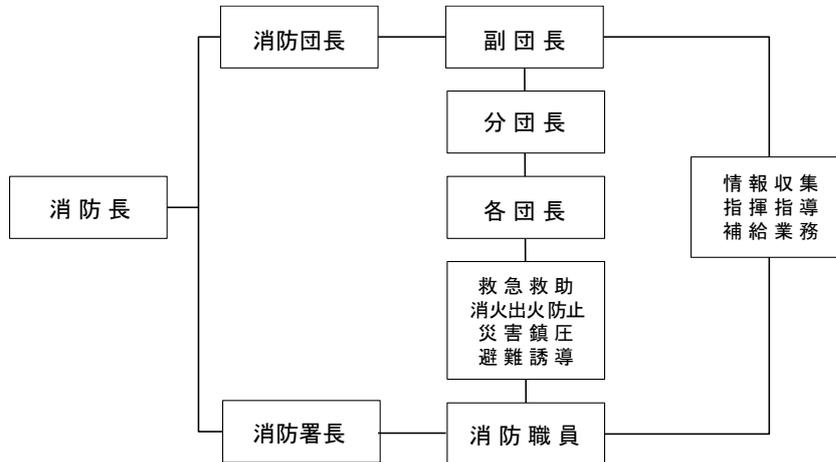
1 宇和島地区広域事務組合消防本部

2 消防団の編成

令和7年4月1日現在

方面隊	計	うち 女性団員	階級別内訳							条例定数	機能別 団員
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
団本部	1		1							2	
宇和島	647	26		2	11	11	53	104	437	784	29
吉田	489	6		2	5	5	25	95	356	572	1
三間	218	7		2	4	4	14	26	166	258	2
津島	482	7		2	6	6	39	105	317	568	7
計	1,837	42	1	8	26	26	131	330	1,276	2184	39

3 消防部内の業務関係



第4 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- オ 要救助者の状況
- カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

消防活動にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等、人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- イ 危険物の漏えい等により被害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

カ 市民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急措置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

ア 災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等、被災状況に即して柔軟な対応を行う。

イ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが救命率向上につながるため、情報共有を密に行いながら、救急救助活動を行う。

ウ 道路交通の確保を図り、必要に応じて、消防署等に配備している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して、次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消防活動を行う。

(1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

(2) 避難誘導

避難指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(3) 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範にわたる場合は、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急対策にあたる。

(5) 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先する。

3 惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第5 警察官との相互協力

警察署及び消防本部は、放火又は失火絶滅のため、互いに協力するとともに、その他の災害による被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり相互協力する。

- 1 消防機関及び警察は、災害防御措置について、事前あるいは状況に応じて協力すること。
- 2 消防職員及び消防団員は、必要に応じ消防警戒区域設定について警察官に対し要請する。
- 3 火災現場にある上席消防職員及び消防団員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域設定について、支援要請する。

第6 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援

火災が発生し、本市の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

(1) 愛媛県消防広域相互応援協定及び愛媛県消防団広域相互応援協定に基づくもの

本部長は、本市の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模の災害が発生した場合、他の市町等の長に応援隊の派遣を要請する。

《資料編：愛媛県消防広域相互応援協定書》

《資料編：愛媛県消防団広域相互応援協定》

(2) 南予地区広域消防相互応援協定に基づくもの

本部長は、大規模火災、その他特殊災害が発生した場合、南予地区市町長等に、消防隊、救急等その他必要な人員、資材・機材の応援を要請する。

2 他県への応援要請

大規模災害等により大規模な被害が発生し、他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第24条の3）を求める場合は、県内の消防応援における応援要請の手続き及び応援隊の受入体制に準じて、知事に要請する。

3 愛媛県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

《資料編：愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第7 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物・ガス・毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 災害拡大防止措置

危険物を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- (2) 宇和島警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等、可能な手段により、直ちに通報する。
- (3) 事業所内への立入り禁止、避難誘導等、必要な防災措置を講ずる。

第8 市民及び自主防災組織の活動

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

2 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ、風呂の汲み置きの水等を活用して、可能な限り初期消火に努める。

3 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指示に従う。

4 要配慮者の救助活動

地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第12節 水防活動

第1 主旨

本計画では、洪水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防御するなど、万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図ることを定める。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「宇和島市水防計画」の定めるところによる。

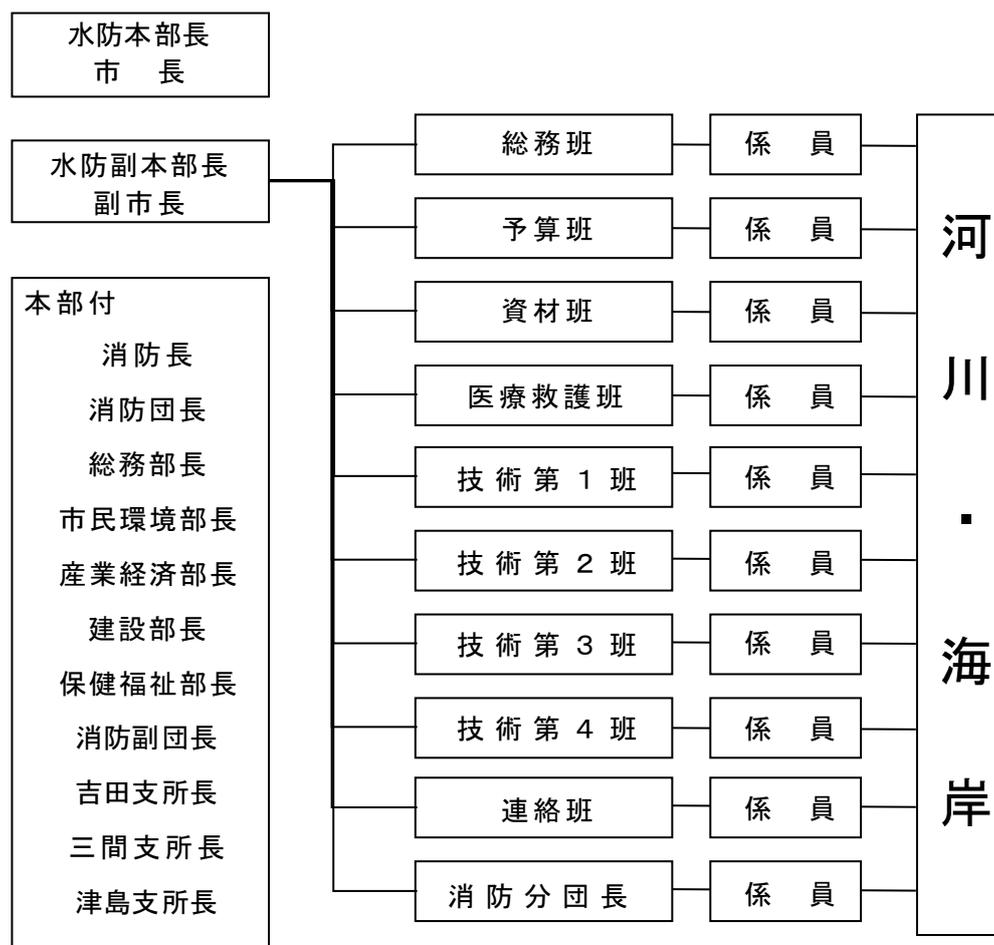
第2 水防計画の目的

この計画は、水防法第32条に基づき、洪水、高潮等による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び避難等の誘導並びに水防に必要な器具、資材の整備と運用を円滑にすることを目的とする。

第3 水防組織

水防本部の組織系統は、次の水防本部組織系統図の通りとする

■水防本部組織系統図



第4 水防倉庫及び資材・機材の整備

市は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、必要な資材・機材を整備するよう努める。

第5 水防活動の内容

水防管理者は、次に示す基準により、消防団に定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、消防団の水防活動を適切に実施させる。

1 出動準備

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- (2) 豪雨等により堤防の決壊、漏水、がけくずれ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水、高潮等の危険が予想されるとき。

2 出動

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。
- (3) 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき。

第6 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき、応援を要請する。

第7 水門等の操作及び通報

1 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

- (1) 水門等の管理者は水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（高潮）

- (1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第13節 人命救助活動

第1 主旨

本計画では、災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救急・救助活動について、市と消防機関が関係機関との緊密な連携をとりつつ、迅速、的確に行うことを定める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

第2 人命救助活動の基本方針

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として消防機関が行い、県、県警察及び自衛隊等は、消防機関が行う救出活動に協力する。

消防機関は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

救助活動に必要な資材・機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。また、必要に応じ、民間の協力等により資材・機材を確保するとともに、自主防災組織や住民による相互扶助等により効率的な救助活動を行う。

なお、救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3 救出活動

1 対象者

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次に該当する者とする。

- ア 火災の際に火中に取り残された者
- イ 水害の際に、水に流されたり、または孤立した地点に取り残された者
- ウ 山崩れ、地すべりなどにより、生き埋めになった者
- エ 海難、交通事故、河川における遭難等により、救出を要する者
- オ その他これらに類する者

(2) 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者とする。

- ア 行方不明の者で、生存していると推定される者
- イ 行方はわかっているが、生死が明らかでない者

2 救出隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、警備本部は救出隊を編成する。

- (1) 救出隊の人員及び資材・機材は、災害の規模により、本部長が指示する。
- (2) 救出隊は、消防署員、消防団員及び指名された関係機関の職員をもって構成する。
- (3) 救出隊に捜索班と収容班を設置する。

3 救出の方法

- (1) 被災者の救出作業は緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業にあたる。
- (2) 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察署、海上保安部、その他防災関係機関の協力を得て救出にあたる。
- (3) 救出後は速やかに医療機関への収容等、救出者の救護にあたる。

(4) 救出活動

消防長は、災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、捜索班及び収容班を指揮して被災者の捜索及び収容を行わせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ、対策本部長に報告する。

ア 捜索班

消防長の指揮の下に、被災現場における救出者の捜索を行う。

捜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川、海中にある者を岸辺に、また、交通事故等により救出を要する者を搬出し、収容班に引き渡す。

イ 収容班

救出された者を収容し、医療等を要する場合は、本章第17節「医療救護活動」に定める市内の病院、その他近くの病院等へ収容し、救護措置を行い、また、死亡と確認された者については、警察官において検死を行った後、対策本部長が指示する場所へ転送し、保健班において遺体の措置を行う。

第4 救急活動

1 実施方法

(1) 対象者

災害により負傷し、又は救護・治療を要し、医療機関等へ搬送すべき者又は現場で応急処置を行う必要のある者

(2) 救急の方法

救急搬送にあたっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておく。

また、現場で応急処置を行う必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておく。

第5 関係機関への応援要請等

市長は、救出活動の実施が困難な場合、関係機関に応援等を要請する。

1 広域消防応援要請

救出隊において救出困難とみられるときは、別途締結している消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

2 自衛隊派遣要請依頼

緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、県を通じて自衛隊の派遣要請を行う。

3 他市町への応援要請

広域的な支援を必要とする場合は、「愛媛県消防広域相互応援協定」等に基づいて、他市町に対して応援要請を実施する。

また、応援要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑な応援を実施する。

第6 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等は、組織内の被害状況を迅速に把握し、負傷者等の早期発見を行い、救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。

自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し、早期救出を図るとともに、救出を行う際には、可能な限り、消防機関、警察と連絡をとり、その指示を受ける。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

1 避難の実施

市長や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- ア 市街地……………火災、落下物、危険物
- イ 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり
- ウ 河川、海岸地域……………決壊、浸水、高潮

(2) 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。

(3) 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

2 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」によるものとする。

第14節 帰宅困難者対策

第1 主旨

災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して配慮した災害応急対策の実施を定める。

第2 帰宅困難者対策

市、県及び民間事業者は、連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 市は、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。
- 3 代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- 4 徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難な者に対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な滞在施設等の手配を実施する。
- 5 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供、その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第15節 食料供給活動

第1 主旨

本計画は、市及び関係機関が、災害時における被災者の食生活を保護するため食料や、被災者のニーズに応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出しを実施する事を定める。

その際には、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、市及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、市は、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が提供されるよう努める。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 実施体制

食料の供給及び炊き出しの実施は市長の指示により実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は愛媛県知事の委任を受ける。

第3 食料供給の対象者

- 1 指定避難所に収容された者
- 2 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水などで炊事ができない者
- 3 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- 4 旅行者、滞在者、通勤通学者で、他に食料を得る手段のない者
- 5 災害対策活動従事者
- 6 その他本部長が必要と認める者

第4 食料供給の実施

1 需要の把握

- (1) 指定避難所については、それぞれの指定避難所で数量を把握する。
- (2) 在宅の給食困難者や指定避難所以外の避難所への避難者については、原則として指定避難所へ届出するが、場合によっては、自治会等の協力を得て調査する。

2 食料の確保

(1) 備蓄食料の供給

ア 災害発生直後で食料の調達が困難なときは、市の備蓄及び災害時応援協定を締結した緊急物資保有者から調達した食料を供給する。

イ 市の備蓄食料等で不足するときは、県に緊急援護備蓄食料の供給を要請する。

(2) 食料の調達方法

ア 米穀等の主食については、緊急援護物資に関する協定を締結した緊急物資保有者及び市内の供給業者から調達する。

米穀等が不足する場合は、知事に対し必要量を申請し、知事の指示を受けて調達する。

イ 副食物については、必要に応じ、災害時応援協定を締結した緊急物資保有者及び市内販売業者から調達する。ただし、地域内で調達ができない場合は、知事にあつせんを依頼する。

《資料編：備蓄物資一覧表》

《資料編：災害時応援協定一覧》

3 食料の集積場所

大規模災害時には、広域物資輸送拠点（物資拠点）に県外からの物資集積を図り、市の物資集積場所へ中継し、各指定避難所等に配送されることから、地域内輸送拠点（物資集積場所）を速やかに開設する。また、物資集積場所における物資の集積配分業務を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している事業者等へ派遣を要請する。

市において調達した食料及び県から支給を受けた食料は、市が指定する物資集積場所に集め、「緊急物資調達及び配分計画」に基づき、指定避難所等への輸送が効率的に行われるよう努める。

4 食料の輸送

(1) 備蓄食料の輸送

市が指定避難所等へ搬送する。ただし、市が行うことが困難な場合は、業者へ委託して実施する。

(2) 集積場所までの輸送

市が搬送する。ただし、市が行うことが困難な場合は、業者へ委託して実施する。

県の緊急援護物資については、搬送場所を明示して供給を受ける。その後の搬送は、上記に準じて行う。

(3) 集積場所からの輸送

市が搬送する。ただし、市が行うことが困難な場合は、業者へ委託して実施する。

(4) 孤立地域等への輸送

県や関係機関と連携し、ヘリコプター等による輸送を行う。

また、海上からの輸送が効果的かつ安全に実施できる場合は、水産事業者や関係団体等とあらかじめ協定等の締結に努め、事業者等の協力を得て、海上輸送を実施する。

5 食料の供給

(1) 避難所での供給

ア 各指定避難所に届けられた食料は、指定避難所の管理責任者が避難者に供給する。

イ 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも供給の協力を要請する。

(2) 在宅給食困難者等への配給

指定避難所の管理責任者は、在宅の給食困難者や指定避難所以外の避難所への避難者の届出を受け、「緊急物資調達及び配分計画」に基づき、物資の供給を調整する。

6 避難所情報の収集体制の構築

各地区の公民館単位で、地域の指定避難所や指定避難所以外の避難所の責任者を明確にし、避難所情報の収集体制を構築する。これにより、災害時に指定避難所以外の避難所の避難者数や必要物資等の情報を集約し、物資の供給等の調整を行う。

第5 炊き出しの実施

災害のために被害を受け自宅で炊飯することができず、日常の食事に支障が起こった場合、臨時的に被災者の食生活を保護するための炊き出しを行う。

1 実施時期

市内の全域に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊き出しの体制が整い、かつ、炊き出しの実施を希望する指定避難所から実施する。

2 炊き出しの方法

(1) 炊き出しの必要があるときは、公民館、自治会、女性団体、青年団及び自主防災組織等各種団体に応援を求めて、既存の給食施設を利用して行う。

(2) 炊き出しの現場には、責任者を設置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。

- (3) 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰の副食物等を配給する。
- (4) 市災害対策本部において直接炊き出しをすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して供給する。
- (5) 炊飯が困難な場合は、乾パン又は生パンを支給する。

3 炊き出しの費用及び期間

炊き出しのために支出できる費用及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び早見表」に準じて行う。

《資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間について》

4 炊き出し献立の事前検討

炊き出しは、**子ども**から高齢者までの幅広い年齢層で多人数が利用することから、市は、事前に健康保持や栄養確保に配慮した献立表の作成に努める。

5 器具及び燃料等の調達

市は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんに要請する。

- (1) 必要なプロパンガスの量
- (2) 必要な器具の種類及び個数

6 応援等の手続き

炊き出し等食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときは、次により、応援要請する。

- (1) 本部長は、応援の必要を認めたときは、南予地方局に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。
 - ア 調達又はあっせんに必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項

7 食品衛生

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具・容器を確保し、備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防虫、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
- (6) 炊き出し施設は、学校などの給食施設又は公民館等の既存施設を利用する。

第6 市民及び自主防災組織等の活動

- 1 食料の確保は、家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請する。
- 2 自主防災組織は、市が行う食料の供給及び炊き出しの実施に協力する。
- 3 市民は、必要な食料の確保及び供給に協力する。

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」による。

第16節 生活必需品等物資供給活動

第1 主旨

本計画は、市及び関係機関が、災害時における衣服、寝具、その他生活必需品等物資の確保及び迅速な供給を行い、被災者の生活の安定を図ることを定める。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、市は、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が提供されるよう努める。

第2 実施体制

災害時における生活必需品等物資の供給は市長の指示により実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は愛媛県知事の委任を受ける。

第3 物資供給の対象者

災害により、住家が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）又は床上浸水（土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態になったものを含む。）若しくは、生活上必要な家財を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

第4 物資供給の実施

1 需要の把握

前節第4の1「需要の把握」に準じる。

2 物資の種類

- (1) 衣 服：衣類、紙おむつ（大人、子ども）
- (2) 寝 具：毛布、布団
- (3) 日 用 品：石けん、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
- (4) 光熱材料：カセットコンロ、コンロ用ボンベ、燃料
- (5) そ の 他：シート等敷物、テント、乾電池

3 物資の確保

(1) 備蓄物資の供給

前節第4の2「食料の確保」に準じる。

備蓄物資がなお不足する場合は、日本赤十字社愛媛支部が備蓄する救援物資の供給を要請する。

(2) 物資の調達

- ア 災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、大規模店舗等に協力を要請する。
- イ 緊急援護物資に関する協定を締結した緊急物資保有者から調達する。
- ウ 冬季、夏季の配慮など、世帯構成員別被害状況に基づき、救助物資購入（供給）計画を立て、これにより購入し、給与又は貸与する。
- エ 市内において所要物資の調達が困難な場合は、南予地方局にあつせんを依頼する。

《資料編：備蓄物資一覧表》

《資料編：災害時応援協定一覧》

4 物資の集積場所

前節第4の3「食料の集積場所」に準じる。

5 物資の輸送

前節第4の4「食料の輸送」に準じる。

6 物資の配給

前節第4の5「食料の供給」に準じる。

7 燃料の確保

市は、市の行政庁舎、指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

前節第6「市民及び自主防災組織等の活動」に準じる。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」による。

第17節 飲料水等の確保・供給

第1 主旨

本計画では、災害のため水道水が枯渇し、又は汚染し、あるいは給水施設の被害等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水等の供給を実施することを定める。

第2 実施体制

被災者に対する飲料水の供給は市長の指示により実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は愛媛県知事の委任を受ける。

第3 飲料水等の確保

1 水道水

市は、大規模災害が発生した場合は、直ちに水源、浄水施設、ポンプ施設、配水池、管路施設等の被災状況を調査し、断水または給水不良を生じている地区を把握する。

2 備蓄飲料水の供給

断水により水道水の供給が不能となった地区については、直ちに備蓄飲料水の供給を開始する。

なお、需要に対し備蓄量が不足する場合は、速やかに愛媛県（南予地方局）をはじめ、各関係機関に対し、支援を要請する。

《資料編：備蓄物資一覧表》

《資料編：災害時応援協定一覧》

3 生活用水の確保

災害応急用井戸、小中学校プール等の溜り水を生活用水として活用する。なお、状況に応じて消毒用品等を添加するが、原則として飲用は不可とする。

第4 応急給水の実施

1 水道水の応急給水（飲料水用）

断水、濁水等が発生している地区に対し、給水車、給水用タンク等を活用して応急給水を実施する。

2 備蓄飲料水の供給

応急給水所が設営されるまでの間、指定避難所等に向け備蓄飲料水を搬送し、被災者に配給を行う。

また、応急給水所まで水を取りに来ることが困難な要配慮者については、できるだけ自宅等へ備蓄飲料水を直接配達するよう努める。

3 給水目標

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日3ℓ程度とし、4日目以降は水道施設の復旧状況に応じて、必要水量を確保していく。

給水の目標は、次のとおりとする。

災害発生からの日数	目標水量	給水の内容
～3日程度	3ℓ/人・日	生命維持のための必要量
～1週間後	3ℓ～20ℓ/人・日	生命維持のための必要量
～2週間後	20ℓ～100ℓ/人・日	炊事・洗濯等の最低必要量
～3週間後	被災前の供給量	通常の生活が可能 な必要量

4 生活用水の供給

被災3日後を目途に、生活用水の配給を開始する。

5 応援要請

給水車の派遣及び給水タンク設置等については、日本水道協会愛媛県支部や宇和島市管工事協同組合等に対して、迅速に応援要請を行う。

また、ボランティアの募集とともに、市職員OB等にも応援を要請し、各応急給水所において給水支援に従事する人員の確保に努める。

6 応急給水の実施における留意事項

- (1) 各応急給水所における応急給水容器（飲料用袋またはポリタンク）の必要数量をできるだけ早急に把握し、遅延なく搬送できるよう、日頃から訓練等を通して準備しておく。
- (2) 応急給水の実施場所、時間等について、できるだけ迅速に広報できるよう、事前に数パターンのシミュレーションを行う等の訓練を実施しておく。
- (3) 最寄りの応急給水所から遠く離れた地区に住んでいる高齢者等への対応については、自治会や自主防災組織等の地元関係者と相談しながら、可能な限り寄り添えるよう配慮する。
- (4) 応急給水所への職員及びボランティア等の配置にあたっては、必要な人数を十分に考慮し、適正な人員配置を行うとともに、作業環境等にもできるだけ配慮する。
- (5) 自衛隊等の関係機関が応急給水を実施する際は、実施場所、活動時間、期間等の情報を確認し、連携を図りながら対処する。
- (6) 市内の水産事業者等が所有する活魚運搬車や魚運搬船等の活用が効果的であることから、あらかじめ協定等の締結に努め、事業者等に応援を要請する。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

- 1 災害発生後3日間は、道路寸断等により応急給水が行えない状況を想定し、市民や自主防災組織等で備蓄飲料水を貯蔵しておく。
- 2 災害発生後4日目から7日目位までは、市の応急給水等により、飲料水を確保する。
- 3 地域内の井戸、湧水等を活用し、生活用水の確保に努める。
- 4 市の実施する応急給水所での給水活動に対し、可能な範囲で協力するとともに、備蓄飲料水の運搬、配分についても支援を行う。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」による。

第18節 医療救護活動

第1 主旨

本計画では、災害時における緊急医療救護活動について具体的に定める。

市、県、宇和島医師会等関係機関は、緊密に連携し、災害の状況により、適切な医療（助産を含む。以下同じ。）又は救護を行う。

第2 実施体制

災害時の医療救護は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

第3 医療救護活動の実施方針

- 1 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- 2 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携の下、災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- 3 市は、市内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を收容する。
- 4 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市町の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- 5 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- 6 県、市は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- 7 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

第4 情報の収集・提供

- 1 市は、県及び関係機関と連携を図り情報収集を行うとともに、県から以下の情報の提供を受ける。
 - (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - (2) 救護所の設置状況
 - (3) 救護所における医療ニーズ
 - (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
 - (5) 医療施設、救護所等への交通状況
 - (6) その他参考となる事項
- 2 被災地の保健所は、必要に応じて医療施設、指定避難所、救護所等へ職員を派遣して情報収集を行い、県へ報告する。
- 3 災害医療コーディネータは、広域災害・救急医療情報システムを活用して、支援を必用とする医療機関及び支援が可能な医療機関についての情報収集を行い、県や関係機関への情報提供に努める。

第5 医療救護の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者を対象とする。

第6 医療救護班等の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、市長は医療救護班及び薬剤師班を編成する。また、必要に応じて、宇和島医師会に医療救護班の編成及び派遣を要請する。

1 市医療救護班

市は、災害対策本部を設置したときは、医療救護班を編成する。

医療救護班の編成（1班）は、次のとおりとする。

- ・ 医師 1名
- ・ 保健師 1名
- ・ 看護師 4名
- ・ 事務員 2名
- ・ 連絡要員 若干名

2 宇和島医師会医療救護班

市長は、宇和島医師会と災害時の医療救護活動について協定を締結し、医師会会長は、市長の要請があったときは、市長の指定する場所に、医療救護班を派遣する。

3 薬剤師班

市長は、県薬剤師会宇和島支部と災害時の医療救護活動について協定を締結し、県薬剤師会宇和島支部長は、市長の要請があったときは、市長の指定する場所に、薬剤師班を派遣する。

4 県に対する派遣要請

市長は、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して、保健所や災害医療コーディネータを通じて県に医療救護班の派遣を要請する。

- (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の人員）
- (2) 必要な医療救護班数
- (3) 医療救護活動を必要とする期間
- (4) 医療救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

また、市は、救護所・指定避難所における医療ニーズ等を経時的に把握し、**救護班や保健医療活動チーム**の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。

第7 救護所の設置

1 設置場所

救護所は、次の場所に設置する。

- (1) 宇和島市保健センター、三間保健福祉センター、津島保健センター、吉田公民館
- (2) 指定避難所
- (3) 災害現場
- (4) その他市長が特に指定する場所

2 医療及び助産活動

(1) 救護所における活動

ア 市は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づく医療救護班の派遣要請を行うなどにより、医療救護班を確保する。

イ 救護所での医療活動は、市の指揮の下で医療救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要から、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に実施する。

ウ 救護所において医療救護班は次の業務を行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 移送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 遺体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

エ 救護所において薬剤師班は次の業務を行う。

- (7) 被災傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (イ) 救護所における医薬品等の管理
- (2) 助産活動
 - ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。
 - イ 助産の範囲
 - (7) 分娩の介助
 - (イ) 分娩前及び分娩後の処置
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 収容医療機関

(1) 受入れ体制の確立

市は、消防部及び(社)宇和島医師会と協力して、市立宇和島病院及び市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重篤者の収容医療機関を確保するとともに、医師、看護師等からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

(2) 収容医療機関

医療救護班の医療で対処できない重篤者及び中等症者は、収容医療機関等に収容し、次の活動を行う。

- ア 救護所へ医療救護班の派遣
- イ 重症者及び中等症者の収容と措置
- ウ 助産
- エ 遺体の検案
- オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

(3) 災害拠点病院

災害拠点病院となっている市立宇和島病院については、被災地等に**救護班**やDMATを派遣するとともに、他県等から派遣された**救護班**やDMATの活動拠点として、**救護班**やDMATの受入れ・派遣調整等を行う。

(4) 災害医療コーディネータとの連携

収容医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

また災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

《資料編：医療施設一覧》

4 医療費

- (1) 救護所の医療費は、原則として無料とする。
- (2) 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

5 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の供給

災害発生直後で医薬品等の調達が困難なときは、市の備蓄及び災害時応援協定を締結した緊急物資保有業者から調達した医薬品等を供給する。

(2) 医薬品等の調達

医療実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足するときは、医薬品・医療用資機材取扱業者、各医療機関等に要請するほか、南予地方局を通じて、県にあっせんを依頼する。

6 災害医療コーディネータの活動

災害拠点病院コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- (1) 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 圏域内における**保健医療活動チーム**の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。

- (4) 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- (5) 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (6) 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

第8 傷病者の搬送

1 救護所及び収容医療機関への搬送

被災現場から救護所への負傷者の搬送は、警察署、付近住民及び自主防災組織等の協力を得て、消防部が実施する。

また、救護所から収容医療機関への搬送については、医療救護班及び消防部が、県その他関係機関の協力を得て行う。

2 市外医療機関への搬送

救護所及び収容医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難となり、市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車の搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

ヘリコプターの利用にあたっては、臨時離発着場までの搬送計画を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づく。

《資料編：愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

《資料編：飛行場外臨時離着陸場一覧表》

第9 日本赤十字社愛媛県支部の医療救護活動

日本赤十字社愛媛県支部の活動は、医療救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者の受入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行う。

1 医療救護班

(1) 医療救護班の編成単位

医療救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。

被災の状況により、必要な救護要員を増員する。

(2) 医療救護班の派遣

日本赤十字社愛媛県支部は、県等から医療救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。

医療救護班は、医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び死体の処理等の応援を行う。

2 広域応援

(1) 日本赤十字社愛媛県支部は、災害の状況に応じ、近隣の支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(2) 日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社に対し、必要に応じ、血液製剤の確保及び緊急輸送について援助を要請する。

(3) 日本赤十字社愛媛県支部は、医療救護班及び血液の輸送のために必要があるときは、ヘリコプター、輸送車両の確保について、県に要請する。

3 後方医療機関への傷病者収容

日本赤十字社愛媛県支部は、負傷者を県外の医療機関に収容する必要があるときは、日本赤十字社及び近隣の支部に対し、負傷者の受入れを要請する。

第10 市民及び自主防災組織等の活動

- 1 軽症者については、家庭又は自主防災組織等で準備した医療救護資機材を用い、処置する。
- 2 傷病者を最寄りの救護所又は収容医療機関に搬送する。

第11 他市町への協力

他の市町が被災した場合には、県からの協力要請に基づき、宇和島市立病院・診療所職員で構成する医療救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行う。

第12 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」による。

第19節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬活動

第1 主旨

本計画では、災害により、行方不明又は死亡者が発生した場合に、搜索、遺体の措置、火葬・埋葬を的確かつ迅速に実施することを定める。

第2 実施体制

- 1 行方不明者の搜索、遺体の措置及び埋葬は市長の指示により実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は愛媛県知事の委任を受ける。
- 2 警察又は海上保安部（海上で発見されたものに限る）は、死体の調査、検視を行う。

第3 応急対策活動

- 1 警察官及び海上保安官の協力を得て、行方不明者及び死体の搜索を行う。
- 2 遺体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ、火葬・埋葬を行う。
- 3 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設置する。
- 4 遺体について、遺族等の引取り人が無い場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として火葬・埋葬を行う。
- 5 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- 6 本部長は、死体の搜索、措置、火葬・埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - (1) 搜索、措置、火葬・埋葬別と、それぞれの対象人員
 - (2) 搜索地域
 - (3) 埋葬施設の使用可否
 - (4) 必要な輸送車両の数
 - (5) 遺体の措置に必要な資材・機材の品目別数量
- 7 市は、災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の措置及び火葬・埋葬を実施する。

第4 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の届出の受理は、市において取扱う。届出のあった際は、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録する。
- (2) 届出のあった者については、前号の事項を記録した書面で、南予地方局を通じて県に通知する。ただし、状況により書面を持って通知することが困難な場合は、防災行政無線等により連絡する。
- (3) 搜索は、消防部が警察又は海上保安部と協力し、搜索班を編成し実施する。
また、被災の状況により、消防団及び自主防災組織等に協力を要請し、地域住民の協力を得て実施する。
- (4) 市長は、必要に応じ臨時に現地搜索班を編成し、連絡所を設け、効果的な搜索活動を実施する。

2 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索を行う。
- (2) 死体の搜索活動は、市災害対策本部及び警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び地元自主防災組織等の協力や車両、船艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により、早期收容に努める。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、警察は市、県及び指定公共機関等と密接に連携する。

- (3) 死体、行方不明者の捜索中、死体を発見したときは、市及び警察、海上保安部（海上で発見されたものに限る）に連絡するとともに、身元確認を行う。
- (4) 死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には、直ちに南予地方局を通じ、県から海上保安部、自衛隊へ捜索の要請をする。
- (5) 死体の捜索期間は、原則として災害発生から10日間とする。
災害発生から10日間で捜索が終了しないときは、捜索期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

第5 遺体の措置

1 遺体の措置方法

遺体の措置は、次に掲げる範囲において行う。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案

2 資材・機材等の調達

- (1) 災害発生後、遺体の措置に要するドライアイス、柩等の資材・機材を業者から調達する。
- (2) 資材・機材等の調達が困難な場合は、本部を通じて県にあつせんを要請する。

3 遺体の検案

(1) 検案の実施

遺体の検案は、保健班が宇和島医師会等の協力を得て、死因その他について医学的検査を行う。

(2) 検案時の措置

遺体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な措置を併せて行うとともに、検案書を作成する。

(3) 遺体の輸送

検案を終えた遺体は、市が指定する遺体収容（安置）所に輸送する。

第6 遺体の収容、安置

1 身元確認

警察、地元自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

2 遺体収容（安置）所の開設

市は、寺院、公共建物又は公園等、遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設する。

ただし、遺体収容のための適切な施設がないときは、天幕等を設置し、これを開設する。

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品等必要材料を確保する。

3 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を要し、又は死亡者が多数のため短時間に火葬・埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所へ保存する。

第7 遺体の火葬・埋葬

- 1 遺体について、遺族等の引取り人が無い場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬・埋葬を行う。
- 2 市営火葬場で対応できない場合は、他市町に要請し、火葬場を確保する。

- 3 遺体の措置及び火葬・埋葬に要する費用及び期間は、本章第6節「災害救助法の適用」によるものとする。

第8 県への応援要請

本部長は、死体の搜索、措置、火葬・埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して、県に応援を要請する。

- 1 搜索、措置、火葬・埋葬別と、それぞれの対象人員
- 2 搜索地域
- 3 火葬・埋葬施設の使用可否
- 4 必要な輸送車両の数
- 5 遺体の措置に必要な資材・機材の品目別数量

第9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」によるものとする。

第10 記録等

死体の搜索、措置及び火葬・埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- 1 死体搜索記録簿
- 2 死体措置台帳
- 3 火葬・埋葬台帳
- 4 死体搜索、死体措置及び埋葬関係支払証

第20節 防疫・衛生活動

第1 主旨

本計画では、災害が発生した場合において、水道の断水、家屋の浸水等による食料品の汚染、腐敗、感染症の発生と流行等、生活環境の悪化を防止し、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努めることを定める。

第2 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、保健所の指導・指示により、市長が実施する。ただし、本市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第3 応急対策活動

- 1 県に準じて防疫組織を設置し、対策を実施する。
- 2 県（保健所）の指示を受け、清掃、消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除の実施等、迅速適切に防疫活動を実施する。
- 3 浸水地域においては、被災後速やかに、状況に応じた防疫活動を行う。
- 4 飲料水の消毒及び衛生指導を行う。
- 5 じん芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- 6 防疫薬剤、資材・機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- 7 感染症が集団発生したときは、知事の指示に基づき、臨時的予防措置を行う。
- 8 災害の発生による被害のため、防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- 9 県（保健所）と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、指定避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- 10 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。
- 11 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

第4 防疫・衛生活動の実施

1 防疫の種別と方法

(1) 検病調査と健康診断

市は、住民の避難場所、冠水地域、その他衛生条件が悪い地域を報告し、保健所が実施する検病調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずる必要がある場合は、県と打ち合わせて臨時予防接種を実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市は知事の指示に基づき、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所等、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について、消毒を実施する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市は知事の指示に基づき、知事が指定した区域について、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

(5) 汚染された飲食物等の物件に係る措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、市は知事の指示に基づき、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、消毒を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市は知事の指示に基づき、知事が定めた期間中、生活の用に供される水を供給しなければならない。

2 食品衛生活動

(1) 市の活動

市は、以下の食品の衛生管理等を行う。

- ア 臨時給食施設の設置等の情報提供
- イ 消毒薬等必要物資の配布
- ウ 防疫保健班の編成

(2) 防疫保健班の編成

必要に応じて、生活環境班及び保健班で防疫保健班を編成する。

(3) 防疫保健班の活動

防疫保健班は、保健所の指示、指導の下に、次のような活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

3 指定避難所等の防疫指導

(1) 県及び保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。

なお、指定避難所等における避難者は、各種の意向調査や健康相談等への対応が求められることから、避難者等の負担軽減に配慮した実施方法（各種調査との合同実施等）等を検討する。

(2) 指定避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

(3) 避難者に対しては、少なくとも1日1回、検病検査を実施する。

(4) 衣服は日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒とノミ等の発生防止のため、薬剤の散布を実施する。便所、炊事場、洗濯物などの消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。

(5) 給食従事者は、健康診断を終了した者を充て、できるだけ専従する。

4 防疫用薬剤、資材・機材の確保

初期防疫活動は、市が保有するものを使用して行うが、市保有分で不足するときは、県及び他の市町等関係機関に協力を要請する。

5 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織等の協力を得て被害状況を把握し、その概要を電話等により、宇和島保健所へ報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、感染症の発生状況及び防疫活動の状況を電話等により、宇和島保健所へ報告する

第5 市民の活動

市民は、市、保健所及び県の指導を受けながら自主的に次の活動を行う。

- 1 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理する。
- 2 指定避難所等において、良好な衛生状態を保つよう注意する。
- 3 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行う。
- 4 食品関係業者は、県の食品衛生監視員の指示に従うとともに、自主管理の強化を図る。
- 5 自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

第21節 保健衛生活動

第1 主旨

災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県との協力の^下で保健衛生活動を行うことを定める。

第2 実施体制

災害に伴う被災地の保健衛生活動は、保健所の指導・指示により、市長が実施する。ただし、本市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第3 被災者等への保健衛生活動

- (1) 市は、愛媛県災害時保健活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 市は、「災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿」の登録者に対し、災害時保健衛生活動への協力可否を確認し、避難所に避難した要配慮者の見守りや避難者の健康管理・健康相談等への協力を依頼する。
- (3) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

《資料編：災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿登録票》

第4 健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、宇和島保健所と協力して保健班が実施する。

1 健康相談の実施

- (1) 市は、被災者の健康管理を行うため、宇和島保健所と協力して、保健師による巡回相談及び家庭訪問を行う。
なお、指定避難所等における避難者は、各種の意向調査や健康相談等への対応が求められることから、避難者等の負担軽減に配慮した実施方法（各種調査との合同実施等）等を検討する。
- (2) 市は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、宇和島保健所の助言に基づき、福祉関係者や医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

2 栄養相談の実施

- (1) 市は、宇和島保健所と協力して指定避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談を実施する。
- (2) 指定避難所解消後において被災者の食の自立が困難な場合は、巡回栄養相談を継続するとともに、栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

3 こころのケア

市は、災害時における精神的不安に対応するため、精神科医や保健所等と協力し、相談窓口を設置するなどして、心のケアに対する相談を実施する。

4 職員に対する健康相談の実施

大規模災害の発生時には、職員自体が被災を受けるとともに、業務に追われて自身の健康を見失いがちになることやストレスを抱えることが想定されることから、職員のメンタル面も含めた健康相談を実施する。

第5 保健師等の応援・派遣受入

市は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定や自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

第22節 廃棄物等の処理

第1 主旨

本計画では、大規模災害の発生によるし尿の汲取処分、大量のごみ、災害廃棄物の発生等に対して、適時適切に処理し、被災地域の環境衛生を維持することについて定める。

第2 実施体制

被災地における廃棄物等の処理の実施は、市長が行う。ただし、本市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第3 し尿の収集と処理

1 応急対策活動

- (1) 下水道施設やし尿処理施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- (2) 被害がある場合は、速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努め、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、市民に対して、仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (3) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。
- (4) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団に対し、必要に応じて支援を要請する。

2 仮設トイレの設置

市は、大規模な災害が発生したときは、本部長の指示により、貯留式仮設トイレを設置する。

設置の箇所は、下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置にあたっては、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しない場所を選定する。

- (1) 大規模指定避難所
- (2) 集合住宅
- (3) 住宅密集地

仮設トイレの調達には市が行うが、不足するときは、南予地方局を通じて、県の緊急援護物資の供給を要請する。

3 し尿の収集と処理

(1) し尿の収集

ア し尿の収集は、被災後必要がある場合、直ちに行う。

イ 被災地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合は、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置としては、便槽内容量の1/5～1/4程度の汲取りを全戸について実施する。

(2) し尿の処理

し尿は、基本的にし尿処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、支障が出ないように努める。支障のある場合は、県又は他の市町に処理を要請する。

■し尿処理場

名称	所在地	電話番号	1日（8時間）の処理能力
宇和島地区広域事務組合 汚泥再生処理センター	坂下津乙 69 番地 1	28-6331	220kl

《資料編：し尿処理施設》

第4 へい死獣の処理方法

- 1 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

第5 災害廃棄物の処理

家屋等や建物、構築物等の倒壊により、又は倒壊建物等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物について、環境省や愛媛県、関係機関の支援を受けながら迅速かつ円滑な処理に努める。

災害廃棄物処理に当たっては、災害の状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえて「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、事前に想定していた仮置場の設置等を行うとともに、民間の廃棄物処理施設・資源化施設の活用等も含めた処理体制を構築する。

1 市の処理

- (1) 災害廃棄物を効率的に処理するために、回収方法、分別、仮置場、処理処分先を定める。
- (2) 定めた分別品目等の周知を徹底し、収集運搬に当たっては被災現場で可能な限り分別を実施するよう市民及びボランティアに周知する。
- (3) 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定により、適正な処理を行う。
- (4) 仮置場等において職員を配置する際には、人員確保や作業環境等に配慮する。
- (5) 避難所ごみの定期的な回収計画を定め、避難所の生活環境の保全に努める。
- (6) 災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

2 市民の処理

- (1) 災害廃棄物は、所有者や管理者が自ら分別して仮置場等へ搬入することを基本とする。
- (2) 市民が自ら片づけをした災害廃棄物の運搬手段がない場合は、ボランティアまたは地域のコミュニティに運搬を依頼する。ただし、それらの手段が確保できない場合は、市にて運搬する。
- (3) 生活環境の保全のため、腐食性のある災害廃棄物は、定期収集により排出し、市が回収する。
- (4) 市が仮置場を確保・周知するまでに片づけた災害廃棄物は、宅地内にて一時保管し、仮置場等の設置の周知後に仮置場等へ搬入する。

3 処理施設

名称	所在地	電話番号	処理能力
宇和島地区広域事務組合 環境センター	祝森甲 3799 番地	49-5040	20t/日

第23節 障害物除去活動

第1 主旨

本計画では、家屋に被害を及ぼしたり交通網を遮断している土砂等の障害物について、除去することを定める。

第2 実施体制

大規模災害の発生による全半壊家屋、土砂、立木等は、各関係機関において除去し、交通路を確保して必要な物資の輸送を確保し、被災者の日常生活の確保に努める。

なお、道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、道路啓開等に必要の人員、資材・機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

第3 道路等の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無を含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、道路上における道路啓開等について、（一社）愛媛県建設業協会等の協力を得るとともに必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して、所要の措置を行い、道路の機能を確保する。

この場合、優先的に道路啓開を実施すべき道路については、次の順位を基準に実施する。

- 1 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路：例えば避難道路
- 2 災害の拡大防止上重要な道路：例えば延焼阻止のために消防隊が防御線を張る道路等
- 3 緊急輸送を行う上で重要な道路
- 4 その他応急対策活動上重要な道路

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者等に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に集積する。

また、適当な仮集積場がない場合は、避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

第4 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めてパトロールを実施し、被害状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、市は河川管理者や建設業協会等の協力を得ながら、支障となる工作物その他障害物を除去し、河川の機能を確保する。

第5 港湾区域・漁港区域における障害物の除去

港湾及び漁港管理者は、管理する港湾区域及び漁港区域について、障害物の有無も含めてパトロールを実施し、被害状況等の把握に努め、建設業協会等の協力を得て障害物を除去するとともに、著しく大きな障害物等の除去について、緊急の必要があるときは、海上保安部、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して、所要の措置を講じ、港湾及び漁港の機能を確保する。

第6 住宅の障害物の除去

1 実施体制

障害物の確認も含めたパトロールを実施し、被害状況等の把握に努める。被災地における住宅関係障害物の除去は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

また、本市のみで実施できない時は、他の市町の応援を要請する。

2 住宅の障害物の対象

災害によって住居又は周辺に運び込まれた土石、竹材等日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去で、次に該当する者に対して行う。

- (1) 当面の日常生活を営み得ない状態にあること。
- (2) 障害物が、居間、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運ばれているか、又は屋敷内に運ばれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者であること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

3 住宅の障害物の除去

市は、建設業者等の協力を得て作業班を編成し、優先度の高い箇所から実施する。

第7 障害物の保管等の場所

- 1 障害物の大小によるが、原則として、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所とする。
- 2 避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道路端など道路交通の障害とならない場所とする。
- 3 盗難の危険のない場所とする。
- 4 障害物の売却
保管した障害物が滅失又は破損するおそれのあるとき、保管のための費用又は手数料を要するときは、当該障害物を競争入札又は随意契約により売却し、その代金を保管する。

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編本章第6節「災害救助法の適用」による。

第24節 動物管理活動

第1 主旨

本計画では、大規模災害が発生した場合における動物の飼養及び保管を適正に行い、関係機関等の協力により、動物の保護及び危害防止を図ることを定める。

第2 活動内容

1 市の活動

災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うが、被災放置された動物の収容にあたり、市は県等と協力して、適切な対応を図る。なお、市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

- (1) 被災動物の把握
- (2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- (3) 飼養されている動物への餌の配布
- (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保
- (5) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (6) 危険動物の逸走対策
- (7) 放浪動物によるこう傷事故、危険防止の啓発
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) その他動物に係る相談等

2 市民の活動

- (1) 被災動物の応急処置
- (2) 放浪動物の一時保護及び通報
- (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (6) その他行政への協力

第3 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として獣畜の飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 市の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について、近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、宇和島保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について、宇和島保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

第25節 労働力確保対策

第1 主旨

大規模災害が発生し、市、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し、災害応急対策活動に必要な要員を要請、確保する。

第2 労働力の確保

1 動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員等を行う。

- (1) ボランティアの動員
- (2) 労働者の雇用
- (3) 従事命令による要員

なお、行政機関を退職した職員やシルバー人材センターの活用等、様々な対応を検討する。

2 応援要請

災害の規模により、ボランティア又は労働者による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を示し、南予地方局を通じ、県等に応援又は派遣の要請をする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事予定期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 ボランティアの編成及び活動

- (1) ボランティアは、おおむね次の団体等で編成する。

- ア 日本赤十字ボランティア
- イ 青年団体
- ウ 女性団体
- エ 高等学校等
- オ 各種団体
- カ その他有志

ボランティアは、各団体別に編成する。ボランティアに名称を付し、団長、班長等を置き、**平時の組織**等を考慮し、災害ボランティア活動の実態に即した編成をするとともに、個人ボランティアについては、グループ化、グループへの編入を図る。

- (2) ボランティアの活動内容

ボランティアの主な活動内容は、本章第27節「ボランティア活動対策」による。

第3 労働者の雇用

災害応急対策の実施が、災害対策本部員およびボランティアの動員で不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、労働者を雇用する。

1 労働者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための要員

市長の指示による避難で、誘導要員を必要とするとき。

(2) 医療、救護の移送要員

医療救護班では処理できない重篤患者若しくは医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための要員又は医療救護班の移動に伴う要員。

(3) 被災者の救出

被災者を救出する要員を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に要員を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に要員を必要とするとき。

(5) 輸送又は配分の要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に要員を必要とするとき。

(6) 遺体の捜索、処理

遺体の捜索に要する機械器具、その他資材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒などの処理、遺体の仮安置所まで輸送するための要員を必要とするとき。

(7) 交通規制の対応のための要員

災害等により道路の通行止め等が生じた際の要員を必要とするとき。

2 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中

第4 労働者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための要員が、一般ボランティアの動員並びに労働者の雇用等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、関係法令に基づき、従事命令又は協力命令を執行する。

1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項 " 第71条第2項	知事 市長 (委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 " 第65条第2項	市長 警察官 海上保安官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2 命令対象者

命令区分作業対象	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物事の管理者その他関係者
従事命令 (消防作業)	火災現場付近にある者
従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

3 従事命令の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお、警察官、海上保安官が従事命令を発した場合については、次の機関に通知等をする。

- (1) 災害対策基本法第65条第2項に基づいて執行したときは、市長に通知する。
- (2) 警察官職務執行法第4条に基づいて執行したときは、警察署長を経て、公安委員会に報告する。

4 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、次の令書を交付する。

- (1) 災害救助法による従事、協力命令
- (2) 同上命令の取消命令
- (3) 災害対策基本法による従事、協力命令
- (4) 同上命令の変更命令
- (5) 同上命令の取消命令

5 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族に対しては、別に定めるところにより、損害補償又は扶助金を支給する。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本章第6節「災害救助法の適用」による。

第26節 応急住宅対策

第1 主旨

本計画では、災害により住居を失った被災者のための応急住宅対策について定める。

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れするための応急仮設住宅の供給及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第2 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅の供給及び応急修理の計画の樹立並びにその実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、知事の委任に基づき市長が行う。

第3 応急的な住宅の確保

1 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

2 市営住宅等

(1) 入居可能な市営住宅等の確保

市は、速やかに入居可能な市営住宅等の空き家状況等の把握に努める。

(2) 市営住宅等への入居

市は、入居可能な市営住宅等に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

災害時に速やかな対応が可能となるよう、あらかじめ入居申込方法や被災者への周知方法、入居者の選定ルール等の検討を行う。

第4 応急仮設住宅の建設

1 設置場所

設置場所は、市が決定する。原則として市有地とするが、災害の状況に応じ、適宜定める。災害発生時に速やかな対応が可能となるよう、県と連携を図りながら、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地の抽出や配置計画の検討等を行う。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 実施

災害救助法が適用された場合は、知事が応急仮設住宅の建設を実施する。

市は、建設を知事から委託された場合は、関係機関の協力を得て建設する。

3 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

4 入居基準

(1) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

(2) 居住する住家がない者であること。

(3) 自己の資力では、住宅を確保することができない者

5 設置基準

応急仮設住宅の設置戸数は、市が被災者のニーズを把握したうえで、県に要請し、県の決定によるものとする。

6 供与期間

工事完了の日から建築基準法第85条に規定する期間内（最高2年以内）とする。

7 運営管理

- (1) 各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
- (2) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退去手続き・維持管理を行う。また、各応急仮設住宅ごとに入居者名簿を作成する
- (3) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急仮設住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

第5 応急借上げ住宅（みなし応急仮設住宅）の確保

市は、県等関係機関と協力し、入居可能な民間賃貸住宅の情報を収集し、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

第6 住宅の応急修理

1 修理箇所

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために欠くことのできない最小限度の部分について行う。

2 期間

災害発生の日から1ヶ月以内の完了とする。

3 対象者

- (1) 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者。
- (2) 自己の資力では応急修理を行うことができない者であること。

第7 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況を早急に調査する。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保全措置を実施するとともに、危害防止のため、住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第8 建築資材・機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

1 県の役割

- (1) 県が実施する住宅の応急修理に必要な建築資材・機材は、業者等に協力を求めて調達する。
また、住宅の建設及び修理のための資材は、愛媛県森林組合連合会等の協力を得て、原則として請負業者が確保するが、災害時における混乱等により確保することができないときは、市又は県が確保についてあっせんする。
- (2) 市長からあっせんの要請があったときは、知事は(1)に定める者に対し協力を要請する。
- (3) 資材・機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼する。
なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。

2 市の役割

- (1) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資材・機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。
 - ア 応急仮設住宅の場合
 - (ア) 被害戸数(全焼、全壊、流出)
 - (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
 - (ウ) 調達を必要とする資材・機材の品名及び数量
 - (エ) 派遣を必要とする建築業者数
 - (オ) 連絡責任者
 - (カ) その他参考となる事項
 - イ 住宅応急修理の場合
 - (ア) 被害戸数(半焼、半壊)
 - (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
 - (ウ) 修理を必要とする資材・機材の品目及び数量
 - (エ) 派遣を必要とする建築業者数
 - (オ) 連絡責任者
 - (カ) その他参考となる事項
- (2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資材・機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。
- (3) 住居等に流入した土石等障害物の除去
住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)
 - イ 除去に必要な人員
 - ウ 除去に必要な期間
 - エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - オ 除去した障害物の集積場所の有無

第9 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第10 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編本章第6節「災害救助法の適用」による。

≪資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間について≫

第27節 要配慮者に対する支援活動

第1 主旨

大規模災害発生時においては、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

第2 避難行動要支援者の避難誘導

市は、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

第3 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講ずる。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 指定避難所等への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

第4 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への受入れにあたり、要配慮者の優先的入居に努める。また、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ヘルパー等を派遣し、日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

第5 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者や、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

- (1) 被災障がい者に対する援助
 - ア 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
 - イ 被災障がい者の更生相談

第6 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じ、県、近隣市町等へ応援を要請する。

第28節 ボランティア活動対策

第1 主旨

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第2 災害ボランティアセンターの設置

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

市は、災害が発生し、災害ボランティアセンターの設置が必要と判断した場合は、宇和島市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請する。

宇和島市社会福祉協議会は、宇和島市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの運営

宇和島市社会福祉協議会が中心となり、市災害対策本部や愛媛県社会福祉協議会と連携を図りながら、関係機関等と協働して運営にあたる。

(2) 設置場所

市災害対策本部と宇和島市社会福祉協議会で十分な協議を行い選定する。

第3 ボランティア支援体制

1 市災害救援ボランティア支援本部の設置

市は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会と連携して、市支援本部（必要に応じて支部を設置。）を市ボランティアセンター内等に設置する。

2 市支援本部の構成メンバー

市支援本部は、市社会福祉協議会、市ボランティアセンター、市NPO支援センター、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。

3 市支援本部の任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

市、県、NPO・ボランティア等や被災住民等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

(2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

(3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

(4) ボランティアのあっせん

被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

4 情報や活動拠点及び資材・機材の提供

ボランティアに対して、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を提供するとともに、公民館やその他市有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資材・機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第4 ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの主な活動は、次のとおりである。

- 1 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- 2 救援物資の仕分け及び配布
- 3 指定避難所運営の支援
- 4 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の介護及び看護補助
- 5 保健医療活動、救護活動及びその支援
- 6 初期消火活動及びその支援
- 7 炊き出し、清掃、その他災害救援活動
- 8 その他ボランティアの自主的な活動

第5 県のボランティア活動調整班との連携

市は、南予地方局を通じて県に対し、大規模な災害が発生した場合、県内外のボランティア災害救援活動の総合調整を行うボランティア活動調整班の設置を要請する。

1 ボランティア活動調整班の構成

ボランティア活動調整班は、県、被災市町、県社会福祉協議会、ボランティア関係団体で構成する。

2 ボランティア活動調整班の機能

- (1) ボランティアの受入
- (2) ボランティアに対する情報提供窓口の開設
- (3) 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) ボランティアの募集

第6 企業等の災害支援職員の受入

市は、大規模な災害が発生した場合、企業等の災害支援職員（災害サポーター）を募集する。

1 企業等の災害支援職員の定義

企業等の災害支援職員（災害サポーター）とは、大規模な災害が発生した際に、企業や関係団体等から職員の派遣を受け入れ、市の災害関連業務に対して無償で支援を受けるものである。

2 企業等の災害支援職員の募集

市内の企業や関係団体に対して、支援が必要な業務内容や人数、期間等を示して募集を行う。

企業等の災害支援職員を募集する業務としては、次の事項を想定するが、災害の状況や派遣元の企業等の意向を踏まえて調整を行う。

- (1) 応急給水
- (2) 物資集積所の運営、搬送支援
- (3) その他支援が必要な業務

3 企業等の災害支援職員の受入

企業等の災害支援職員を受入れる各災害対策班は、受入責任者を明確にし、適切な指示や労務管理等に努める。

第29節 広域応援活動

第1 主旨

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策など、多面的かつ膨大な対策を円滑に実施するため、県及び他の市町等との相互協力を行うことを定める。

このため、各機関は、**平時**から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第2 県に対する応援要請

1 県に対する応援の要請

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する（災害対策基本法第68条）。

応援の要請又は応急措置の実施を要請する場合は、南予地方局に対して、県防災行政無線又は電話等をもって処理し、事後、速やかに文書を送付する。

要請は、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資材・機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町の職員派遣のあつせん

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、あつせんを求める（災害対策基本法第30条第2項）。

職員の派遣のあつせんは、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3 関係指定地方行政機関又は指定地方公共機関に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める（災害対策基本法第30条第1項）。

職員の派遣の要請は、他の市町の職員派遣のあつせんと同様に行う。

4 消防防災ヘリコプターの出動要請

本部長は、災害の状況により、ヘリコプターの利用が必要であると判断したときは、南予地方局を通じて県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

《資料編：愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第3 他の市町長等に対する応援要請

1 他の市町長等に対する応援の要請

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長等に対し、応援を求める。

また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

また、他市町より応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

応援職員の派遣に当たっては、**感染症対策のため、派遣職員の健康管理等**を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、**応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。**

2 職員の派遣要請

本部長は、災害が発生した場合において、特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長等に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求める（地方自治法第252条の17）。

第4 消防機関への応援要請

本市の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援を速やかに行う。

応援要請は、本章第11節「消防活動」による。

第5 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策の実施に際して、市外から必要な応援要員・部隊を受け入れた場合、市長は、これらの要員・部隊の進出・活動する拠点として、あらかじめ指定した広域防災拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園や道の駅等の施設で、進出・活動のための拠点として利用可能なものについても可能な限り準備する。

第6 他の地方公共団体等からの応援職員の受入体制

他の地方公共団体等からの応援職員の受入体制の整備を図るとともに、指示系統を確立したうえで、応援職員と庁内職員の業務分担の明確化、人員の調整等を円滑に行うため、受援計画の策定に努める。

1 応援として想定される業務

- (1) 避難所運営支援
- (2) 物資集積拠点支援
- (3) 住家被害認定調査支援
- (4) 窓口業務（申請相談・申請受付等）支援
- (5) 土木施設等の被災状況調査や応急復旧等に係る業務の支援
- (6) 住宅の応急修理に係る業務の支援
- (7) 被災建築物危険度判定、被災宅地危険度判定調査支援（地震災害を対象）

2 応援職員の受入れにおける体制

- (1) 応援職員の作業スペース
- (2) 執務を行う上で必要となる資材・機材等の提供
- (3) 執務環境の整備（机、椅子、電話、インターネット環境等）
- (4) 宿泊場所に関するあっせん等

第30節 自衛隊災害派遣要請

第1 主旨

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、市民の生命又は財産を保護するため、災害応急対策の実施が市の組織を活用してもなお事態を收拾することが不可能又は困難であると認めるときは、3要件（公共性、緊急性、非代替性）に基づき自衛隊の災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な災害応急活動の実施を図る。

この際、自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。このため、支援ニーズを早期に把握・整理することに着意する。

※3 要件

- 公共性：人命または財産を保護しなければならない必要性
- 緊急性：差し迫った必要性
- 非代替性：自衛隊の派遣以外に他に手段がない

第2 災害派遣要請事項

自衛隊への派遣要請は、①状況からみて差し迫った必要性があること（緊急性）、②公共の秩序を維持する観点において妥当性があること（公共性）、③自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと（非代替性）の3要件を総合的に勘案して判断し、知事が支援を要請する事項等を明らかにして、派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- 1 車両、航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- 3 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- 4 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関に協力して行う消火活動
- 6 道路又は水路の確保の措置
- 7 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- 8 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 9 被災者に対する給食及び給水支援
- 10 防災要員等の輸送
- 11 連絡幹部の派遣
- 12 その他知事が必要と認める事項

第3 災害派遣要請の手続

1 災害派遣要請者

知事に対する自衛隊災害派遣の要請は、原則として市長（本部長）が行う。

2 災害派遣要請手続

本部長は、自衛隊に対する災害派遣を必要と認めるときは、次の事項を明らかにした文書により、南予地方局を通じて、知事に派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後、速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (2) 派遣を希望する期間
 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況、その他参考となるべき事項

ただし、通信の途絶等により、県知事に災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科隊に通知する。

また、通知したときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

■愛媛県防災危機管理課

区分		番号
NTT回線	TEL	089-912-2335、089-912-2318
	FAX	089-941-2160
県防災通信システム（地上系）	TEL	TN-500-0-2318 TN-500-1-2318
衛星携帯電話	TEL	870776397660

■南予地方局総務県民課防災対策室

区分		番号
NTT回線	TEL	0895-28-6103
	FAX	0895-22-3065、0895-22-0576
県防災通信システム（地上系）	TEL	TN-504-0-207
衛星携帯電話	TEL	870776397743

■陸上自衛隊中部方面特科隊

区分		陸上自衛隊中部方面特科隊（松山駐屯地）
NTT回線	TEL	089-975-0911
	FAX	089-975-0911
県防災通信システム（地上系）	TEL	TN-556-21、TN-556-22

※TN：発信特番 82（市の内線電話機から防災通信システムに発信する際に必要な番号）

第4 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

項目	救助活動の内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
人員、物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第5 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣することができる。

この際、措置と並行しつつ、速やかに知事及び本部長と連絡を確保し、災害派遣について密接に調整を行う。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- 4 その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第6 災害派遣部隊の受入体制

1 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材・機材の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資材・機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資材・機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入

市は、派遣された部隊に対し、宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

第7 災害派遣部隊の撤収要請

市は、自衛隊が円滑に撤収できるよう、自衛隊と被害の復旧状況等の情報や活動期間の見直しについて共有し、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに南予地方局を經由して、知事に対し撤収の要請を行う。

第8 経費の負担区分

自衛隊が災対応急対策又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として市が負担し、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して決定する。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材・機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
 - 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
 - 4 派遣部隊の救援活動の実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町、必要に応じて県が協議する。

第31節 海上保安庁の支援

第1 主旨

本計画では、災害発生時における海上保安庁への支援要請について定める。

第2 海上保安庁への支援依頼

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市及び県が行う災害応急対策の支援

2 市長の支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について次の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 連絡先

■宇和島海上保安部 (警備救難課)

区分		番号
NTT回線	TEL	0895-22-1256
	FAX	0895-22-1256
県防災通信システム (地上系)	TEL	TN-554-21、TN-554-22

※TN：発信特番 82 (市の内線電話機から防災通信システムに発信する際に必要な番号)

第32節 ライフライン災害応急対策

第1 主旨

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資材・機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、国、県、市は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

第2 水道施設

市は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講ずるとともに、応急復旧に必要な資材・機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

1 応急復旧の実施

- (1) 大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早急給水の再開に努める。
- (2) 宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等が行うものであるが、次に掲げるものについては、緊急度を考慮し、また状況によって、応急措置を実施する。
 - ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
 - (ア) 漏水が多量なものの復旧
 - (イ) 被災給水装置の閉栓
 - イ 路上漏水で、交通等に支障を及ぼすもの
 - ウ 建築物その他の施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

2 資材・機材、車両及び人員の確保

市の備蓄資材・機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、管工事業協同組合及び市指定給水装置工事事業者の応援を求める。また、配水管等については、メーカーの協力を求めるほか、状況によっては、資機材メーカー等に協力を依頼する。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

断水・濁水等の被害が一部の地区に留まる場合は、水道給水班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

4 応援要請

市、市管工事業協同組合及び市指定給水装置工事事業者で応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、県、日本水道協会愛媛県支部等の関係機関を通じて、他の市町に応援を要請する。

第3 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を実施する。

1 応急復旧の実施

(1) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険が大きい。このため、本復旧まで一時的な機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更等の応急対策を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

(2) 管渠

周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

(3) 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

2 資材・機材、車両及び人員の確保

(1) 下水道施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。

(2) 資材・機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者からの調達の協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

第4 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

電気事業者は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 情報の収集

電気事業者は、災害が発生した場合には、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、市や県等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

3 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

4 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び復旧状況に関して関係機関に連絡するとともに、停電による社会不安除去及び電気事故の防止のために当該地域への広報を行う。

5 対策要員等の確保

電気事業者は、防災体制が発令された場合、防災計画の出動計画に基づき、対策要員を確保する。なお、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

6 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員等の確保、復旧資材・機材の確保、電力の融通など応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

7 設備の応急復旧

電気事業者は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

なお、復旧にあたり可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

(1) 水力、火力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置を行う。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルにより応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により、通信回線を確保する。

8 災害復旧用資材・機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

9 危険予防措置

電気事業者は、送電が危険な場合および警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

10 復旧の順位

復旧は、各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

第5 ガス施設（プロパンガス）

1 災害対策組織の編成

ガス事業者は、災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 情報の収集

ガス事業者は、災害が発生した場合には、ガス施設の被害状況、ガス供給停止による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、市、県等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

3 応急措置及び復旧対策

- (1) ガス事業者は、災害が発生し、設備に危険が想定される時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止に努める。
- (2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。
- (3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、事業者の支店及び関連会社等により速やかに復旧する。
- (4) 被災した製造所等の設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。
- (5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区より、速やかにガス供給の再開を行う。
- (6) 指定避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

4 資材及び要員の確保

ガス事業者は、動員計画に基づき要員の確保に努める。また、事業所に保有する応急措置用資材を使用して応急措置等にあたる。点検及び復旧が困難な場合は、本店及び他支店等へ応援を要請し、資材及び要員の確保に努める。

5 広報の実施

ガス事業者及び販売者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の状況、災害復旧の現状と見通し等について情報の提供を行い、利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止と安全使用の周知徹底を行う。

第6 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。電気通信事業者は、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保、被災した通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

1 通信の非常疎通措置

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規程の定めるところによる利用制限等を実施する。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。
- (6) 災害救助法等が適用された場合等に指定避難所等への特設公衆電話を設置する。
- (7) 災害用伝言ダイヤル「171」を開設する。

2 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

3 災害時における災害用資材・機材の確保

- (1) 災害用資材・機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材・機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。
- (2) 災害対策用の資材・機材の搬送は、ヘリコプター、車両等により行う。
- (3) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

4 設備の応急復旧・災害復旧

- (1) 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、最優先に重要通信を確保する。
- (2) 復旧に当たっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。
- (3) 応急復旧終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

5 株式会社NTTドコモの役割

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- (1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

6 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の役割

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- (1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

7 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の役割

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- (1) 電気通信施設の整備及び保全
- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

第7 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第2章 第22節 廃棄物等の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第33節 公共土木施設等の確保対策

第1 主旨

本計画では、災害発生時における公共土木施設の確保について定める。

災害の発生により、公共土木施設等が被害を受けた場合、直ちに専門技術者により、施設、設備の調査を実施し、被害状況を把握して、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、危険性の高い箇所については、関係機関や市民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、建設業協会の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要なる人員、資材・機材の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や市民に対して、緊急物資の輸送拠点、緊急輸送路及び公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

第2 道路施設

- 1 道路管理者は、管理する道路について、道路の被害、落橋の有無、道路上の障害物の状況等を調査し、被害状況を県に報告するとともに、状況に応じた応急措置を実施し、交通の確保に努める。

なお、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開の代行を国土交通省に要請する。

- 2 通行が不能又は危険な路線、区間については、警察に通報するとともに、状況によっては通行止等の措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置などにより、早期に通行の確保を図る。
- 3 上下水道、電気、電話、ガス等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

第3 河川管理施設

河川管理者は、管理する河川について、特に工事中的の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、堤防、護岸その他河川管理施設の被害を把握した場合は、被害状況を県に報告するとともに、必要な措置を講ずる。

第4 砂防等施設

砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の巡回パトロールを実施するほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民の情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれのある場合は、危険箇所への立入禁止を行い、ビニールシートで覆うなど、必要な応急処置を実施する。

第5 海岸保全施設

市は、管理する海岸について、堤防、護岸等の海岸保全施設が崩壊、損壊等の被害を受けた場合は、被害状況を県に報告するとともに、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のう、矢板による応急処置等を行い、被害の拡大防止に努める。

第6 港湾施設

市は、管理する港湾及び県から管理委託されている港湾について、被害状況を早急に把握し、県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。

また、宇和島港は、災害時における避難、救助、緊急物資及び復旧機材の運送に利用されるなどの役割を果たす重要な施設であり、速やかな応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

第7 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の管理者は、施設の巡回パトロールを行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に状況を連絡する。二次災害が発生するおそれがある場合には、すみやかに避難等の対応を行う。

第8 漁港施設

市は、管理する港湾及び県から管理委託されている港湾について、被害状況を把握し、県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。

第9 農地、農林業施設

農地、農林業施設が被害を受けた場合は、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害が拡大しないよう応急措置を実施し、二次災害を誘発しないよう関係機関との連絡を密にとり、適切な措置を講ずる。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

第10 情報システム

情報システム管理者は、災害発生時における情報システムの確保対策として、次のような対策を講ずる。

- 1 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- 2 情報システムに障害が生じた場合は、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講ずる。

第11 都市公園施設

都市公園の管理者は、被災後、担当職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握し県に報告するとともに、状況に応じて使用や立入禁止の措置を行う。都市公園は、避難場所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第34節 危険物施設等の安全確保

第1 主旨

災害により、危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第2 火薬類の保安対策

災害により、火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は、次の応急措置を**講ずる**とともに、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため、爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- 2 1の措置を**講ずる**余裕がない場合は、火薬類を水槽等の水中に沈める等の爆発防止措置及び盗難防止措置を**講ずる**。

第3 高圧ガスの保安対策

災害により、高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を**講ずる**とともに、直ちにその旨を知事（各地方局防災対策室又は消防安全課）又は警察官、消防機関若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため、次の緊急措置を**講ずる**。

- 1 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させ、放水による冷却等適切な措置を行う。
- 2 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民に対し、避難させるための措置を行う。
- 3 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため、県、市、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、必要な措置を行う。

第4 石油類の保安対策

石油類による災害を防止するため、市及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を**講ずる**。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- 2 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

第5 毒物劇物の保安対策

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏洩等災害が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を**講ずる**。

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めつき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏洩等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を**講ずる**。

2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講ずる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど、万全を期する。

第35節 海上災害応急活動

第1 主旨

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命、船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

第2 実施責任機関

1 大規模海難が発生した場合

海上保安部が中心となり、市、県、警察等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は市民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策に当たる。

2 大量流出油災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するが、海上保安部、県、市、警察、四国地方整備局、排出の原因者が連携の下、応急対策に当たるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、市民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、宇和海地区大量排出油等防除協議会による流出油防除活動を必要とする場合は、同協議会長（宇和島海上保安部長）の要請により、各構成機関が連携し、防災活動を実施する。

また、流出油が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて市及び県は災害対策本部を設置し、関係機関の連携の下、応急対策に当たる。

第3 関係機関相互の通報連絡

市、県及び海上保安部等の関係機関は、次の通報連絡系統・内容に基づき、迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

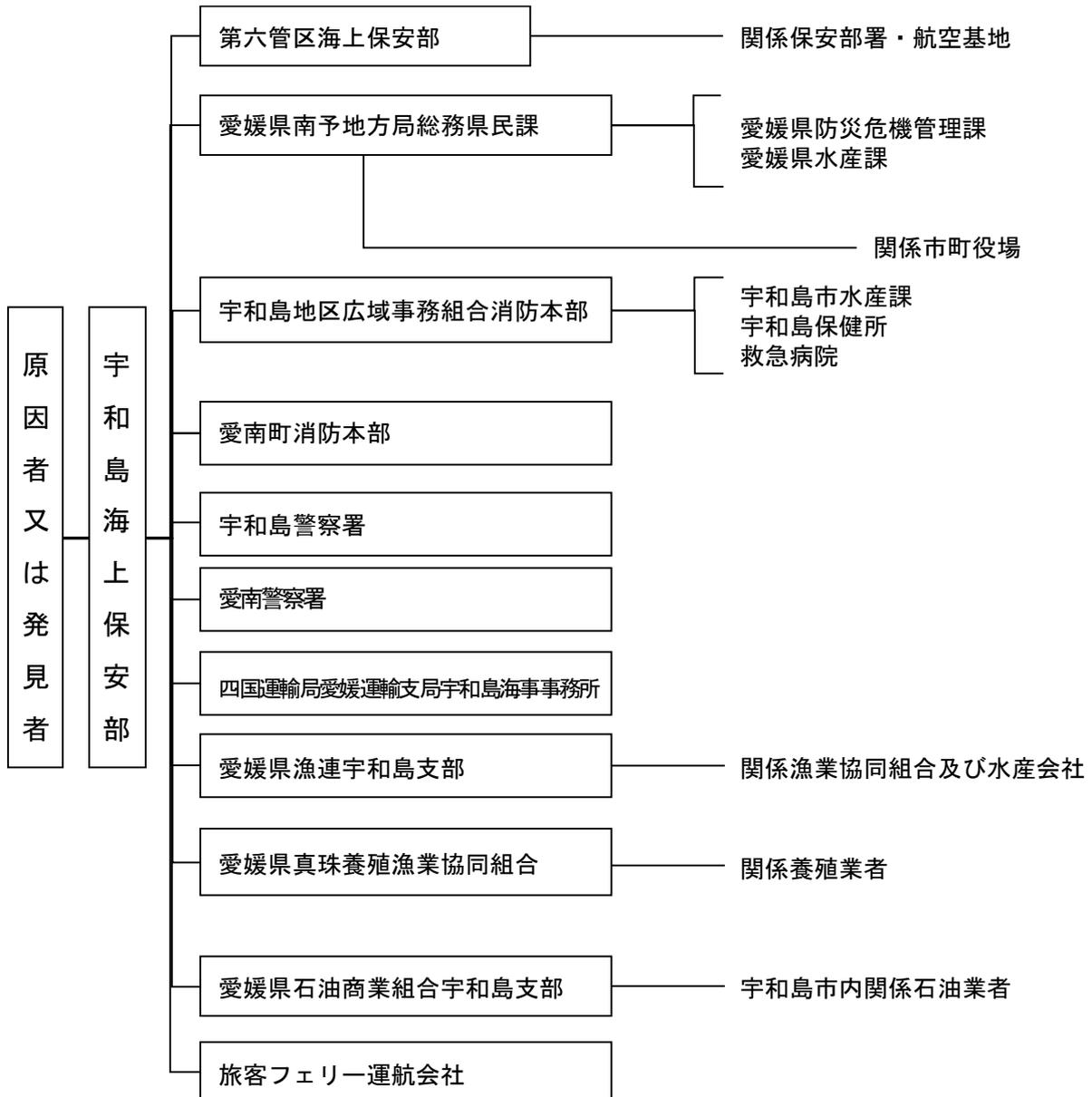
1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、別表のとおりである。

2 通報連絡内容

- (1) 事故発生の日時及び場所
- (2) 事故の原因と被害の状況
- (3) 応急措置の状況
- (4) 復旧見込
- (5) その他必要な事項

■別表 通報連絡系統図



第4 応急対策活動

1 市の活動

(1) 活動の内容

市は、海上災害が発生した場合、海上保安部、県等関係機関との連絡を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。

なお、流出油が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、沿岸市町、漁業協同組合等関係機関との連携の下、応急対策を実施する。

- ア 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- イ 埠頭又は岸壁に係留された船舶の火災、又は陸上に延焼した火災の消火活動及び延焼防止措置
- ウ 防除作業に必要な資材・機材の調達
- エ 流出油の拡散防止及び除去又は処理等
- オ 沿岸住民に対する災害広報
- カ 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- キ 県又は他の市町に対する応援要請

- ク 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- ケ 陸上部における救援、救助活動
- コ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- サ 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
- シ 回収油等の処理
- ス その他必要な事項

(2) 災害対策本部の設置

災害の状況に応じ、災害対策本部を設置し、海上保安部、県、警察等関係機関と連携を図り、応急対策を実施する。

また、国の現地調整本部又は非常災害現地対策本部及び現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携を図るため、直ちに市現地災害対策本部を設置し、現地での統一的な防災活動を実施する。

(3) 流出油防除資材・機材の調達

流出油の防除に必要な資材・機材の調達にあたっては、市保有の資材・機材及び市内事業者保有の資材・機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、他市町等に応援を要請する。

- ア 油吸着マット
- イ 油処理剤
- ウ オイルフェンス
- エ 油吸収ポンプ
- オ 消火剤
- カ 空ドラム缶
- キ ひしゃく
- ク むしろ
- ケ 土のう
- コ 油回収船等

2 海上保安部の活動

海上における災害の発生が予想される段階から、必要に応じ職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図る。

海上における災害が発生したときは、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき、所要の体制を整備するとともに、人命の救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難退避、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行う。

また、災害応急対策の実施にあたっては、関係機関等と緊密な連携を図り、避難退避、救援物資の輸送活動等を実施する。

(1) 情報の収集

海上における事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船舶・航空機、航行警報等を活用し、積極的に情報を収集・伝達する。

(2) 海難救助等

災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、海難救助を行う。

(3) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 流出油等の拡散、性状等の調査、評価
- イ 流出油等に関する情報の関係機関への提供
- ウ 防除措置義務者への指導等
- エ 流出油等の防除作業
 - (ア) 拡散防止措置
 - (イ) 回収措置
 - (ウ) 分散処理
- オ 防災関係機関への協力要請
- カ 海上災害防止センターへの指示

(4) 緊急輸送

必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送を行う。

(5) 関係機関の災害応急対策の実施に対する支援

要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等を支援する。

(6) 海上交通安全の確保

必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行い、海上交通の安全を確保する。

(7) 治安の維持

情報の収集に努め、必要に応じ、船舶・航空機等により、犯罪の予防・取締り、警戒を行う。

(8) 危険物の保安措置

必要に応じ、危険物積載船舶等の移動命令等の指導を行い、危険防止措置を講ずる。

(9) 広報

災害発生後は、海上の安全の確保及び市民の理解と協力を図るため、関係機関等と連絡調整を図りつつ、適宜、適切な広報を実施する。

3 県の活動

県は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び関係機関への通報、伝達
- (2) 応急対策上必要な資材・機材の調達並びに応急対策物資のあっせん及び運送
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (4) 関係機関との連絡調整及び応援要請
- (5) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (6) その他応急対策活動のための必要な事項

4 宇和島警察署の活動

警察署は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 警備艇による流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等、危険行為の警察取締り
- (2) 危険防止又は民心安定のための広報活動
- (3) 沿岸警戒区域の設定

5 漁業協同組合の活動

- (1) 漁民に対する情報の伝達
- (2) 油が漂流又は漂着のおそれのある漁具等の自衛措置
 - ア 漁具周辺へのオイルフェンスの展張
 - イ 漁具の移動
- (3) 漁船の出動による油の吸着、処理剤の散布等の防除作業

6 関係団体・企業等の活動

- (1) 事故の状況を海上保安部、その他関係機関に通報
- (2) 排出油防除資材・機材の備蓄及び調達
- (3) 自力による排出油防除作業
- (4) 海上保安部の指示に基づく応急防除作業
- (5) その他必要事項

7 宇和海地区大量排出油等防除協議会の活動

協議会は、宇和海地区において、大量の排出油事故が発生した場合、各構成機関が協議し、連携して効果的に広域防災活動を推進する。

協議会が行う業務は、次のとおりである。

- (1) 排出油防除計画の策定
 - ア 情報の連絡
 - イ 人員、施設、器材の動員・輸送
 - ウ 出動船艇相互間の通信連絡
 - エ その他必要事項
- (2) 排出油防除に必要な施設、器材の整備及び開発の推進
 - ア 排出油防除システムの開発
 - イ 排出油防除に関する研修及び訓練
 - ウ 排出油防除活動の実施の推進
 - エ 排出油処理剤の使用に関する事項
 - オ その他排出油防除に必要な事項

《資料編：宇和海地区大量排出油等防除協議会会則》

第36節 大規模火災応急活動

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- 1 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動・火災の拡大防止を行う。
- 3 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- 4 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行う。
- 5 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 6 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

《資料編：愛媛県消防広域相互応援協定書》

《資料編：愛媛県消防団広域相互応援協定書》

第37節 林野火災応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- 1 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- 3 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。
- 4 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- 5 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資材・機材の準備を行う。
- 6 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 7 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

《資料編：愛媛県消防広域相互応援協定書》

《資料編：愛媛県消防団広域相互応援協定書》

第38節 応急教育活動

第1 主旨

本計画では、学校施設等の被災及び児童・生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、応急教育の体制を早期に確立し、学校施設等の応急復旧、児童・生徒等の応急教育等必要な措置を速やかに実施するとともに、文化財の保護の措置を実施することを定める。

第2 実施体制

- 1 市立小中学校の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧は、市教育委員会が行う。
- 2 県立学校の応急教育は、県教育委員会が行う。
- 3 災害に対する各学校等の応急措置については、学校長が具体的な応急対策を立てて行う。
- 4 学用品の支給は市長の指示により実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は愛媛県知事の委任を受ける。

第3 応急計画の作成

学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について、計画を定めておく。

第4 応急措置

- 1 教育委員会は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設を借り上げるか、又は応急仮設校舎を建設する等、速やかに授業ができるよう措置する。
なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により必要があるときは、県又は地域住民の協力を求めるとともに、関係機関への協力要請を行い、短期間に完成させる。
- 2 学校長は、災害が発生した時又は関係機関から情報を受けた時は、児童・生徒等の安全の確保を図るため、次のような措置を講ずるとともに、必要に応じて被害状況等を教育委員会へ報告する。
 - (1) 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講ずる。
 - (2) 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講ずる。
 - (3) 災害の規模、児童・生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立する。

第5 応急教育の実施

1 園児、児童・生徒の対応

災害が発生し、授業の継続が困難なとき、学校長等は、教育長等からの指示により、また、それが不可能なときは、学校長等の判断により、次の対応をとる。

- (1) 園児、児童・生徒を安全なところに避難させるとともに、学校長を中心に被害状況等の情報を集め、明確な指示、的確な対応をとる。
- (2) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（園）運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。
帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて、園児、低学年児童に対しては教師が地区別に付き添う。

- (4) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、電話等により、確実に園児、児童・生徒に徹底させる。
なお、休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予想できる災害については、早期にその情報を把握し、決定する。

2 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に受入れできない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- (6) 必要に応じて、児童、生徒等の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

3 学校施設の確保

- (1) 教育委員会は、施設の被害状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、関係機関との連携をとり、公共施設等の使用及び仮設校舎の建設など、県及び地域住民の協力を求め、速やかに授業ができるよう措置する。
また、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。
- (2) 学校長は、災害の状況に応じて、適切な緊急避難の指示を与え、児童・生徒及び教職員並びに施設等の状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立する。
- (3) 各学校ごとの応急教育を行う予定場所をあらかじめ調査し、決めておく。

4 教員の被災による不足教員の確保

- (1) 被災教職員が僅少のときは、校内において調整する。
- (2) 被災教職員が多数で1学校で調整できないときは、授業の実施状況に応じ、教育委員会が管内の学校間において調整する。
- (3) 教育委員会において調整できないときは、県教育委員会と緊急連絡をとり、教職員の確保に努める。

5 給食等の措置

教育委員会は、応急給食の必要があると認めるときは、本章第14節「食料供給活動」に準じて、応急給食を実施する。

6 保健、衛生に関する事項

- (1) 被災教職員、園児、児童・生徒の保健管理
被災の状況により、被災学校の教職員、園児、児童・生徒に対し、臨時予防接種や健康診断を実施する。
- (2) 被災学校の清掃、消毒
学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、宇和島保健所の指示又は協力により、校舎等の清掃、消毒を行う。

7 学校が地域の避難所となった場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所責任者に対し、その利用について必要な指示を行う。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。

- (3) 避難生活が長期化する場合には、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市等と必要な協議を行う。

第6 学用品等の調達及び支給

学用品等の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うが、知事が委任した場合、市長が行う。

1 調達方法

- (1) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとに、その数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また、市内の他の学校並びに他市町に対して、使用済古本の供与を依頼する。
なお、不足する場合は、県に対し、調達供与を依頼する。
- (2) 学用品については、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示により、基準内で調達する。

2 支給対象者

住居が全焼、流出、半壊又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒で、教科書、学用品を滅失又は損傷した者に対して支給する。

3 支給の方法

教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を行い、各学校長を通じて、対象者に支給する。

4 支給品目

以下の3種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品については、例示した品目以外のものでも被害状況程度等実情に応じ、適宜調達支給する。

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又は承認を受けているもの。
- (2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (3) 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

5 支給の基準及び期間

教科書、文房具及び通学用品の基準及び期間は、愛媛県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表）に準じて行う。

《資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間について》

第7 給食等の措置

災害救助法適用の場合の炊き出し基準による。

第8 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時的な使用の要請があった場合、校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

第9 文化財の保護

- 1 文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は、管理団体が災害予防に関する事項について定めるものとし、市は、文化財の日常の維持管理、適切な保存修理、周辺環境整備等について指導する。
- 2 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会を經由して、県教育委員会に被災状況を報告する。

第39節 社会秩序維持活動

第1 主旨

大規模災害発生時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して、地域社会が極度の混乱状態にあるため、市及び警察は、関係機関、団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

第2 市の活動

1 市民への広報

市は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び市民のとるべき措置等について、呼びかけを実施する。

2 県に対する要請

市は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請する。

第3章 災害復旧・復興対策

災害の発生は、多数の者の生命や身体に危害を与えるのみならず、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、市民を極度の混乱におとし入れることになる。

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しながら市が主体的に取組み、国や県、関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 公共施設等復旧対策

第1 主旨

公共施設等の復旧対策は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える対策事業計画とする。

第2 実施主体

- 1 市長、その他の執行機関の長
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事
- 3 指定公共機関の長、指定地方公共機関の長
- 4 その他法令による災害復旧の実施について責任を有する者

第3 災害復旧事業対策の種類

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、**道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラを連携させて復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとし**、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努めるとともに、警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路、橋りょう災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業

- (9) 漁港災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 中小企業施設災害復旧事業
- 5 上水道施設災害復旧事業
- 6 下水道施設災害復旧事業
- 7 社会福祉施設災害復旧事業
- 8 公営住宅災害復旧事業
- 9 学校施設災害復旧事業
- 10 生涯教育施設災害復旧事業
- 11 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 12 その他の災害復旧事業

第4 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 市は、県と連携し、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第5 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合には、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮した上で速やかに被害の状況を調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

なお、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第6 災害査定 の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害を調査し、必要な資料を作成し、災害査定 の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に実施されるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

第7 速やかな災害対策事業の発注に向けた体制整備

災害復旧事業対策の実施に当たり、速やかな発注・契約等の実施に向けた体制整備を検討しておくとともに、多様な発注形態に関する理解を高める取組を進める。

第8 海上災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興にあたり、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、海洋環境の汚染防止

及び海上交通安全の確保に努める。

第2節 復旧・復興対策の体制

第1 主旨

被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると想定された場合において、復旧・復興対策を総合的かつ迅速に行うため必要と認めるときは、市災害復興本部を設置する。

第2 宇和島市災害復興本部

1 市災害復興本部の設置及び廃止

- (1) 被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると想定され、市長が災害復興本部を設置する必要があると判断したとき、市長を本部長とする宇和島市災害復興本部を設置し、復興計画の策定や復旧・復興事業の実施に当たっての総合調整を行う。
- (2) 災害復興本部は災害対策本部と併設できる。
- (3) 各種対策が多岐にわたる復興に係る計画の策定や各種復興事業を、総合的かつ迅速に推進するため、庁内における復興対策に関する意思決定機関として設置する。
- (4) 本部長が復興に係る事業の進捗状況から、本部設置の目的が達成されたと認めるとき、災害復興本部を廃止する。

2 市災害復興本部の組織

(1) 本部長

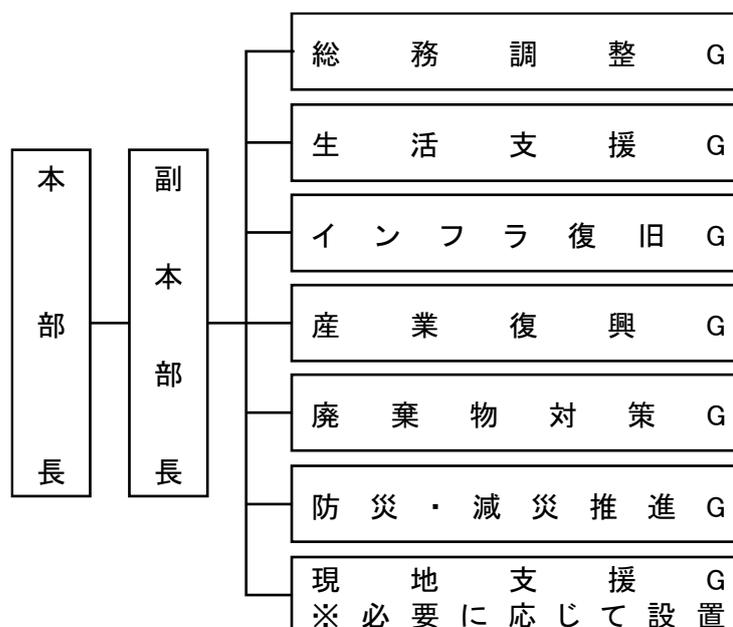
本部長は、市長をもってあてる。

(2) 副本部長

副本部長は、副市長、教育長及び総務企画部長をあてる。

(3) 復興グループ

復興グループは、以下の構成を基本とし、災害の状況や復旧・復興事業の状況、災害対策本部からの円滑な移行等を踏まえて本部長がグループの編成を決定する。



■復興グループの事務分掌

	構成	事務分掌
総務調整グループ	危機管理課、総務企画部、議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策の総合調整、進行管理、情報集約 ・全国への正確な被災・復興情報の発信 ・復興担当職員の確保（派遣職員、新規雇用等）
生活支援グループ	市民環境部、保健福祉部、建設部、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建支援 ・住宅再建支援 ・避難所運営
インフラ復旧グループ	総務企画部、保健福祉部、建設部、教育委員会、水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁等公共インフラの復旧 ・学校等の公共施設の復旧 ・インフラの防災機能の強化
産業復興グループ	産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災商工業者の支援 ・農地・農業用施設、漁港施設の復旧 ・被災農家等への支援
廃棄物対策グループ	市民環境部、建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物、がれき、土砂の処理 ・解体家屋の処理
防災・減災推進グループ	危機管理課、関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画等（防災体制）の検証、見直し ・二次災害防止体制の見直し、強化 ・災害対応力の強化（防災意識の向上、地域防災組織の充実）
現地支援グループ	支所	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループの取組に係わる現地対応

第3節 復興計画

第1 主旨

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

災害後の混乱という中では、復興まちづくりの検討を十分行うことが極めて困難であることから、平時からの「事前の準備」として事前復興づくりを推進する取組み等を定める事前復興計画を作成する。事前復興計画については、市の復興における行動指針となる復興プロセス編と、市の復興の目標や基本方針等を事前に検討しておく復興ビジョン編に区別して整理を行う。

第2 復興計画

1 復興計画の作成

(1) 計画の策定

市長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市総合計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

第3 防災まちづくりを目指した復興

1 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコン

センサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- 3 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- 4 市は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 5 市は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 6 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- 7 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- 8 市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- 9 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第4 復興財源の確保

1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

3 市の活動

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施できるよう予算執行の調整を図る。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等により、復興財源の確保を検討する。

第4節 災害復旧資金

第1 主旨

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

第2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

1 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

2 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

3 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

第3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

1 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

2 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

第5節 被災者等の生活再建支援計画

第1 主旨

災害により被害を受けた市民の速やかな復旧を図るため、市及び関係機関は、次のとおり被災者支援措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、指定避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

第3 被災者に対する資金の貸付等

1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

市は、宇和島市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象

イ 受給遺族

(ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母

(イ) 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

ウ 支給額

(ア) 主たる生計維持者 500万円

(イ) その他 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象

イ 受給者

当該災害により重度の障害を受けた者

ウ 支給額

- (ア) 主たる生計維持者 250 万円
- (イ) その他 125 万円

エ 障害の程度（法別表）

- (ア) 両眼が失明したもの
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- (ロ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (ハ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (ニ) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (ホ) 両上肢の用を全廃したもの
- (ヘ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (セ) 両下肢の用を全廃したもの
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 市は、災害救助法による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により、被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

イ 受給者

当該災害により扶桑又は住居、家財に被害を受けた者

ウ 貸付限度額

- (ア) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a 3分の1以上の家財の損害及び住居の損害がない場合 150 万円
 - b 3分の1以上の家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - c 住居が半壊した場合 270 万円
 - d 住居が全壊した場合 350 万円
- (イ) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a 3分の1以上の家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
 - b 住居が半壊した場合 170 万円
 - c 住居が全壊した場合（dの場合を除く。） 250 万円
 - d 住居の全体が滅失した場合（滅失には、全壊、全焼、流出の全てを含む。） 350 万円
- (ロ) 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合
 - a 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、住居が半壊した場合 350 万円
 - b 世帯主の負傷がなく、かつ、住居が半壊した場合 250 万円
 - c 世帯主の負傷がなく、かつ、住居が全壊した場合（住居の全体が滅失した場合を除く。） 350 万円

エ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220 万円
2人	430 万円
3人	620 万円
4人	730 万円
5人以上	1人増すごとに730 万円に30 万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。

オ 償還期間

10年とし、据置期間はそのうち3年（厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、5年）。

カ 利率

3%（据置期間中は無利子）

2 被災者生活再建支援法に基づく支援

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害

- ・災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村
- ・10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ・100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 等

(2) 対象世帯

上記の自然災害により

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。なお、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害の程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

3 被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数等

(2) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の積極的な活用を検討する。

(3) 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(5) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

4 愛媛県による資金の貸付等

県は、被災者のうち要件に該当する者に対して、市や社会福祉協議会と協力しながら、その趣旨の徹底を図り、適切な資金の融通措置を講ずる。

(1) 生活福祉資金

(2) 母子福祉資金

(3) 父子福祉資金

(4) 寡婦福祉資金

市は、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行う。

第4 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は、次の措置を講ずる。

1 住宅の確保

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(2) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

(3) 市営住宅等の供給

市営住宅等や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議するとともに、必要に応じ、災害公営住宅の整備により供給する。

この場合、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は、滅失住宅戸数等の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が図られるよう努める。

(4) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(5) 災害住宅に対する融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、県等関係機関と協力して、住宅金融支援機構の行う融資制度をあっせんし、早急に被災者の住宅確保が図られるよう努める。

2 雇用機会の確保

災害により、収入の途を失った者の把握に努めるとともに、公共職業安定所等関係機関と協力して、臨時職業相談窓口の設置等により、適職への早期就職の促進を図る。

3 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障して生活の確保を図る。

第5 中小企業関係融資

災害により、被害を受けた中小企業に対する主な融資制度は、次のとおりである。

- 1 国民金融公庫資金
- 2 中小企業金融公庫資金
- 3 商工組合中央金庫資金
- 4 中小企業設備近代化資金
- 5 災害復旧高度化資金
- 6 中小企業機械類貸与制度

第6 農林漁業関係融資

災害時における主な農林漁業関係融資制度は、次のとおりである。

- 1 農林漁業金融公庫資金
- 2 農業近代化資金及び漁業近代化資金
- 3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく天災資金

第7 罹災証明の発行

市長は、被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、必要があると認めるときは、被災者に罹災証明書を交付する。

第8 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の受入れ及び配分

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けない。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包された物資は、受け付けない。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱

- ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一箇所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資は集約が困難であり、公平な配分の観点からも支障があることから、提供者に対して、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。
- イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

(3) 義援物資に関する広報

円滑な義援物資の受入のため、被災者のニーズを調査把握した上で、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先及び送付方法
- エ 個人からは、原則義援金として受け付けること
- オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、被災者のニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

2 義援金の募集

市は、義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

3 義援金等の配分

義援金等の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ、自治会、日本赤十字社、愛媛県共同募金会等の関係団体で構成する第三者機関を設置し、公平に配分する。

4 災害支援寄附の募集

ふるさと納税を通じた災害支援の寄附の受付に向け、ふるさと納税ポータルサイトで災害支援フォームを開設するなど、多様な支援を受け取る体制の構築に努める。

第9 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 市の広報

(1) 生活再建支援策の広報

市は、広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や以下の内容を広報・PRする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 市営住宅等及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報 等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

(3) 被災者への説明

被災者の各種支援制度等の活用にあたり、適切な情報発信を行うため、県や関係機関との連携を図りながら、最新の情報の収集や整理に努め、市民向けの支援制度の手引き等の作成を行う。

第10 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

また、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

2 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。